

大学研究ノート

第61号 (1985年3月)

明治
初期 専門教育成立に関する公文関係史料

三好信浩編

広島大学
大学教育研究センター

ま　え　が　き

本稿では、明治前期における専門教育成立関係史料のうち、とくに専門教育機関の成立に関する主要な官辯文書を掲載した。何を主要とみるかは、編者の主観的な判断によるが、各項ごとに「解説」をつけることによって、編者の意図を明確にさせたつもりである。

本稿が残した課題が多いことを、あらかじめことわっておく。まず、時期的にみれば、本稿で限定した時期の以前と以後を考えなければならない。蘭学の時代から始まる江戸末期の専門教育と、専門学校令の制定に至る明治中期までの専門教育の動向を見逃すわけにはいかない。また、本稿で限定した時期についても、官辯史料以外に、たとえば、外国モデルの受容形態とか、専門教育に関する各種の意見とか、専門教育の内容的実態とか、卒業生の専門的力量の評価など、拡げはじめれば際限がない。産業に関する専門教育については、これまでに若干の考察を進めてきたが（三好信浩著『日本工業教育成立史の研究』1979年、『日本農業教育成立史の研究』1982年、『日本商業教育成立史の研究』近刊予定、いずれも風間書房），これらの3領域を含むより総合的な専門教育成立関係史料の集成は、今後の作業課題である。よほど主体的な取捨選択をしない限り、その量はかなりぼう大なものになると予想している。

できれば、この『大学研究ノート』に、それらの主要なもののみを順次掲載したいと考えているが、そのことが果たしてどの程度の意義があるかは疑問なしとしない。新しい史料や正確な史料を紹介しているつもりであるが、さほどの利用価値がなければ、継続する意味は少ない。本稿に対する識者のご批判をまって、今後継続して発表するかどうかを判断したいと思う。あるいは、単行書にまとめた方が利用に便利かも知れない。

本稿は、三好信浩と教育学部助手の岩田高明の共同作業で作成された。序および解説は三好が執筆し、岩田が関係史料の整理や浄書にあたった。掲載した史料の出典は、各々の史料の末尾に記した。タテ書き史料をヨコ書きに直したことおよび旧字体を新字体に直したことを除いては、できるだけ原史料を忠実に再刻したつもりである。

1984年1月

教育学部教授 三好信浩

目 次

序 一専門教育成立小史	1
1. 新政府の専門教育政策	5
(1) 大学校構想の曲折	5
解説	5
史料①明治2年の大学校規則	6
史料②明治3年「大中小学規則」	6
(2) 旧幕府医学所の再編成	8
解説	8
史料③東京医学校の「沿革略誌」	9
史料④明治2年の教師招聘計画	10
史料⑤明治4年の医学教育計画	11
史料⑥明治4年「医道ノ義ニ付建言」	17
史料⑦明治5年「日本医制案」	18
(3) 旧幕府開成所の再編成	21
解説	21
史料⑧東京開成学校の「沿革略誌」	22
史料⑨明治3年「大学南校規則」	23
史料⑩明治3年「大学南校舍則」	26
(4) 地方洋学校の再編成	26
解説	26
史料⑪明治1年「長崎府医学校規則」	27
史料⑫明治3年の長崎医学校の直轄	30
史料⑬明治2年の大阪舎密局講義計画	30
史料⑭明治3年の大阪舎密局の直轄	30
2. 文部省の専門教育政策	32
(1) 試行錯誤の教育施策	32
解説	32
史料⑮明治4年の東校南校の将来構想	33
史料⑯明治4年の専門学校敷地確保計画	33
史料⑰明治5年の専門学校開校閉校布達	33
史料⑱明治5年構想の学校系統図	35
史料⑲明治5年の商法学校計画	36
史料⑳明治5年の駿河台専門大学校計画	36
(2) 学制二編追加と専門学校教則	39
解説	39
史料㉑明治6年「外国法学校教則」	40
史料㉒明治6年「外国理学校教則」	41
史料㉓明治6年「外国諸芸学校教則」	43

史料②明治 6 年「外国工業学校教則」	45
史料③明治 6 年「外国鉱山学校教則」	46
(3) 専門大学校としての東京大学	47
解説	47
史料④明治 6 年の専門学校用地確保計画	48
史料⑤明治 6 年の「文部省報告」	49
史料⑥明治 6 年の専門学校教師招聘計画	50
史料⑦明治 6 年の専門学校校舎建設設計画	51
史料⑧明治10年の東京大学開校の上申	52
史料⑨開校当初の東京大学の学則	52
3. 専門教育の主務省管理	60
(1) 工部省の工業専門教育	60
解説	60
史料⑩明治 4 年の工部学校建設設計画	60
史料⑪明治 5 年の教師招聘計画	61
史料⑫明治 6 年「工業寮入学式並学課略則」	62
史料⑬明治 7 年「工学寮学課並諸規則」	64
(2) 開拓使の農工専門教育	72
解説	72
史料⑭明治 4 年アンチセルの専門大学校計画	73
史料⑮明治 5 年の農工諸課仮学校計画	76
史料⑯明治 5 年「仮学校規則」	76
史料⑰明治 8 年草定「学業順序」	79
史料⑱開校当初の札幌農学校の学則	79
史料⑲専門教育主務省管理の「弁論」	81
(3) 司法省の法律専門教育	83
解説	83
史料⑳明治 4 年の明法寮設置の上申	83
史料㉑明治 5 年の明法寮教師増員計画	84
史料㉒明治 5 年「明法寮生徒規則」	84
(4) 大蔵省の簿記専門教育	85
解説	85
史料㉓明治 7 年「銀行学局規則」	86
史料㉔明治10年「銀行学伝習生徒規則」	87
(5) 内務省の農業専門教育	88
解説	88
史料㉕明治 7 年の教師招聘計画	89
史料㉖明治 8 年の農学校計画	90
史料㉗明治 9 年の「農事修学場入学規則」	93
史料㉘明治10年の「農学校入学規則」	96

序——専門教育成立小史

古代中国の学制にならって、小学の教育を越えたより高度の教育を専門教育とみるならば、すでに古代律令の大学寮における経学の教育にその起源があるし、あるいは、特殊な専門技術の教育を専門教育とみるならば、同じく律令時代の典薬寮や陰陽寮などに、その萌芽をみてとることができる。

しかし、明治期に成立する近代公教育における専門教育とは、西洋の近代科学と近代技術に裏うちされた専門の学術技芸の教育をさすため、その起源は近世の蘭学の時代に求められる。『解体新書』の訳出以来、蘭学の教育は西洋医学を導入する手段としての蘭語の教育から緒についた。蘭学者たちは、私塾の形態をとって、門人にまず蘭語を教え、さらに医学の理論や技術の指導に及んだ。伊東玄朴の象先堂や緒方洪庵の適塾など、有名な蘭学私塾が発達した。オランダ商館付医師シーボルトの鳴滝塾のような外国人の経営する私塾も生まれた。

西洋列強の軍事的圧力が強まった幕末期には、蘭学の教育は医師の教育から武士の教育にかわり、幕府や諸藩の公権力の関与する軍事中心の技術教育へと拡大した。西洋の技術教育史では、医学につぐ古い歴史をもつのは航海学校と鉱山学校であるとされているが、日本の場合も、軍事に傾斜しつつ、医学の教育は航海と鉱山の教育へと展開した。

航海の教育は、天文学と物理学に裏うちされて大航海時代に発達するが、日本では、蒸気軍艦を操縦する技術の伝習として出発した。安政2年（1855）に、オランダ国王から献貢されたスームビンク号で開始されたオランダ海軍士官による学理と実地の教育は、長崎海軍伝習と呼ばれ、わが国の航海教育の端緒となり、やがて幕府の軍艦教授所や諸藩の海軍学校に引き継がれた。

鉱山の教育は、化学の発達に裏うちされた鉱物の分析から出発したが、日本では、軍事目的をもつ精煉術となって、まず佐賀藩においてその教育が組織化された。すなわち、同藩では、嘉永5年（1852）に佐野常民を主任とする精煉方を設け、それ以前から火器の技術開発にあたっていた火術方および蘭書翻訳の人材を育成していた蘭学寮と提携しつつ、反射炉や蒸気船の技術開発を進めた。また、幕府では、とくに箱館奉行所において、武田斐三郎を学頭とする諸術調所や大島高任を主任とする坑師学校を設けて、この方面的教育に着手した。

安政3年（1856）に幕府の設けた蕃書調所は、外圧の激化に対処し洋学を振興する目的で作られたもので、のちには開成所と改称されて、より総合的な専門教育機関として発展した。その前身にあたる幕府天文方の翻訳事業を継承しつつ、語学の範囲を蘭語から英・独・仏・露語にまでひろげ、窮理（物理）学、舎密（化）学、物産学、器械学その他の専門学科の研究と教育を開始した。全国から、当時の一流の洋学者を召しかかえて教授に任命し、のちにはオランダ人ハラタマをその中に加えた。それと同時に、伊東玄朴らの開いた種痘所を幕府の直轄にし、医学所と称した。開成所・医学所という、幕府直轄の二つの専門教育機関が出そろうことになった。

明治維新後の政権を担当した開明派の官僚たちは、福沢諭吉らの提唱した実学主義の教育思想に刺激され、洋学を身につけた実学人材の育成を、喫緊の政治課題とみなした。すでに幕末から始まっていた軍事技術の人材養成を核にしつつも、皇國の富強のために、さらに広範囲にわたる新しい人材を確保するため、新政府の各省はいっせいに専門教育機関の創置に着手した。新政府の発足後、日ならずして、各省の専管する専門教育機関が陸續と生まれ、百花齊放のにぎわいをみせることになるが、その主要なものは以下のとおりである。

①まず、軍事技術の人材養成は、明治2年（1869）2月に創置された兵部省において、大村益次

郎を中心にして推進され、同年大阪に兵学寮が開設された。翌明治3年（1870）に、東京の海軍操練所を海軍学寮と改めたのを機に、大阪の兵学寮を陸軍兵学寮と改称し、翌年東京に移転した。明治5年（1872）に兵部省は陸軍省と海軍省となり、その後陸軍兵学寮は陸軍士官学校に、海軍兵学寮は海軍兵学校へと発展し、さらにその下に、砲兵学校や機関学校などが設けられた。なお、旧幕府からの慣行により、陸軍はフランス人が、海軍はイギリス人が教導にあたった。

②国家富強のためには、軍事技術と並んで工業技術の近代化が急がれた。明治3年閏10月に創置された工部省では、伊藤博文・山尾庸三らが中心となって、工業学校計画をたて、明治6年（1873）にイギリスからグラスゴー大学出身のダイアーを長とする9名の教師陣を雇い入れて、開校の運びとなった。はじめ工学寮と呼ばれ、のちに工部大学校と改められ、わが国の工業技術者養成のメッカが形成された。

③ロシヤの南下に対抗して北辺の警護を固めることも、幕末期からの大きな政治課題であった。明治2年7月に北海道開拓使が設けられ、翌年、黒田清隆が開拓次官に就任すると、開拓に必要な人材養成に着手した。黒田がアメリカに渡って雇い入れたアンチセルの献言をもとに、明治5年に農業工業諸課の仮学校が東京に設けられた。その後、専門教育の方針をめぐって曲折があったが、最終的には、明治9年（1876）にマサチューセッツ農科大学をモデルにした札幌農学校を設け、同大学長クラークを雇って農業の専門教育を開始した。

④国家の近代化を進めるためには、法律知識を身につけた官僚や司法官が必要であることはいうまでもない。西洋では、法曹教育は医療教育と並んで中世大学に起源をもつが、わが国で本格的な法学教育がスタートするのは、明治4年（1871）7月に司法省が設けられて以来のことである。すなわち、同省は創置2か月後に司法官養成のための明法寮を設けた。翌年江藤新平が司法卿に就任すると、フランス人ブスケを教師として法学教育を開始し、その後フランス人ボアソナドなどを教師に加えた。明治8年（1875）に明法寮は廃止されたが、法学教育は司法省直轄の法学校に引きつがれた。

⑤工部省の国営工業化政策に対して、明治6年11月に創置された内務省は、大久保利通を中心にして、農業や畜産などの民業を育成する殖産興業政策を推進し、明治7年（1874）には、畜産を主体とする学校計画をたてた。サイレンセスター農科大学のカスタンスやマクブライドなど5名のイギリス人教師を雇い入れ、明治9年に農事修学場の名称で開校し、翌年駒場農学校と改めた。しかし、内務省の教育方針の不明確さや教師待遇の不手際などの理由で、イギリス人が総退陣したため、のちにフェスカやケルネルなどドイツ人教師によって教育が行なわれるようになった。

⑥西洋の技術教育史では、大学で教育が行なわれるようになる医療と法曹を除く専門技術学校としては、航海と鉱山の学校が古い歴史をもつことを先述したが、それにつづくものは、畜産と簿記の学校であるとされている。その畜産の学校は上記のように内務省によって着手され、残る簿記の学校は大蔵省によって設置されることになった。大蔵省それ自体は明治2年7月の創置であって歴史は古いか、簿記の学校は明治7年にイギリス人シャンドを教師にして銀行学局を設けたことから緒についた。この銀行学局はその後いったん閉鎖されるが、明治10年（1877）に銀行学伝習所として再開された。

⑦明治初期に成立する専門学校は、以上にみたように、新政府の各省が自省に必要な実務的人材の養成を目指して、主務省管理の原則のもとにスタートした。これに対して、明治4年7月に創置された文部省が、教育行政の府としてどのような政策を開いたかが注目される。文部省創置以前の教育行政は、旧幕府時代の慣行によって大学が担当してきたが、その大学の主導権をめぐって儒学者、国学者、洋学者がきびしく争い、事実上の機能停止に陥った。その間、実学人材の必要性か

ら旧幕府の開成所と医学所が再開され、アメリカ人フルベッキらの指導のもとに、専門教育の再編成が進められた。文部省発足後も、両校の教育は継続したが、文部省は教育政策の力点を、小学校とその教師を養成する師範学校に置いたため、専門教育に有効な政策を打ち出すことができずにいた。明治6年2月には、その前年に制定した学制に専門教育の規定を追加し、「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」を専門学校と称し、その種類として、法学校、医学校、理学校、諸芸学校、鉱山学校、工業学校、農業学校、商業学校、獸医学校を挙げた。しかし、文部省としては、これらのいずれの専門学校も自前で設置することはできず、紆余曲折の末、結局は原点に戻って、旧幕府の開成所と医学所を、総合的な専門大学校として再編成することにして、明治10年に東京大学を作り、文・理・法・医の4学部を設けた。このうち医学部は、ドイツ人教師によって指導されたが、他の3学部は、アメリカ人、イギリス人、フランス人、ドイツ人など多国籍の混成教師陣によって教育が行なわれた。

以上において、明治10年までに、新政府各省が展開した専門教育政策の概要を記した。短期間に、これだけ広汎な専門領域にわたって、政府立の官立専門学校が成立した事例は、世界の教育史に照らしてみても珍しいのではないかと思われる。このほかにも、各府県の設けた、舎密局、理化学校、医学校、商法講習所などの公立専門学校や、福沢諭吉の慶應義塾、近藤真琴の攻玉塾、津田仙の学農社農学校、岩崎弥太郎の三菱商船学校などの私立専門学校が、明治10年までに相ついで呱々の声をあげた。まさしく、日本の近代教育は、実務的人材養成のための専門教育を核にしてスタートしたといつても過言ではない。

これらの専門学校では、西洋伝来の科学と技術が教育されたため、その教師には西洋人があてられた。彼らの国籍は、各省に対する西洋各国の影響関係や、専門教育を推進した官僚好みなどによって規定された。来日したお雇い教師たちは、単に教育を担当するだけでなく、専門教育の編制や方法に関する西洋モデルをさし示した。たとえば工部大学校のダイアードは、ヨーロッパ諸国の工業教育の思想と制度を統合した実験モデルを示し、札幌農学校のクラークはマサチューセッツ農科大学の編制をそのまま移し植えるという特定モデルをさし示した。これに対して、多国籍の教師から成る開成学校の場合は、各自が自己流に専門学を教育するという混成モデルとなった。これらの西洋モデルの受容形態については、すでに当大学教育研究センターの紀要に発表したので、ここで多くを述べることを省略する（拙稿「専門教育に関する西洋モデルの受容形態」『大学論集』第8集、1980年）。

ちなみに、明治10年の時点における、政府各省の官立学校と、その教師陣の国籍を図示してみれば、下図のとおりである。

東京大学		工部大学校	札幌農学校	法学校	駒場農学校	銀行学伝習所	士官学校	兵学校
文部省	多国籍	工部省	開拓使	司法省	内務省	大蔵省	陸軍省	海軍省
ドイツ	イギリス	アメリカ	フランス	イギリス	ドイツ	イギリス	フランス	イギリス

明治政府の強力な関与があったがゆえに、西洋諸国に比べてみると、日本の専門教育の形成が迅速かつ堅固であったことは認めるにしても、本稿の標題に掲げたように専門教育関係史料を集成するとなれば、成立に至る期間が長いだけに、その量はぼう大なものとなる。いずれ、鋭意その集大成をはかる予定はあるが、今回はその中の一部を再刻して関係各位の便に供したいと思う。

本稿で提示する史料は、明治維新の新政府各省の推進した専門教育政策に関する官辯史料を中心にする。主として、国立公文書館に所蔵される『公文録』または『太政類典』から引用したが、そのわけは、近い将来ともこれらの史料が再刻公刊される可能性に乏しいことによる。なお、本稿は紙幅の都合上、明治初期において専門教育機関が出そろう段階での史料に限定した。それ以降の時期については次回にゆずることにする。

1. 新政府の専門教育政策

(1) 大学校構想の曲折

〔解説〕 江戸時代の大学とは、漢学の殿堂である昌平黌をさし、その大学頭は学術の長であるとともに教育行政の長でもあった。明治維新期に入ると、この漢学者の支配する教育体制に対して、国学者がいち早く改革の声をあげた。明治1年2月、まだ新政府の政治方針も定まらない間に、平田派の国学者3名（平田錠胤、玉松操、矢野玄道）が委員となって学校取調にあたり、「学舎制」をまとめた。それは、古代大学寮の4つの課程（明経道、文章道、明法道、算道）を手直しして、5つの課程（本教学、經世学、辞章学、方伎学、外蕃学）から成るとされた。外蕃学（漢土、魯国、英國、仏國、阿蘭、天竺、三韓）が加わっているとはい、さほど新味のあるものではなかった。

国学派が学制改革の名乗りを挙げたことは、当然のことながら伝統教学の担い手である漢学派の反撲を招いた。そこで、明治1年9月には、両派の対立を緩らげる妥協策として、京都に皇学所と漢学所が設けられた。前者は、さきの学舎制を実現したものであり、後者は、それまで公家の教育所として京都に設けられていた学習院を再編成したものである。しかし、両学派の反目ははげしく、翌年9月には、京都に大学校を創設するという理由で、皇学所も漢学所も廃止され、その大学校計画もまた中止に追い込まれた。

他方、東京では、旧江戸幕府の昌平黌・開成所・医学所の3校が新政府に接収され、その再興が進められ、明治1年6月に医学校と昌平学校が、同年9月には開成学校が開設された。明治2年6月15日には、新政府の大学校計画がまとめられて布達された。『公文録』では、「学校規則」の件名になっているが、その内容はまさしく大学校規則である（史料①）。これにより、大学校は、本部としての大学校と3つの分局に分けられ、当面は昌平学校を大学校にして、開成学校と医学校を分局にし、もうひとつの分局である兵学校は軍務官の下におくことにした。本部としての大学校は、旧制度を踏襲して教育機関であるとともに教育行政機関であるが、これまでのよう漢学だけでなく国学も教授することになった。これに対して、2つの分局が洋学の専門教育の場となった。

明治2年12月には、大学校を大学に、開成学校を大学南校に、医学校を大学東校に改めた。翌明治3年3月19日になると、その大学は、「大中小学規則」を草定して太政官に上梓方を上申した（史料②）。太政官は大学の学則制定を優先させることを指示したため、この大中小学規則は正規の法としての効力はもたなかつたが、その内容は、西洋諸国に範を求めて大中小の系統的な学校制度を企図したもので、その後の教育政策を方向づける重要性をもつていた。その草定にあつたのは、学校取調御用掛の任にあつた箕作麟祥らの洋学者であったと推定される。

ところが、本校である大学の主導権争いは一向に衰えをみせず、国学派と漢学派の抗争に洋学派も巻き込まれて、混迷が続いた。結局、明治3年7月12日には、本部である大学が閉鎖のやむなきに至り、洋学派の拠点となつた大学南校と大学東校のみが残つたが、それらも次項に述べるように紆余曲折を経ることになる。

〔史料①〕 明治 2 年の大学校規則

学校規則

道ノ体タルヤ物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナシ其大外ナク其小内ナシ乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載スル所学校ハ乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ広メ才徳ヲ成シ以テ天下国家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋シ神典国典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國体ノ弁スルニ在リ乃チ皇國ノ目的学者ノ先務ト謂フ可シ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦皆是斯道ノ在ル所學校ノ宜シク講究採択スヘキ所ナリ且兵學医学ノ如キ國ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所政務中ニ於テ最重スヘキノ事ニシテ外國ト雖凡其長スル所ハ亦皆採テ以テ我國ノ有トルコト勿論ノミ如此ナレハ旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ其キ知識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖是レ乃チ大學校ノ規模ナリ

大学校

一神典国典ニ依テ國体ヲ弁ヘ兼テ漢籍ヲ講明シ實學實用ヲ成ヲ以テ要トス

大学校分局ノ所

大學校区域未廣悉ク三校ヲ設ケ難シ姑ク其名ヲ殊ニシ以テ分局トス然ニ大學校ノ名ハ三校ヲ総テ是レヲ称スルナリ

開成学校

一普通学ヨリ専門学科ニ至ル迄其理ヲ究メ其技ヲ精フルヲ要トス

兵学校

一今此局ヲ設ケス姑ク是レヲ軍務官ニ付ス

医学校

一医理ヲ明ニシ薬性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ實驗ノ究ルヲ要トス

(出典) 『公文録』 大学校之部、己巳自六月至十二月、「学校規則御達」

〔史料②〕 明治 3 年「大中小学規則」

大中小学規則上梓伺

大学規則

学 体

道ノ体タル物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナシ其理ハ則綱常其事ハ則政刑学校ハ斯道ヲ講シ實用ヲ天下國家ニ施ス所以ノモノナリ然ハ則孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道格物窮理日新ノ學是皆宜シク窮覈スヘキ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求ムルノ 聖旨ニ副ハシヲ要ス勉メサル可ン哉

学 制

輦轂ノ下大学一所ヲ設ケ府藩県各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ広メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス而シテ大學ハ人文ノ淵藪才徳ノ成就スルトコロ之ニ入

ラントスル者必ス先ツ其地方ノ考課ヲ歴諸学漸ク熟シテ始テ 輩下ニ貢進スルヲ獲ルナリ

貢 法

生徒凡ソ三十歳以下ヲ限り其地方ノ考課ヲ歴知事証憑ヲ予ヘ 輩下ニ貢進スル者之ヲ大学生ニ補シ各自好ムトコロノ科業ニ就キ博士助教ノ指授ヲ受ケシム在学三年ヲ期トシ期満ツレハ則退学シ若クハ在学中選任セラル、者アレハ隨テ定額ノ人員ヲ貢進セシム其定員ノ如キハ之ヲ後議ニ付ス

試 法

試芸対策ノ法ヲ立テ春秋ノ二仲月預メ日ヲ剋シ其臧否ヲ對試シ優等甲科ニ登ルアラハ各其条件ニ就キ反覆討論ヲ遂ケ言行相符スル者ヲ判定シ状ヲ具シ申奏シ以テ廊廟ノ采択ニ充ツ

学 費

府藩県管内石高ニ応シ公納セシム其定額ノ如キハ之ヲ後議ニ付ス

学 科

教科

神教学 修身学

法科

国法 民法 商法 刑法 詞訟法 万国公法 利用厚生学 典礼学 施政学 国勢学

理科

格致学 星学 地質学 金石学 動物学 植物学 化学 重学 数学 器械学 度量学 築造学

医科

予科

数学度量 格致学 化学金石動植学

本科

解剖学 原生学 原病学 藥物学 毒物学 病屍剖驗学医科断訟法 内科外科及雜科治療学兼
摂生法

文科

紀伝学 文章学 性理学

庚午二月

中小学規則

小 学

子弟凡八歳ニシテ小学ニ入り普通学ヲ修メ兼テ大学専門五科ノ大意ヲ知ル

句説 習字 算術 語学 地理学 五科大意

子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入ル

中 学

子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ十六歳ニ至リ中学ニ入り専門学ヲ修ム科目五アリ大学五科ト

一般

教科

神教学 修身学
法科
国法 民法 商法 刑法 詞訟法 万国公法 利用厚生学 典礼学 施政学 国勢学
理科
格致学 星学 地質学 全石学 動物学 植物学 化学 重学 数学 器械学 度量学 築造
学
医科
予科
数学度量 格致学 化学鉱土植物学
本科
解剖学 原生学 原病学 薬物学 毒物学 病屍剖驗学 医科断訟法 内科外科及雜科治療学兼
撰生法
文科
紀伝学 文章学 性理学
子弟凡ソ二十二歳ニシテ中学ノ事訖リ乃チ其俊秀ヲ選ヒ之ヲ大学ニ貢ス
庚午二月

三科必読書目
理科医科ノ二科ハ専ラ南校東校ノ管スル所故ニ姑ク略之
教科
古事記 日本紀 万葉集 古語拾遺 宣命 祝詞 孝經 論語 大学 中庸 詩經 書經 周易 礼記
法科
令 残律 儀式 延喜式 江家次第 三代格 法曹至要抄 周礼 儀礼 唐六典 唐律 明律
文献通考 大学衍義補
文科
五国史 三鏡 大日本史 枕草子 源氏物語 春秋左氏伝 国語 史記 前後漢書 通鑑 文
章軌範 八家讀本

(出典) 『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、「大中小学規則上梓伺」

(2) 旧幕府医学所の再編成

〔解説〕 旧幕府医学所の起源は、安政5年（1858）に伊東玄朴が江戸の於玉ヶ池に種痘所を設けたことに端を発する。その後、文久1年（1861）に西洋医学所、文久3年（1863）に医学所と改称されて明治維新に至った。明治1年（1868）に新政府によって復興され、明治10年（1877）に東京大学医学部となるが、その10年間に、医学校→大学東校→東校→第一大学区医学校→東京医学校と、その名称は目まぐるしく変転した。そのことは、教育の管理や編制も一定しなかったことを物語っている。この間のいきさつを、要領よく解説したものに、明治10年刊行『東京大学医学部一覧』の中の「沿革略誌」が参考になる（史料③）。

この沿革略誌の中で注目すべきことは、明治3年（1870）にドイツ連邦プロシャより2名の教師を雇い入れることが認められ、プロシャ政府に依頼が発せられたことである。これより先、再開後の医学校には、イギリス公使パークス（H.S. Parkes）の推挙で、公使館付医師ウィリス（W.Willis）が教育に関係していた。新政府官僚の中にもイギリス医学を支持する者があり、一時期はイギリスをモデルにする可能性も生じたが、明治2年（1869）2月に、かつて長崎でオランダ医学を学んだ相良知安と岩佐純が医学取調御用掛となるに及んで、フルベッキ（G.F. Verbeck）の助言やオランダ医学とドイツ医学の関連性などを考慮し、ドイツ医学の採用を決した。その上申は明治2年12月に出され（史料④）、明治4年（1871）7月に2人の軍医ミュルレル（L.B.C. Müller）とホフマン（T.E. Hoffmann）が来日の運びになった。

明治4年には、これら2人を本科教師とする医学教育計画が策定された（史料⑤）。この史料は、明治4年12月の文部省『公文録』の付属文書として添付されており、それ以前に作成されたものである。明治4年から明治12年（1879）までの年次計画まで含まれており、この時期にその後の医学教育の基本計画が固まったことがわかる。東京医学校の初めての学則として重要である。

日本の医療を近代化するため、その教育をも含めて医療行政を一元化することは、新政府の重要な政治課題のひとつであった。すでに早くから諸種の建議がなされた中で、明治4年の大学東校と明治5年の文部省の献策はとくに注目に値する。前者の献策は、「医道ノ儀ニ付獻言」の件名で、明治4年4月の『公文録』に収められている（史料⑥）。兵部の医員や宮中の典医まで含めて大学東校の管理を主張している。後者の献策は、「日本医制案」と題して『大隈文書』に収められている（史料⑦）。文部省による医政の支配をうたっているが、明治5年に草定されたこと以上の詳しい事情は目下のところ不明である。

のちに、長崎の医学校の史料を紹介するが、それらを総合してみると、専門教育のうちでも、とくに医療は江戸時代にすでに実績があり、維新後にもっとも早く再開され、重視されてきた。専門教育の諸領域のうちでも中心的位置を占めつづけることになる。

【史料③】 東京医学校の「沿革略誌」

沿革略誌

安政五戊午年紀元二千五百十八年伊東玄朴主トナリ戸塚静海等ニ謀テ徳川政府ニ請ヒ新タニ一舎ヲ神田於玉ヶ池ニ設立シ種痘館ト名ク當時西洋医術ヲ以テ門戸ヲ江戸ニ樹ル者八拾余名各金若干ヲ醵シ五百八拾余円ヲ得タリ以テ其資ニ供ス當時勘定奉行川路左衛門尉亦其所有地ヲ貸付シ此挙ヲ助クト云是歲祝融ノ厄ニ罹ル翌年^{安政六年}_{己未年}更ニ講堂寮舍ヲ下谷和泉橋通リニ建テ特ニ大槻俊斎ヲ頭取トナシ医務ヲ總ヘシム

万延元^{庚申年}_{二千五百九年}幕府金若干ヲ賜ヒテ其費用ヲ助ケ種痘所ト改称ス

文久元^{辛酉年}_{二千五百零一年}幕府種痘所ヲ改メ西洋医学所ト称シ尽トク校費ヲ給ス其西洋ノ二字ヲ冠スル者ハ從前設立セル医学館（漢医学校）ト區別スル所以ナリ翌年^{文久二年}_{壬戌年}俊斎没ス緒方洪庵ヲ大阪ヨリ徵シ頭取トナス洪庵即チ生徒ヲ集メテ医学ヲ教授ス先是幕府松本良順ヲ長崎ニ遣リ和蘭医官ボムベ氏ニ就キ医術ヲ學ハシム良順乃チ其地ニ病院ヲ設立シ和蘭ノ制ニ倣ヒ生徒ヲ教授ス蓋シ是ヲ本邦病院設置ノ濫觴トス

洪庵没ノ良順之二代ル

文久三^{癸亥}年^{三千五百}二月西洋ノ二字ヲ削リテ単ニ医学所ト称ス
明治元^{戊辰}年^{三千五百}三十八年王政維新ノ際朝廷医学所ヲ置キ以テ鎮将府ノ所轄トナス當時官仮リニ軍陣病院ヲ横浜ニ設ケ英医「ウキリース」氏ヲ聘シテ兵士ノ創痍ヲ療セシム是歳九月之ヲ下谷旧藤堂邸ニ移シ大病院ト称ス時ニ前田信輔ヲノ其事務ヲ理セシム尋テ緒方惟準石神良策之ニ代レリ此際医学校病院共ニ軍務官ニ属シ後東京府ノ所轄トナル
明治二^{己巳}年^{三千五百}三十九年五月官大学校ヲ興スニ及シテ即チ大学校ニ属シ本校ヲ病院ニ合シ医学校兼病院ト称ス七月大学校ヲ大学ト改称尋テ本校ヲ大学東校ト改ム此時ニ当ツテ岩佐純相良知安等ヲ徵シテ校務ヲ掌ラシム是歳岩佐純ヲ大阪ニ遣シテ大阪医学校ヲ開ケ
明治三^{庚午}年^{三千五百}三十一年独逸本国ヨリ医学教師ヲ聘センコヲ請ヒ允可ヲ得テ之ヲ普国政府ニ嘱セリ是歳刑人帰スル所ナキ者ハ解剖センコヲ建議シ其裁可ヲ得ル又医学留学生拾二名ヲ選ビ同國ニ派遣ス
明治四^{辛未}年^{三千五百}三十二年夏ニ普国政府ニ嘱シ雇フ所ノ医官「ドクトル、ミュルレル」「ドクトル、ホフマン」ノ二氏來航ス延テ教頭ト為シ大ニ学則ヲ改革シ学科ノ課程ヲ定メ更ニ予科本科ノ二科ヲ設ケ仮リニ独逸人「ドクトル、シモンス」氏ヲ予科教師ニ充ツ八月大学東校ヲ単ニ東校ト改ム
明治五^{壬申}年^{三千五百}三十三年製薬教授「ニューエルト」氏理化学教授「ドクトル、コッヒュウス」氏博物学教授「ドクトル、ヒルゲンドルフ」氏語学教授「ドクトル、フォンク」氏等聘ニ応ノ独逸国ヨリ來航シ予科生徒ヲ募ル於是学校ノ規模粗立ツ先是佐藤尚中岩佐純ニ代リテ校務ヲ理ム尋テ長谷川泰之レニ参ス」八月第一大学区医学校ト改称シ相良知安再ヒ校長トナル
明治六^{癸酉}年^{三千五百}三十四年六月製薬学教場ヲ設ケ教則ヲ定ム七月解剖学教授独逸人「ドクトル、ヂューニツ」氏來航ス十月東京府囚獄徵役場養育院ノ病屍解剖ヲ允請ス
明治七^{甲戌}年^{三千五百}三十五年五月東京医学校ト改称九月長与専斎校長トナル十月長崎医学校ヲ本校ニ併ス八月「ドクトル、ミュルレル」「ドクトル、ホフマン」両氏期滿テ雇ヲ解ク十二月内科教授「ドクトル、ウエルニヒ」外科教授「ドクトル、シュルツ」両氏來航之レニ代ル此月本校廩屋傾頽ニ因リ本郷旧加州邸内ニ於テ新築經營ノ事ヲ允請ス
明治八^{乙亥}年^{三千五百}三十六年五月始メテ通学生教場ヲ開キ邦語ヲ以テ普通医学ヲ教授ス学ニ入ル者六拾名爾後毎年五月十一月ノ両期ニ於テ各六拾名ヲ募ル七月本郷ニ於テ本校建築ノ經營ニ着手ス文部省ニ於テ本校廩務規制及ヒ權限ヲ改訂セラル
明治九^{丙子}年^{三千五百}三十七年六月池田謙斎校務ニ參ス六月生理学教授「ドクトル、エルヴィン、ベルツ」氏來航ス十一月新ニ製薬学通学生教場ヲ設ケ毎年五月十一月ノ両期ニ於テ生徒各六拾名ヲ募ル内科教授「ドクトル、ウエルニヒ」氏期滿チテ國ニ帰ル生理学教授「ドクトル、ベルツ」氏之ニ代ル十二月本郷ノ新築略其功ヲ竣ム因テ本校ヲ移ス
明治十^{丁丑}年^{三千五百}三十八年四月池田謙斎校長ノ任ヲ嘱セラレ長与専斎校務ニ參ス文部省ニ於テ本校及東京開成学校ヲ合セテ東京大学ト改称シ本校ヲ東京大学医学部ト為シ校長ヲ綜理ト改メラル十一月予科教則中和漢学ノ一科ヲ置ク

(出典) 『東京大学医学部一覧』, 明治10年, 国立公文書館所蔵

〔史料④〕 明治2年の教師招聘計画

今般英医ウリース御暇被下置候ニ付テハ急ニプロイセン国ヨリ盛學ノ医官二人英語ヲ以教授イタシ候者来年ヨリ向六ヶ年御徵被下度右ハ医生英語ニ達候故必英語ニテ教授可致吳様最初ヨリ御定約有

之度候事

十二月八日

大学校

弁官

御中

別紙条約書ノ通談判相済候條御検印相願候也

庚午二月二日

大學

弁官

御中

独逸医者式人本国ヨリ呼寄廉々

一医者二人三年ノ間可相雇事

一月給ノ儀ハ第一等ノ医者一個月洋銀六百枚第二等ノ医者三百枚可相払事

但是ハ二人横浜上陸ノ月ヨリ日本暦ニ従ヒ可払事

一右二人相当之住宅相渡可申事

但食事其外召仕雇人ハ自分ニテ相弁可申事

一式人往復ノ旅用可相渡則日本へ渡航ノ旅費トシテ此節洋銀一千枚宛相渡追テ帰国ノ節一千枚ツ、

相渡可申事

一本国出立支度入用トシテ第一等ヘ洋銀一千枚第二等ヘ六百枚此節相払可申事

一第一等ノ医者ハ日本東京医学校教師頭取タルヘキ事

一学制規則大丞大博士へ申談シ別当調印ノ上施行可致事

(出典) 『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、「独逸医二名本国ヨリ雇入伺」

〔史料⑤〕 明治4年の医学教育計画

(第2号文書)

教場 分課

内員生教授

本科教授

ミユラル

ホフマン

通弁

司馬中教授

三宅大助教

桐原大助教

足立大助教

解剖学復講

予科教授

シモンス

予科助教

三崎大助教

数学助教

武藏孫太郎

外員生教授

生理学

桐原大助教

病理学

足立大助教

薬剤学

長谷川大助教

解剖学

片山隆策

理学

樺村貞軒

化学

第一条

一今般改革ノ学政ニ從事スル内員生ハ堅ク誓約ヲ定メ之ヲ確守スヘキ事

第二条

一内員生ノ学科期限ハ予科ヲ二年トシ本科ヲ五年ト定ムル事

第三条

一専則ヲ堅ク守ル可キ事

第四条

一内員生ハ学校本真ノ生徒ニシテ諸事取扱別段ニ相成候事

第五条

一内員生ハ親シク教師ニ接シ試業ヲ受ケ学科順序ヲ踏ム可キ事

第六条

一外員生ハ三年ヲ期スル事

第七条

一外員生ハ教官ニ就テ教ヲ受ケ各人ノ望ニ従テ教師ノ講義ヲ傍聴セシムル事

第八条

一外員生タリ凡優等ノモノハ臨時試問ノ上内員生へ加フ可キ事

第九条

一内外員共毎月初ニ請人ヨリ飯料ヲ納メ決シテ遅滞不可致事

予科

真小学

千八百七十一年ヨリ七十二年迄

教官
生徒

一員ヨリ二員
六十員ヨリ八十員

日耳曼学

六講

羅甸学

六講

数学

四講

化学

六講

総計二十講

當時医学生ヲシテ兼テ羅甸学ト化学ノ講ニ就
シム

千八百七十二年ヨリ七十三年迄

生徒百二十人

六等生徒八十人

学科前ノ如シ

総計 教官三人 生徒二百人

千八百七十三年ヨリ七十四年迄
六十人ノ生徒ヲ医学ニ入ラシム他ノ六十人ヲ | 六等及五等生徒百六十人
上等ノ学科ニ進シム更ニ六十人ノ生徒ヲ選入
ノ再ヒ百二十人ト為ス
総計 教官五人 生徒二百八十人

千八百七十四年ヨリ七十五年迄
七十三年ヨリ七十四年間ノ如シ | 六等五等生徒二百四十人
生徒百二十人
総計 教官六人 生徒三百六十人

千八百七十五年ヨリ七十六年迄
上ノ如シ | 六等五等四等三等生徒三百人
生徒百二十人
総計 教官七人 生徒四百二十人

千八百七十六年ヨリ七十七年迄
上ノ如シ | 六等五等四等三等二等生徒三百六十人
生徒百二十人
総計 教官八人 生徒四百八十人

千八百七十七年ヨリ七十八年迄
六十人ノ生徒ヲ医学ニ入ラシメ他ノ六十人ヲ | 六等生徒四百二十人
上等学科ニ進マシメ更ニ新入ヲ禁ス
総計 教官八人 生徒四百八十人

千八百七十八年ヨリ七十九年迄
予科学ヲ廃ス | 六等生徒
前年ノ生徒ヲ分テニトス総計生徒四百八十人
総計 教官八人
(第3号文書)

当今医学ヲ分ツテ予科本科ノニツトス即チ両科ノ教則如左
明治四年即千八百七十一年ヨリ明治五年即千八百七十二年迄

教官	生徒
日耳曼学	二十員
羅甸学	六講
数学	四講
化学	六講各

総計二十二講但一周日間以下準之

当时医学生ヲ兼テ羅甸学ト化学ノ講ニ就カ
シム

明治五年即千八百七十二年ヨリ七十三年マテ

生徒百六十人

学科前ノ如シ

総計 教師二人生徒百六十人

明治六年即千八百七十三年ヨリ七十四年迄

八十人ノ生徒ヲ医学ニ入ラシメ他ノ八十人ヲ
上等ノ学科ニ進シム更ニ八十人ノ生徒ヲ選入
ノ再ヒ百六十人トス

六等及五等生徒百六十人

明治七年即千八百七十四年ヨリ七十五年マテ

七十三年ヨリ七十四年間ノ如シ

六等五等四等生徒二百四十人

生徒百六十人

明治八年即千八百七十五年ヨリ七十六年マテ

上ノ如シ

六等五等四等三等生徒三百人

生徒百六十人

明治九年即千八百七十六年ヨリ七十七年マテ

上ノ如シ

六等五等四等三等二等生徒三百六十人

生徒百六十人

明治十年即千八百七十七年ヨリ七十八年マテ

八十人ノ生徒ヲ医学ニ入ラシメ他ノ八十人ヲ
上等学科ニ進マシメ更ニ新入ヲ禁ス
生徒八十人

六等生徒四百二十人

明治十一年即千八百七十八年ヨリ七十九年マテ

予科学ヲ廢ス

六等生徒前年ノ生徒ヲ分テニトス 総計生徒四
百八十人

明治十一年ニ至リ予科生徒悉ク本科ニ入り東校ニ於テ予科学ヲ教授スルヲ廢ス

予科学ハ元来中小学校ノ所管ニシテ東校ニ於テ教導スペキニ非ス然モ當時中小学校備ラス故ニ暫ク東
校中之ヲ設サルヲ得ス明治十一年ニ至リ小学ノ教備ルヲ以テ之ヲ一般ノ学ニ付シ東校ニ於テハ全ク
之ヲ廢スベシ

本科学則

第一期 冬 講義

○記載解剖学	十二講	○無機化学	六講	○礦物学	二講	○動物学	四講
総計二十四講							

第二期 夏

○生理各論	六講	○理学	六講	○植物学 採葉	三講	○有機化学	六講
○外科総物	四講						
総計二十五講							

第三期 冬

○解剖技術 合ノ十八講 ○化学局演習 ○生理総論 四講 ○外科総論 六講
○繩帶学 二講
総計三十講

第四期 夏

○病理及内科総論 六講 ○組織学 三講 ○薬剤学 六講 ○整骨学 三講
○病体解剖 四講
総計二十二講

第五期 冬

○解剖復講 三講 ○生理復講 三講 ○病理及内科論 六講 ○外科手術学 六
講 ○外科キリニーキ聽講 六講
総計二十四講

第六期 夏

○診察法 四講 ○製薬学 二講 ○内科キリニーキ聽講 六講 ○外科キリニーキ
自験 六講 ○外科手術演習 四講
総計二十二講

第七期 冬

○眼科学 六講 ○産科 四講 ○外来外科キリニーキ及活体手術 六講 ○内科キ
リニーキ自験 六講
総計二十二講

屍体上截断及手術演習 但シ随意タルヘシ

第八期 夏

○外来内科キリニーキ自験 不定 ○眼科キリニーキ 二講 ○婦人病 二講 ○産
科キリニーキ及外来婦人病キリニーキ 二講 ○外来外科キリニーキ自験随意 不定 ○医
律 四講

第九期及第十期

從前学フ所ノ医学及其他ノ諸学ヲ病院ニ於テ実地ニ試験セシムヘシ

第六年ニ至リ五年間学フ處ノ諸科大試問ノ後始テ成学ノ免状ヲ授ケ中ニ就最上ノモノ二人ヲ選ミ西
洋修行三年ヲ命ス其才思ノ向フ所ニ隨テ専問ノ各科ヲ修シム此レ成学ノ上各科ヲ教導スルノ目的ヲ
以テ修業セシム

落第ノモノハ更ニ第九第十期ノ科ヲ修メ再ヒ試問ニ就カシム

学則

本真医学生

入学毎年九月一度卜相定候事

年齢 十四歳以上十六歳卜相定候事

年限 七年卜相定候事

此訣予備学科二年間医学五年間

本真医学生予備学科順次

第一期 冬

○日耳曼学 ○羅甸学 ○数学

第二期 夏

○日耳曼学 ○羅甸学 ○数学

第三期 冬

○日耳曼学 ○羅甸学 ○数学

第四期 夏

○日耳曼学 ○羅甸学 ○数学

以上四期二年間ヲ以テ予備学ノ期限トナス

第五期 冬

○記載解剖学 ○無機化学 ○礦物学 ○動物学

第六期 夏

○生理各論 ○理学 ○植物学 ○有機化学 ○外科総論

第七期 冬

○解剖技術 ○化学演習 ○生理総論 ○外科各論 ○繩帶学

第八期 夏

○病理及内科総論 ○組織学 ○薬性学 ○整骨学 ○病体解剖

第九期 冬

○解剖復講 ○生理復講 ○病理及内科各論 ○外科手術学 ○外科臨床講義

第十期 夏

○診断法 ○製薬学 ○内科臨床講義 ○外科臨床講義自修 ○外科手術演習

第十一期

○眼科学 ○産科学 ○外来外科臨床講義及活体手術 ○内科臨床講義自修 尸体上

截断及手術演習

第十二期 夏

○外科内科臨床講義自修 ○眼科臨床講義 ○婦人病 ○産科臨床講義及外来婦人病臨
床講義 ○外来外科臨床講義自修 ○医律

第十三期及十四期

従前学フ所ノ医学及他ノ諸学ノ病院ニ於テ実地ニ試験セシム

以上従第五期到第十四期医学ノ年限トス

通計七年間

右年間ノ学科ヲ遂シ者ニハ医学許状ヲ与フヘシ

変則医学生

変則医学生ハ教官ヨリ学科ヲ講受シ余暇アラハ教師ノ講席ニ与カルヲ許ス成業ノ速カナルヲ以テ
旨趣トス

入学毎年春三月秋九月一年兩度ト相定候事

年齢 二十歳以上三十歳以下ト相定候事

年限 三年ト相定候事

変則学科順次

第一期 冬

○化学 ○理学 ○数学 ○解剖学 ○解剖技術

第二期 夏

○生理学 ○病理学 ○薬剤学

第三期 冬

○外科学 ○内科学 ○繩帶学 ○整骨学

第四期 夏

○内科臨床講義 ○外科臨床講義 ○診断法 ○病体解剖学

第五期 冬

○眼科学 ○産科学 ○婦人学 ○屍体上手術演習

第六期 夏

従前学フ所ノ医学ヲ病院ニ於テ実験ニ試験セシム

以上六期通計三年間

右三年間ノ学科ヲ遂ケシ者ニハ医学許状ヲ与フヘシ

但シ従来医業ヲ修セル者其志厚ク更ニ研究セント欲スル者ニハ別ニ教場ヲ設ケ年齢ニ拘ハラス半ヶ年一ヶ年半ノ際限ヲ立テ、之ヲ教導スヘシ

(出典) 『公文録』文部省之部、辛未自十一月至十二月、「東校予科教師雇入伺」

[史料⑥] 明治4年「医道ノ儀ニ付建言」

医道ノ儀学制基本略定リ先ツ十年ヲ出ス西洋教師ヲ傭スシテ独立スルノ目的アリ然モ基道総テ一轍ニ帰セス分派各立スレハ其弊害少カラス終ニ大成スルコ難カルヘシ今其ノ得失ノ概略ヲ挙ク
兵部ノ医員素リ当今必用ニシテ備スンハ非ス然ルニ一大隊ニ八員ヨリ六員ヲ下ル可ラス平和無事ト雖モ之ヲ備サレハ出兵ノ役アルニ当テ闕員ノ患アリ然モ当今其任ニ充ルモノ多クハ学校ニアリ悉ク之ヲ挙レハ生徒ヲ教導シ病者ヲ治療スルノ人ナキニ至ル加之テ又其員ヲ備レハ平和ニ在テハ許多素餐ノ人ヲ養ヒ其費モ亦容易ナラス故ニ医事ハ總テ一途ヨリ出テ東校ヘ御専任アラハ平和無事ノ間ハ兵員ニ応シ相当ノ医員ヲ配シ出兵ノ期ニ当テハ其隊ニ応シ医員ヲ配当ス然レハ闕員ノ患無ル可シ予備ノ医員ハ常ニ学校病院ニ在リ生徒ヲ教授シ病者ヲ治療シ即チ成業ノ医員ヲ製スルノ基礎ヲ為ス出兵アルノ時ハ即チ挙テ其役ニ従事セシム若シ仕官ノ医其員ニ満ルニ足ラサレハ生徒成業ノ者ヲ選ヒ臨時挙テ之ヲ用ユ然レハ平生冗官ヲ置スシテ其用足ル近來大阪兵部省病院和蘭教師ヲ傭フト聞ク又別ニ学校ヲ開キ教官ヲ備ヘ生徒ヲ教導セハ又自ラ門派ヲ分チ当今漸定ル学制方向モ亦夕将ニ瓦解スヘシ寧ロ其人ヲ戮セ其費ヲ合シテ一ノ基本ヲ培養セハ其成功殆ト幾倍セン西洋ニテハ別ニ軍事医学校設レモ開化十分学備リ人足リ而シテ各立ノ設アリ御國当今医学ノ大本サヘ未タ確立セス此時ニ於テ早既ニ別局ヲ開カハ何ノ日カ大体基本確立ノ秋アランヤ因テ其本ヲニシ学制ノ定メ在官ノ医員ヲシテ彼是運用セハ爲官爲道両全ノ儀タルヘシ他日学備リ人足ノ秋ヲ待ツテ各立十全ヲ求メテ亦晚

カラストス

典医ハ日々數人宮中ニ宿直シ抨診ヲ以テ職トス抑御國 至尊ヨリ貴族ニ至ルマテ平素無事ト雖ト
日々診察セスンハアラサルノ旧習尤モ無謂シ然ト浸潤ノ習一時ニ改換スルコ難カラン然ト必竟一点
ノ益無レハ 御不予以在セラルルノ時抨診ヲ命セラレテ然ル可シ故ニ不時ノ備へ日々一員ノ宿直ヲ置
レテ足レリ然レハ当今ノ如ク典医多員ヲ備ルハ殆ト尸位素餐ニ属スヘシ且方今ノ典医ハ選舉其処ヲ
待ス玉石混スルコ尤甚シ抑典医ノ選ハ東校ノ博士老練ノ医員ヲシテ其任ニ当ルヲ然リトス且其員モ
亦數人ニ過スノ足レリ尤 御不予以在セラル、ノ時ハ博士其選ニ当ル者共ニ抨診ヲ命セラレ商議ス可
シ又判任官ニテ司薬ノ医員ヲ置レ御薬ヲ製シ日々宿直シテ兼テ諸官員宿直ノ急病ニ備フヘシ如此ナ
レハ事簡ニシテ其本一途ニ帰シ選舉其処ヲ得玉石混淆ノ弊無ク大体確立シテ其大成期スヘキナリ尚
往々府藩県共ニ制度一轍ニ帰シ分派各立ノ弊ヲ除度其手段ハ御施行ノ日ニ當リ追々可申上候也

辛未四月

大學

弁官御中

(出典)『公文録』大学之部, 辛未從正月至四月, 「医道之儀ニ付献言」

〔史料⑦〕 明治5年「日本医制案」

医 制

第一条 全国ノ医政ハ之ヲ文部省ニ統フ

第二条 医制ハ即人民ノ健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及ヒ其学ヲ興隆スル所以ノ事務トス

第三条 文部省医務局中ニ医監副医監ヲ置キ専ラ医政ヲ担任セシム

教育ノ事務ヲ担任シ且海陸軍医ノ他ハ普ネク全国ノ医師薬舗等ク管轄セシム

但シ海陸軍ニ於テ医学ノ教育ニ関渉スルコハ必ス之ヲ医監ニ議スヘシ

第四条 全国内ニ衛生局七所ヲ設ケ大中少ノ衛生ヲ置キ文部省ノ旨趣ヲ奉シテ地方官ト協議シ其区
中一切ノ医務ヲ管理セシム

但シ海陸軍陣病院ノ事務ハ此限ニ非ラス

第五条 各地方ニ於テ医務ニ關スル事件ハ總テ衛生局ト協議スヘシ

(当分) 卫生局完備セサル間ハ文部省ニ申出ツヘシ

第六条 地方官ニ於テ医務掛ノ吏員一二名ヲ置キ管内ノ医務ヲ掌ラシム其人名ハ兼テ文部省並ニ衛
生局ニ届ケ置クヘシ

但シ地方官員ヨリ兼任タルヘシ

第七条 地方ノ医師及ヒ薬舗主家畜医等ヲ選テ医務取締トナシ衛生局地方官ノ差団ヲ受ケ部内日常
ノ医務ヲ取扱ハシム

第八条 医務取締ハ医師薬舗主等ヨリ出ス所ノ書類ヲ集メ毎年兩度二月七月中衛生局ニ出スヘシ但
シ臨時ノ願伺等ハ其時々地方官衛生局ニ出スヘシ

医務取締ハ各地ノ習俗并ニ衣食住等ノコニ付現ニ健康ヲ察セハ衛生局ニ申出ツヘシ

又流行病アリテ医師ヨリ届出タル時ハ病性ノ善惡流行ノ緩急ヲ察シ速ニ衛生局并ニ地方官ニ届ク
ヘシ

第九条 衛生局ノ長ハ区内ノ医務ヲ任スト雖モ大事ハ地方官学長院長等ト議シテ其事実ヲ具シ決ヲ
文部省ニ取ヘシ

第十条 衛生局ノ長ハ学長院長及ヒ医務取締等ヨリ出入所ノ書類ヲ集メ前半年施行セシ医務ノ得失
医学校病院ノ盛衰医師薬舗等ノ学術行状ヲ察シテ之ヲ記シ且ツ区内人民ノ生死表ヲ製シ後半年施
設スヘキ目的費用ヲ付シテ毎年二度四月九月中之ヲ医監ニ申送スヘシ

所轄ノ地方ニ流行病アリテ医務取締ヨリ届出タル時ハ衛生局長急ニ医務取締及ヒ地方ノ大医碩学
ヲ会シテ予防救治ノ方法ヲ議シ之ヲ文部省及ヒ近隣ノ府県ニ報告スヘシ

第十一條 医監副医監ハ全国ノ医師薬舗主及ヒ医学校病院等ヲ総括シ医政施設ノ得失ヲ勘察シテ事
務ノ順序ヲ定メ其費用ヲ算ノ文部卿ニ啓ス

○第一 医学校

第十二條 各大学区ニ医学校一所ヲ置キ病院ヲ属ス

(当分) 東京長崎二所ニ設ケ其他ハ地方ノ便宜ヲ度リ漸ヲ以テ設立ス

第十三條 医学校ハ予科三年本科五年ヲ以テ学課ノ満期ト定ム

予科入学ハ十四歳以上十八歳以下ニノ小学卒業ノ証書ヲ所持スル者ヲ選ヒ体質ヲ検シテ之ヲ許ス
但シ証書ヲ所持スル者ト雖モ教師学長ノ意見ニ因リ更ニ小学科ノ内医学ニ緊要ナル数科ヲ検ス
ルコトアルヘシ

入学免許ノ時期ハ毎年二次其月日ヲ定メ三箇月前之ヲ報告スヘシ

予科課目

- [甲] 数学 [乙] 独逸語学 [丙] 羅甸語学 [丁] 理学 [戊] 化学 [己] 植物学大意
[庚] 動物学及ヒ鉱物学ノ大意

右ノ学科ヲ卒ユル後ハ大試業ヲ遂ケ予科卒業ノ証書ヲ与ヘテ本科ニ入ラシム此試業ヲ本科
入学試業トス

当分二十歳以下ノ生徒ヲ選ヒ中小学ノ数科中読書算術外国语学及ヒ理化学ノ大意等其学ヒタル所ニ就テ之ヲ試業シ年
齢体質ヲ較量シ才力ノ當否ヲ察シテ予科入学ヲ許スヘシ

第十四条 本科入学ハ二十五歳以下ニノ予科卒業ノ証書ヲ所持スル者ニアラサレハ之ヲ許サス
他ノ学校ヨリ転シテ本科入学ヲ請フ者ハ從来所就ノ学長ヨリ其趣意及ヒ本人ノ属籍姓名年齢ヲ詳
記シテ其入ラント欲スル所ノ学長ニ送ルヘシ

本科入学ノ試業ハ毎年二次医学校所在ノ地ニ開キ医監学長教官等五人至七人ヲ以テ試業掛トシ医
監学長ノ内一人ヲ以テ其會長トス但シ會長及ヒ試業掛リ人員ハ開場毎ニ文部卿之ヲ命ス
會長ハ地方ノ大医碩学ヲ請ヒ試業ニ与カラシムルノ權アルヘシ

試業ノ時日場所ハ三箇月前文部省ヨリ報告スヘシ

(当分) 本科入学ヲ請フ者ハ二十五歳以下ニノ数学独逸語学羅甸語学及ヒ理化学大意ノ試業
ヲ遂ケ之ヲ許ス各大区ノ医学校ハ其所置ヲ殊ニス
第十五条(当分)ノ条ヲ參照スヘシ

本科課目

- [甲] 解剖学 [乙] 生理学 [丙] 病理学 [丁] 薬剤学 [戊] 内科 [己] 外科
[庚] 公法医学裁判医学及ヒ護健法ヲ謂フ

右ノ学科ヲ卒ユル後ハ大試業ヲ遂ケ医学卒業ノ証書并ニ医学士ノ称号ヲ与フ試業ノ法前
第十五条(当分)ノ条ニ同シ

第十五条 第一大学区医学校ニハ専門局ヲ属シ医学卒業ノ證書ヲ得タル者特ニ一科ニ志シ其才器大
成スヘキ者ヲ選ヒ学費ヲ給シテ之ヲ入ル

専門ノ科目

○解剖科 ○生理科 ○病理科 ○薬剤科 ○内治科 ○外治科 ○公法医学科

此外家蓄医学校一所ヲ属ス

当分専門局ノ設ナシト雖モ第一大学区医学校ニハ各科専任ノ外国教師一人宛ヲ置キ専ラ其業
ヲ講修セシム

各大区ノ医学校予科ノ学問ニ於テハ第一大学区医学校ト差別ナカルヘシト雖モ本科ニ至テ或ハ其期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ地方病院ニテ医学ヲ教授スル者本科入学ハ当分学科ノ試業ヲ要セス從来医ヲ業トセシ者ハ其長ノ見計ヲ以テ員外ノ生徒トシ予科ヲ経スノ直チニ本科入学ヲ許スコトアルヘシ

右ノ病院ハ入学ノ生徒ニ限ラス徧ク医生ノ出席ヲ許スノアルヘシ

第十六条 入学ノ生徒ハ学長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ妄ニ出入スルヲ許サス 第十三条以下ハ各地医学校病院ノ規則ヲ參照スヘシ

第十七条 貸費生ハ毎年兩度別段ノ試業ヲ設ケ從來脩メタル所ノ学科ヲ検シ其選ニ当ラサル者ハ之ヲ除クヘシ

第十八条 受業料ハ每一期六箇月ヲ開講前一時ニ之ヲ納ムヘシ

事宜ニヨリ受業料ヲ増減セント欲スル時ハ学長衛生局協議ヲ遂ケ文部省ニ開申シ半年前之ヲ報告ス

第十九条 官費ノ病院ハ医学校ニ属スルモノニ限ルヘシ

第二十条 医学校附属ノ病院ハ院長^{或ハ副}當直医師薬局長以下ヲ置クヘシ但シ其員数ハ院長其学長ニ議シ衛生局地方官ノ協議ヲ以テ文部省ニテ之ヲ定ム

第二十一条 院長ハ公私病院ニ拘ハラス医術開業免状^{第三十}ヲ所持スル者ニ非サレハ其職ニ任スルヲ許サス

(当分) 本科課目ノ大意ニ通スル者ヲ選テ之ヲ任ス

第二十二条 医学校附属病院ノ院長ハ専任或ハ学長副学長ヨリ兼勤スルコトアルヘシ

第二十三条 院長ハ公私病院ニ拘ハラス毎半年間療スル所ノ病客ノ員数治癒死亡病名等ノ明細表ヲ製シ毎年兩度二月七月中衛生局及ヒ地方庁ニ出スヘシ又難病奇患ノ始末及ヒ諸経験等ヲ詳記シ教師及ヒ自己ノ意見ヲ付シテ文部省ニ出スヘシ

第二十四条 医学校ニ属スル病院ノ費用ハ地方ヨリ其幾分ヲ給スヘシ

但シ入院料薬種料ハ院長其学長地方官及ヒ衛生局ニ議シ文部省ニ申達シテ之ヲ定ム

当分入院ノ病客ヲ分テ三等或ハ五等トシ地方ノ便宜ニ応シテ每等相応ノ入院料ヲ収ム極メテ貧窮ニノ真実証アルモノハ納金ニ及ハス^{各地病院ノ規則}参考スヘシ 但シ此病院ハ診察料ヲ収ムヘカラス

第二十五条 一府県或ハ有志ノ人民協同シテ病院ヲ建設セント欲スル時ハ先ツ発起人社中ノ人員医師教員ノ属籍姓名履歴及ヒ会社ノ方法資金ノ縁由保続ノ目的ヲ記シ学問ノ課程病室薬局ノ規則ヲ付ノ地方官ニ出シ地方官之ヲ衛生局ニ議シテ文部省ニ達シ以テ許可ヲ受クヘシ

諸省使寮等ニテ病院ヲ設クル者ハ医師薬局掛ノ属籍姓名履歴及ヒ院内ノ諸規則ヲ記シ其長官ヨリ文部省ニ議スヘシ

海陸軍ノ外地方病院ハ学科ノ条目医師教員ノ選挙等総テ医学校及ヒ附属病院ノ規則ニ準フヘシト雖モ地方ノ情態ニヨリ一時照準シ難キモノハ其情実ヲ記シテ文部省ニ開申スヘシ

第二十六条 黴毒院癲狂院等各種病院設立ノ方法ハ皆前条ニ則トルヘシ

○第二 教員附外国教師

第二十七条 凡ソ教員タルモノ医学校ハ勿論病院私塾ト雖モ必ス教授免状ヲ所持スヘシ但シ三人以下ノ子弟ヲ教フル者ハ此例ニ非ス

教授免状ハ医学卒業ノ証書或ハ其専修ノ一科若クハ數科ノ卒業証書ニ行状証書<sup>從來所就ノ学長若クハ二年
ノス</sup>ノス添ヘテ衛生局ニ出シテ之ヲ受クヘシ

但シ衛生局ニテ異見アル時ハ更ニ其学科ヲ試業スルコトアルヘシ

(現今) 教員ノ職ニアルモノハ試業ヲ要セス

第二十八条 教官^{医学校ニテ教員トノ}選任ハ学士ノ中ニ於テ其学科ニ卓越シタル者ヲ採用ス

(医制発行後凡ソ十年ノ間) 教官ヲ選用スルニハ其専任ノ科目二三条ヲ検査ス

第二十九条 教官中ノ一人ヲ推ノ学長トシ学校一切ノ事務ヲ掌ラシム

学長ハ医監ノ選挙ヲ以テ文部卿之ヲ命ス

学長ハ躬ラ教場ニ臨ミ教導ノ体裁教官生徒ノ勤怠進否ヲ察シ全校ノ風儀ヲ整ルヲ以テ旨トス

学校ノ事務ニツキ学長新ニ施行セント欲スルコトアラハ必ス先ツ衛生局ニ議シ大事ハ決ヲ文部卿ニ取ルヘシ学長ノ議若シ医監ニ協ハサル時ハ直チニ文部卿ニ申白スルヲ得ヘシ

学長ニハ在職中学校内ニ於テ一字ノ居家ヲ給スヘシ若シ校内ニ相応ノ場所ナキ時ハ接近ノ地ニ於テ之ヲ給ス

第三十条 学長ハ前半年間修ムル所ノ学科ノ箇条生徒ノ員数階級等明細表ヲ製シ後半年ノ課程ヲ記シ別ニ学校ノ事務ニツキ自己ノ意見アルモノハ之ヲ附ノ毎年兩度二月七月中衛生局ニ送ルヘシ
病院私塾ニテ医学ヲ教授スルモノモ亦右ニ同シ

第三十一条 教官ノ員数及ヒ褒貶黜陟ハ医監学長ノ協議ヲ以テ文部卿之ヲ定ム

教官建議スル所アラハ必ス学長ニ申白スヘシ但シ学校ノ事ニ付文部卿及医監ヨリ訊問スル時ハ其意衷ヲ悉スヘシ

第三十二条 学長院長教員スルモノハ医学校病院及ヒ私塾ヲ論セス或ハ懶惰ニノ職務ヲ怠リ或ハ商賈ニ通ノ奸利ヲ謀ル等総テ不行跡アル時ハ免状ヲ取揚ケ教授ヲ禁シ其地方及ヒ文部省ニテ其事由ヲ報告スヘシ

第三十三条 外国教師ハ免状予科教師ハ中学教授免状本科教師ハ開業免状所持ノ者ニ非サレハ雇入ル、ヲ許サス

但シ第一大学区医学ノ教師ハ右ノ免状ヲ所持スルハ勿論親シク専門学科ヲ教授シタル者ヲ選フヘシ

第三十四条 外国教師全国ノ医政学校課程ニツキ建議スルコトアラハ必ス先ツ其学長ニ議シ学長ヨリ医監ニ開申スヘシ

第三十五条 外国教師ノ給料ハ一箇月四百円ヲ越ユヘカラス

但シ第一大学区医学校ニ於テ有名ノ碩学ヲ雇フ時ハ此限ニアラサルヘシ

満期帰國ノ時ニ臨ミ其勤労ニ応シ医監学長ノ協議ヲ以テ文部卿ニ申白シ褒賞ヲ与フルコトアルヘシ

第三十六条 地方病院ニテ外国教師ヲ雇フ時ハ此規則并ニ文部省教師雇入條約規則書ヲ參攷シテ條約擬案ヲ製シ文部省ニ出ノ許可ヲ受ケ然ル後條約ヲ結フヘシ

但シ教師到着ノ上ハ必ス所持ノ免状ヲ衛生局ニ出シテ点検ヲ受クヘシ

(当分) 在来ノ教師免状ヲ所持セサル者アラハ更ニ雇継ヲ許サス

○第三 医師 (省略)

○第四 薬舗附売薬 (省略)

(出典)『大隈文書』A4204, 「日本医制案」, 早稲田大学所蔵

(3) 旧幕府開成所の再編成

[解説] 医学所再開 2か月後の、明治 1 年 (1868) 9 月に、開成所が復興され開成学校と称された。開成所の起源は、安政 3 年 (1856) の蕃書調所にまでさかのぼるため、医学所よりも古い。文久 2 年 (1862) に洋書調所となり、その翌年開成所と改称された。元治 1 年 (1864) 制定の学則

をみると、蘭・英・仏・独・露の5つの語学と、天文学・地理学・窮理学・数学・物産学・化学・器械学・画学・活字という9つの専門学の柱が立てられている。

維新後になると、医学所と同じようにその名称が変転した。開成学校→大学南校→南校→第一大学区第一番中学→開成学校→東京開成学校となって、明治10年（1877）に東京大学の法・文・理3学部の母胎となった。明治9年（1876）に同校からはじめて和英両文の『東京開成学校一覧』が公刊されているので、その「沿革略誌」を史料に加えてみた（史料⑧）。

開成学校の教育方針は、医学校に比べて、一定しにくい複雑さがあった。その理由は、旧幕府の開成所が各国語学や各種専門学を教育するという複合的な目的をもっていたことによる。再開後の開成学校は、そのうち語学教育をもって出発した。明治2年（1869）4月に同校から太政官に出された上申では、英仏語を学ぶ400人の生徒が入学していると記されている。その後、ドイツ語も加えられている。ようやく、教育方針が固まりかけたのは、明治3年閏10月に定められた「大学南校規則」と「大学南校舎則」であるが（史料⑨、⑩）、そこでもまだ、専門学の方向は明瞭ではない。

開成学校の再編成が本格的に進むのは、文部省が試行錯誤を重ねたうえ、ようやく明治6年（1873）になって、開成学校をもって専門学校になすことの決定を下して以降のことである。その経緯は、文部省の専門教育政策の項で述べることにする。

〔史料⑧〕 東京開成学校の「沿革略誌」

東京開成学校ハ原ト九段坂ニ在テ洋学所ト称シ旧幕府徳川氏ノ創建スル所ナリ當時筒井肥前守川路左衛門尉大久保右近将監等之ヲ掌ルト云フ紀元二千五百十五年安政古賀謹一郎ヲ以テ頭取トス翌年二月蕃書調所ト改称シ杉田成卿箕作阮甫等ヲ教官トス此時独リ徳川氏ノ家臣ノミヲ教授セシム尋テ諸藩士モ亦入学ヲ許ス最初ノ教科ハ唯和蘭ノ語学ノミ其後英仏独魯ノ語学及ヒ化学一科ヲ漸次ニ設置シ教官堀辰之助西周助箕作貞一郎等ニ命シテ英和対訳辞書ヲ編纂セシメ之ヲ版行シテ永ク國家ニ裨益ス抑本校開業後數々校地ヲ転移シ二千五百二十二年ニ至リ護持院原ニ齋舍ヲ新築シテ之ニ移リ洋書調所ト改称ス則チ現今ノ東京外国语学校是ナリ翌年又開成所ト改称ス尋テ数学一科ヲ開設ス此年生徒四名ヲ魯西亞ニ留学セシム二千五百二十六年幕府命シテ生徒十四名ヲ英國ニ留学セシム時ニ本校ノ生徒其選ニ与ル者五名アリ此年和蘭人ガラタマ氏ヲ以テ化学教師トス是レ外国教師ノ濫觴ナリ

二千五百二十八年即チ王政維新ノ際一時本校ヲ廢シ兵隊屯営トナス此年九月朝廷之ヲ再興シテ川勝近江柳川春三ヲ以テ頭取トス未タ幾クナラスシテ内田恒次郎之ニ代ル翌年一月細川潤次郎ヲ以テ学校権判事トシ校務ヲ掌ラシム此月仏人ブーセー氏ヲ以テ仏語学教師トシ英人パーレー氏ヲ英語学教師トス四月米人ヴェルベッキ氏ヲ以テ英語及学術教師トシ尋テ教頭ヲ兼ネシム六月端西人ガデルリー氏ヲ以テ独語学教師トス七月細川氏転任シ加藤弘之之ニ代ル其後校長數々更替セリ此年十二月校名ヲ改メテ大学南校トス二千五百三十年七月朝廷諸藩ニ令シテ其封土ノ多寡ニ応シ学生ヲ選擢シ大学南校ニ就テ習学セシム之ヲ貢進生ト云フ

二千五百三十一年七月朝廷令シテ大学ヲ廢シ文部省ヲ置キ以テ國ノ教育事務ヲ總理セシム是ニ於テ大学ノ二字ヲ去リ南校ト単称シ且ツ教則等モ大ニ変更スル所アリ二千五百三十二年三月廿九日

皇上本校ニ臨幸シ學業ヲ觀覽セラル同年七月文部省全國ノ學制ヲ定メ八月三日此校ヲ以テ第一番中学トス二千五百三十三年四月遂ニ今ノ校名ニ改メ専門大學トス乃チ専門諸學ノ教則ヲ定メ法学理

学工学ハ英語ヲ以テシ諸芸学ハ仏語ヲ以テシ鉱山学ハ独逸語ヲ以テシ先ツ其予科ヲ教授ス此年専門学科ノ為ニ新校ヲ建築ス十月九日 皇上臨幸シ親ラ開業ノ儀ヲ挙行セラル爾後旧校ヲ以テ外國語学校トス十二月畠山義成ヲ以テ学校長トス次年十月浜尾新ヲ學校長心得トス二千五百三十五年六月本校生徒十一名ヲ選ンテ九名ヲ米国ニ一名ヲ仏國ニ一名ヲ獨國ニ派遣シ以テ其所習ノ學業ヲ研究セシム七月浜尾新ヲ學校長補トス是ヨリ先キ二千五百三十三年四月文部省令シテ本校ニ於テ教授スル専門学科ハ單ニ英語ヲ以テ修業セシム此年ニ至リ漸ク其旨趣ヲ實踐ス乃チ仏語ヲ以テ教授セル諸芸学独逸語ヲ以テ教授セル鉱山学ノ名稱ヲ廢止シテ更ニ仏学生ノ為ニ物理学ノ専門科ヲ仮設セリ二千五百三十六年本校優等ノ生徒十名ヲ選擢シ八名ヲ英國ニ二名ヲ仏國ニ留学セシム

(出典)『東京開成学校一覧』、明治9年、国立公文書館所蔵

〔史料⑨〕 明治3年「大学南校規則」

今般當校學制ヲ變革シ生員ヲ限り歲月ヲ期シ声音会話ヨリ始メ漸次諸科ニ涉リ博通精確以テ實用ノ全才ヲ教育センコト要ス蓋シ教導ノ道預メ其標的ヲ立テ大体ヲ示サバレハ舟ニシテ方針ナキカ如ク或ハ方向ヲ謬マランコト恐ル今定ムル所ノ規則逐条左ニ掲ク有志ノ輩之ニ従テ勉励セハ進歩自ラ速ヲ加ヘ成功亦隨テ大ナランカ

第一条

一當校ハ當分大中小三校ノ教導ヲ兼ヌ二三年ノ後ハ之ヲ区分スベシ

第二条

一生徒ハ當分千人ヲ限トス入舍生ハ貢進生共五百五十名ヲ限トス

第三条

一幼年ノ間ハ和漢ノ學肝要ナルヲ以テ十六歳以上ニ非サレハ入学ヲ許サス

第四条

一入学ノ期日並ニ員數ハ前以テ門外ニ掲示スベシ

第五条

一入学ヲ願フ者ハ短冊二枚次ノ雛形ノ通認メ当日玄関ヘ可差出事

但シ掲示ノ員數ニ充ツル時ハ差留ノ事

短冊雛形 (省略)

華族當主ナレハ証人ニ及ハス諸官員並華族ノ子弟家來ハ其父兄或ハ執事府藩県士卒ハ属以上官員東京府士卒ハ觸頭其家來ハ主人神職僧侶庶人ハ其支配頭ノ者証人タルベシ

第六条

一修業時限ハ午前第九字ヨリ第十一字ニ至リ午後第一字ヨリ第三字ニ至ル事

但シ遲刻ノ者ハ当日修業ヲ省クヘキ事

第七条

一諸生徒ヲ正則変則ノ二類ニ分チ正則生ハ教師ニ従ヒ韻学会話ヨリ始メ变則生ハ訓讀解意ヲ主トシ教官ノ教授ヲ受クヘキ事

但シ正則生既ニ洋學ヲ研究シ獨見ノ學力アル者ハ正科ノ他別ニ講習ヲ授ケ其學力ヲ助ク初學ニシテ獨見シ能ハサル者ハ素読ヲ授ケ教官之ヲ教授スヘキ事

第八条

一入舍生ハ総テ正則ニ従ヒ修業可致外来生ハ入学ノ節正則変則好ニ任セ可願出事

但シ当今既ニ入舍ノ生徒長年ノ者変則差許候ハ勿論且又長年ニシテ他所ヨリ入舍ヲ願フ者ト雖モ本人ノ学力ニ因テハ入舍並変則当分ノ内差許候事

第九条

一学業ハ正則変則共普通専門ノ二級ニ分チ普通科熟達ノ上ニ非サレハ専門科ニ入ルヲ許サ バル事

第十条

一普通科ヲ学フノ間ハ専ラ教師教官ノ指示ニ従ヒ妄ニ私見ヲ立ツベカラズ普通科ヲ経タル者ハ定見ヲ立テ所長ヲ選ミ一科或ハ数科ヲ專攻スヘキ事

第十二条

一諸生徒春秋兩度試業ヲ為シ優劣ヲ判シ等級ヲ立ツ可キ事

但シ臨時試業ハ此限ニ非ス

第十三条

一諸生徒階級ハ九等ニ分チ最下ヲ初等トシ最上ヲ第一等トス

第十四条

一諸生徒修業ノ席ハ標札ヲ掛け予メ序次ヲ定メ置ク可キ事

但シ入舍生外来生ノ別モ亦自ラアルヘキ事

第十五条

一入舍生欠員アル時ハ外来生ノ内通常七等以上廿五歳以下ノ者願次第精選ノ上入舍差許ス可シ尤モ
外来生ニアラスト雖モ学力優等ノ者ハ時宜ニヨリテ差許スベキ事

但シ入舍ヲ願フ者ハ短冊二枚次ノ雛形ノ通り認メ勤惰取調局ヘ可差出事

華族ノ分
士族及卒ノ分
庶人ノ分

（省略）

第十六条

一書籍拝借又ハ御拵下ヲ願フ者ハ書籍局ヘ可申出事

第十七条

一諸生徒洋服無刀無袴禁止ノ事

第十八条

一当人証人共宿所氏名肩書等相替ルアラバ速ニ勤惰取調局ヘ可申出事

第十九条

一入舍生疾病事故アリテ欠席スル時ハ舍長ヘ断書差出シ舍長糺ノ上檢印シ月末ニ勤情取調局ヘ送ル
ベシ欠席三ヶ月中廿日ニ及ハ、勤惰取調局ヨリ舍長ヘ報シ舍長吟味ノ上大少丞ヘ申立至当ノ処置
可有之事

第二十条

一外来生疾病事故アリテ欠席スル件ハ勤惰取調局ヘ断書差出スヘシ三ヶ月中廿日欠席スル時ハ除名
ス

第二十一条

一怠惰過失等有之者ハ直ニ退学セシム

第二十二条

一諸生徒疾病事故アリテ除名ノ者次ノ入学期日ニ至リ再ヒ願出ル時ハ入学可差許事

但シ怠惰過失等ニテ退学ノ輩ハ再願ヲ許サズ

第廿三条

一前条規則若シ杆格スルコアル歎或ハ臨時ニ事故ノ生スルコアラハ大少丞博士相議シテ至当ノ処置ヲ為スヘシ

第廿四条

一年中休日左ノ如シ

天長節

節 朔 日曜日 外国教師雇入ヲ止ムル後ハ

但シ朔日日曜日ニ當レハ別ニ十一日ヲ休日トス

自六月廿一日至七月廿日

自十二月廿五日至正月十日

此外休日ハ臨時ニ掲示スペシ

第廿五条

一普通専門ノ課業大凡左ノ如シ

普通科

初等

綴字 習字 単語ベランシュ一人 会話ベランシュ一人 数学加減乗除

八等

文典英クワッケンボス小 会話書取 数学分數比例

七等

文典英クワッケンボス大 地理英ゴルドスミット 翻訳和文ヲ英若クハ 数学開平開立

六等

万国史英ウイルソン 作文 代数

五等

究理書英クッケンボス 東臘 幾何学

専門科分テ一二三四ノ四等トス其学科ハ大凡左ニ示スカ如シ

法科

民法 商法 詞訟法 刑法 治罪法 国法 万国公法 利用厚生学 国勢学 法科理論

理科

究理学 植物学 動物学 化学 地質学 器械学 星学 三角法 円錐法 測量 微分 積分

文科

レトリック ロジック 羅甸語 各国史 ヒロソヒー

一普通科専門科卒業之者ニハ左ノ証書ヲ可与事

証書書式（省略）

一独逸学教導ノ規則ハ別ニ示スベシ

庚午

閏十月

大学南校

（出典）『大学南校規則』、明治3年、東京大学附属図書館所蔵

〔史料⑩〕 明治3年「大学南校舍則」

舍則

一入舍生徒ハ舍則ヲ循守シ都テ舍長ノ示命ニ従フ可キ事
一行儀ヲ正シ礼讓ヲ尚ヒ輕薄ノ風ヲ禁シ互ヒニ信義ヲ以テ交ハル可キ事
一入舍生徒ハ外来生ト同カラス專ラ学業ニ従事スルヲ得ルガ故ニ日課ハ勿論私席ニ於テモ精々勉励
ス可キ事
就中貢進生ハ別段ノ
御旨意ヲ以テ被為 徵候条一層盛意ヲ体シ力学致ス可キ事
一生徒勤惰ニ因テ僉議ノ上進退申付ク可キ事
但シ貢進生定数年限中タリ凡学業廃怠ノ者ハ退黜申付ク可キ事
一入舍退舍共舍長ノ指揮ヲ受ク可キ事
一朝六字ヨリ夜十字迄課業ノ時間トス内朝九字ヨリ十二字迄午後一字ヨリ四字迄正課時間トス四字
後散歩逍遙ヲ許ス
但シ親族病変ノ節ハ此例ニ非ラス
一夜十字後ハ放課ノ時限ニシテ人ノ安眠ヲ妨クルノ憂アレハ音読禁止ノ事
一出入門札ヲ以テスル事
但シ出ルニ札ヲ門番ニ托シ帰舍ノ上還シ納ム可シ
一逍遙中急病等差起リ門限迄ニ上校出来カネ候節ハ翌日二字迄ニ藩邸ノ証書ヲ以テ届出可キ事
一貢進生ハ正課中他出ヲ嚴禁ス休日前夜ノ外藩邸タリ凡一泊不相成候事
但シ休日前夜外泊ヲ許ス當日夜二字迄ニ帰舍ノ事
一員外入舍生外出ノ法前ニ同シ但シ藩事ニ關シ已ムヲ得サルノ要用有ル節ハ正課中外出及ヒ外泊共
ニ前以テ舍長ニ届ケ其許シヲ得可シ外出後藩用外泊ノ節ハ藩邸ノ証書ヲ以テ届出ツ可シ
一舍中ニ於テ飲酒ヲ禁ス吟詩唱歌ヲ禁ス
一病氣ノ外室内ニ於テ喫飯ヲ禁ス
一病氣ノ節ハ医局ノ診ヲ乞ヒ病症ニ因テハ校内病院ニ於テ療養被下候事
一私用ニ付外人ニ應接致シ候節ハ應接所ニ於テ面談ス可キ事
但シ病氣ノ節ハ此例ニ非ラス
一其他ハ舍長ノ指揮并時々ノ布令ニ従フ可シ

庚午閏十月

大学南校

(出典)『大学南校舍則』、明治3年、東京大学附属図書館所蔵

(4) 地方洋学校の再編成

〔解説〕 明治新政府は、江戸の医学所・開成所だけでなく、地方の洋学校の直轄を始めた。それには、次の2つのパターンがあった。その1は、長崎において旧幕府が開設した医学所と語学所の接收および直轄であり、その2は、大阪に大学校計画をたてその一環として設けた舎密局および医学所の直轄である。その経緯を概述すれば以下のとおりである。

まず、長崎の医学所は、オランダ海軍軍医ポンペ (J.L.C. Pompe van Meerdervoort) が幕府および

長崎奉行所に出した献策をもとに、文久1年（1861）に開設され、慶応1年（1865）に精得館と改められた。これより先、元治1年（1864）年には、オランダ人ハラタマ（K.W. Gratama）が雇われ、医学所の中に分析究理所が付設されていたが、慶応2年（1866）にはそれが江戸の開成所に移され、翌年にはハラタマも江戸に移住した。長崎と江戸との間には教育の交流があったことがわかる。明治1年（1868）4月に新政府はその精得館を接収し、同年10月に長崎府所轄の医学校とした。このとき、長与専斎らを中心に、整備の届いた詳細な学則が作られた（史料⑪）。この史料は『大隈文書』の中に収められているが、それとともに、上記の史料⑤と同じように、明治4年（1871）の文部省の『公文録』の付属文書の中にも含まれている。東校の教育計画の策定に参考にされたものと思われる。長崎医学校は明治3年（1870）2月には、政府の直轄学校となった（史料⑫）。

長崎におけるもうひとつの洋学教育機関である語学所は、安政5年（1858）に幕府の開いた英語伝習所に起源をもつ。その後、英語所、語学所と名をかえ、文久3年（1863）から洋学所となり、フルベッキが教授となった。慶応1年（1865）には済美館となり、英・蘭・仏・露・清の5か国語の教育を開始した。明治1年4月に新政府はこれを広運館と改め、長崎府の所管に移した。その後、明治4年にこれを直轄とし、以後官立英語学校へとつながる。

大阪の場合は、維新後に、大阪への遷都論や大阪での大学計画とからみ合って、まず舍密局が作られた。それは、前年に江戸の開成所に移ったハラタマを大阪に呼び、分析究理所の系譜をひく理化学の教育を再開することにあった。明治2年5月に開講式をあげ、ハラタマは開講の辞で彼の教育構想を披瀝した（史料⑬）。しかし、学術の中心が東京に移るにつれ、所期の成果を挙げることなく、明治3年4月には新政府に直轄され、理化学教育は大学に吸収されることになった（史料⑭）。また、大阪の医学校は、長崎の医学所でポンペの後任となったボードウイン（A.F. Bauduin）を教師に迎えて、明治2年（1869）に大阪病院の中に開設されたが、これも明治3年2月には、大学の所管に移され、政府の直轄学校となった。

〔史料⑪〕 明治1年「長崎府医学校規則」

（第1号文書）

医学校規則

一医道ノ儀ハ天下ノ衆庶一ツモ其命ヲ托セサル者ナシ隨テ任モ亦重大ナリ然ルニ其道衰頽浩歎ノ至リニ候未タ東北平定ニモ至リ兼御入費御多端ノ折柄ニ候ヘ共 朝廷深ク被思召今度格段興盛ノ御沙汰有之迄ノ流弊令改正候条銘々厚ク心ヲ用ヒ規則ヲ守リ等級ヲ経テ他日宇内各国同等ノ精業ニ至候様可致勉励者也

一一統協和勉励ヲ旨トシ決シテ争論ケ間敷儀不相成万一不平ノ廉等有之候節ハ礼節ヲ正シ友誼ヲ以テ互ニ致忠告不可失朋交ノ道候事

一学生ノ面々ハ学問ノ外無他事モノニ候ヘハ一途ニ切磋勉強ヲ旨トシミタリニ天下ノ形勢世間ノ是非ヲ談スヘカラサル事

一当医学校ニ於テハ専ラ蘭学ヲ主トシ未熟ノ生徒教師ノ免許無之候者ハミタリニ転学不相成候事 飲酒放歌ハ勿論総テ乱暴ノ振舞不相成候事

一外人ノ応接ハ応接場ノ外私席ヘ誘引不相成但シ下賤ノ者ハ土間口ニ於テ急速用弁致シ差返シ可申事

一病人ノ外私席ニテ飲食不相成候事
一書籍器械等丁寧ニ取扱可申事
但シ令紛失候者ハ代金ヲ以テ可致上納事
一入間ノ節ハ其藩聞役ヨリ当府へ願出免許ノ上可致入間事
但シ其式トシ金二両可致上納事
一入塾ノ節ハ規則書一見ノ上屹度相守候心得ノ者其旨血誓イタシ然ル上可致入塾事
一来学ノ生徒ハ先ツ算術窮理舍密ノ数科ヲ講究シ其等級ヲ経テ大学校ニ入り解剖学人身窮理ヨリ治療翻訳ニ到ル迄前後五年ミタリニ帰国開業不相成候但シ晚学ノ徒ハ固ヨリ算学窮理ニ費ヤスノ時日ナシ定メテ員外トナシ直チニ大学校ノ講議ヲ聴キ旁ラ病客ニ就キ治術研窮可致事
但シ無拠帰省イタシ候節ハ其藩聞役ヨリ情実巨細相記シ候書面當府へ差出シ免許ノ上可致帰省候事
一入塾ノ面々妄リニ外塾不相成事
一不行跡相重リ規則ヲ犯シ候者ハ其藩ヘ掛合可放塾致然ル上ハ当地滯留ハ勿論再遊不相成候事
右ノ条々堅ク相守可致勉励候万一不便ノ儀有之候節ハ衆議ノ上當府へ申出可致改正者也

辰十月

学科序目

- 算学 第十等 ○究理 第九等 ○舍密 第八等 以上三科小学校学科
- 解剖 第七等 ○人身究理 第六等 ○病理学 第五等 ○内科 第四等 ○外科 第三等
- 眼科産科一切治療並薬剤繩帶等 第二等 ○翻訳 第一等

右ノ通学科ヲ定メ策問ノ上可為進級但シ其級以下ノ学科ハ策問ノ節毎常一々返答書可差出無答及二科候者ハ可為退級事

右ノ等級ハ医者普通ノ位階當人生涯ノ品目ニメ学校中一時ノ差等ニ非ス策問ノ法殊ニ嚴正ニメ偏頗ナク妄リニ等級ヲ進ムヘカラス今度小学校教師到着ノ上算学解剖ヨリ再ヒ講義ヲ反復シ隔月講義ヲ經シ所ノモノヲ難問シ毫モ遺忘ナキモノヲ選ミ教師ノ鑑定ヲ以テ級ヲ進ム若シ二十五ヶ月進級スルヲ能ハサルモノハ可為退塾事

辰十月

日課

一聽講 朝八字ヨリ十字迄

不快ノ者ハ當直醫師見届ノ上八字前其旨鑑察ヘ断リ可申主用ノ節ハ各其藩ヨリ断書差出可申万
一無届闕席一ヶ月及三度候者ハ可為禁足事

一診察見聞 十字ヨリ

見聞不致者ハ及ヒ小学校ノ面々ハ十二字マテ講堂ニ於テ講習可致事

一放課 三字マテ

一講義復読 三字ヨリ五字マテ

講堂出席各組合ヲ以テ先輩ヲ推シ質問研究可致事

但シ届方前段ノ通り

一放課 五字ヨリ

一鎖門 七字

鎖門後各名牌ヲ鑑察局へ差出可申用或ハ不快ニテ門限ニ後レ候節ハ届方前段ノ通萬一届無之候者ハ禁足々々一ヶ月及三度候者ハ可為放塾事

但シ日曜日門限ナシ

一銘々課業 八字ヨリ十字マテ

各其席ニ就キ雑話ハ勿論音読不相成但シ毎字鑑察見廻り候事
右毎月勤怠相正シ逐一當府へ届ケ可申事

病理治療書 隔日朝八字ヨリ十字迄

教師講義

長与專斎通弁

人身窮理書 右同

右同

吉武桂仙通弁

コステル同 月木曜日午後二字ヨリ

輪講

小脇玄寿会頭

舍密書 火金曜日前同

右同

山脇玄寿会頭

窮理書 水土曜日前同

右同

窮理書 月木曜日午前十字ヨリ十二字マテ午後二字ヨリ四字マテ

輪講

大石良乙会頭

文典後編 火金曜日前同

右同

大石良乙会頭

文典前編 水土曜日午前十字ヨリ十二字マテ

右同

大石良乙会頭

算學 水土曜日午後二字ヨリ四字マテ

大石良乙講祝

小学校出席ノ面々ハ毎日八字ヨリ十字マテ午後三字ヨリ五字マテ順授讀可致事

右日課相怠リ候者ハ相当ノ罰ニ処シ可申銘々無油断可致勉励者也

病院規則 (省略)

課業

単涅爾氏内科全書翻訳 坪井編 集 助

虞黎氏解体全書翻訳 桑田編集権大属

同断 土岐編集権大属

虞黎氏解体全書校閲 島村中 教 授

一六 休暇

三八 坪井一人ツ、出局

五ノ日 集会

其余ハ在宅出勤可為勝手次第事

十月

(出典)『公文録』文部省之部、辛未自十一月至十二月、「東校予科教師雇入伺」

〔史料⑫〕 明治 3 年の長崎医学校の直轄

長崎県病院ノ儀ハ 皇国病院ノ草創ニシテ爾來連綿當今ニ至リ大概全盛ニ相成候別テ 新政以来学制ヲ改革シ旧弊ヲ一洗シ医学校ヲ以テ基本ト為シ病院ヲ附属シ本真医道修業ノ規則確乎トシテ相立其功績不少候是マテ長崎県ニ於テ總テ管轄致シ來リ候處元來彼校学職書生ミナ遠ク藩々ヨリ遊學致シ候者ニ御座候間既ニ学業進歩ノ生徒モ不少遂ニ盛大ニ立至ルニ付テハ以來学制向亦々学職人員進退ノ義ハ学校管轄ニ不相成候テハ却テ行届兼候ニ付学制並ニ学職人員進退ノ儀今般改テ大学管轄ニ被仰付會計向ノ儀ハ是迄通り長崎県ニ於テ管轄候様被仰付度奉存候事

大学東校

大 学

長崎県病院学則並学職人員進退ノ儀自今其学管轄被仰付候事

庚午二月廿九日

太 政 官

(出典) 『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、「長崎病院学則並学識進退本学へ管轄申立」

〔史料⑬〕 明治 2 年の大坂舎密局講義計画

第1回	5月8日	理化総論
第2回	5月9日	可視ノ微小物
第3回	5月10日	原子・分子 尺度とメートル法 ノニウス・バーニヤ
第4回	5月15日	ノニウスの効用 セキスタントの原理 物体の気孔性（分子間）

(出典) 岩田高明「大阪舎密局の消長」(井上久雄編著『明治維新教育史』吉川弘文館、1984年)

〔史料⑭〕 明治 3 年の大坂舎密局の直轄

大坂洋学所化学所ノ儀学制ハ大学ノ管轄其外ノ事ハ大坂府管轄被仰付度旨先達テ建白仕右二校ノ教官夫々大学ノ教官へ被差加候様申上候處過日教官夫々被仰付候ニ付テハ管轄ノ処モ早被仰出候様仕度尤同府病院医学校ノ儀全ク大学ノ管轄ト被仰出候儀ニ付洋学所化学所ノ儀モ学制其外ノ差別ナク同様大学ノ管轄被仰付候方可然哉ト存候仍チ此段申上候事

庚午三月晦日

大 学

弁官

御中

大 学

大坂府下ニ有之候洋学所化学所自今其学管轄ニ被 仰付候事

四月五日

太 政 官

(出典) 『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、「大坂洋学所化学所本学へ管轄申立」

2. 文部省の専門教育政策

(1) 試行錯誤の教育施策

〔解説〕 明治4年（1871）7月18日に創置された文部省は、その名称こそ律令時代の古制にならっていたが、その実体はまぎれもなく西洋近代国家の教育行政機構とりわけフランスのそれをモデルにしたものであった。しかし、こと専門教育については、他省の専管する専門学校が陸續と創設される中で、文部省としては、有効な行政的措置を講ずることができず、当分試行錯誤をくり返すことになった。明治5年8月の学制公布までの1年間の経緯を追ってみると、以下のとおりである。

創置直後の文部省の太政官への上申の中には、東校と南校の将来構想を述べたものがある。東校教師ホフマンの増給申請書に添えられた付属文書であって、日付は明治4年7月（日欠）となっている（史料⑯）。東校・南校を重視する新政府の方針は、文部省によって継承されていることがわかる。

明治4年9月、文部省は神田一ツ橋にあった南校の周辺の土地を確保して、専門諸学科の学校を設ける用地にすることを上申している（史料⑰）。大蔵省との打合わせを必要としたため実現はしなかったが、南校を拡充する方針は不变である。

こえて明治5年（1872）1月12になると、理学・化学・法学・重学・星学から成る専門学校の開設を布達した。医学はすでに東校で教育が着手されていたので、残る専門学を開進させようとしたが、実際には、集まった生徒の学力が低く、1か月半後の2月29日に閉校のやむなきに至っている（史料⑱）。

明治5年3月には、学制原案が上奏された。前年の12月に箕作麟祥ら12名の学制取調掛が任命され、欧米先進諸国の教育制度のすぐれた部分を寄せ集めて草定したもので、同年8月に公布されることになる。この3月の原案上奏のとき7点の付属書類が添えられた中に、学校系統図が一葉ある。『公文録』に所載されているものを写真版で印刷したが（史料⑲），これによって文部省の専門教育構想がかなり幅広いものであることがわかる。

上記付属書類の中には、「後來ノ目的ヲ期シ當今着手之順序ヲ立ル如左」と題する書類が含まれている。文部省の当面の重点施策を9項目挙げているが、その中に「商法学校一二所ヲ興ス事」という項目がある。文部省は早くも、明治5年4月17日に、その商法学校の開設を上申した（史料⑳）。文部省が商法学校を重視したのは、思うに、それが南校の専門学校化からはみ出す領域であると判断したからではなかろうか。しかし、この種の学校は人民が建創すべきであるという大蔵省の異議により、この上申は実現せず、その後森有礼らが私人として東京商法講習所を設けることによって、民間サイドで実現をみた。

文部省は、さらに明治5年7月9日に、駿河台の地に専門大学校を作る計画を上申した。当時の南校教頭フルベッキをはじめ、文部省の専門教育推進の中核にいた九鬼隆一と浜尾新が、この上申書に賛成する意見書を添えた（史料㉑）。この時期の文部省当路者の専門教育観が窺われる。しかしこの計画もその後、立ち消えとなつた。文部省の試行錯誤はなお続くことになる。

〔史料⑯〕 明治 5 年の東校南校の将来構想

各国ト併立ノ御趣意ヲ践歩致シ候着鞭ハ先有用ノ人材各國ト均シク駢出不仕テハ不相叶人材ヲ造成スルハ教育事務ノ本職ニシテ即チ本省至緊ノ責ニ御座候因テ考ルニ速ニ学制學則ヲ厳然取調ヘ之ニ加フルニ独仏諸國ヨリ各科ノ教師數名ツ、ヲ雇入学校ノ制作及ヒ衣食居室ニ至ル迄悉ク外國ニ擬倣シ東南両校其外ノ生徒ヨリ各萃ヲ抜テ夫々入寮セシメ其生徒ヲシテ淬磨追隨セシムルモ又悉ク外國ノ方法ヲ以テシ入校ノ生徒ヲシテ殆ント外國ニ在ルト一般ノ思ヲ為サシムルニ至ラハ生徒ニ於テモ自ラ各科適才ノ學法ヲ得必シモ即今ノ如ク隊ヲ争テ万里ニ踔航セストモ一通リノ芸術ハ内地ニテ成立可仕其上ニテ雄ヲ抜キ外國ニ游学セシメハ才愚成否ノ別自然要領ニ帰着シ且從来外國ニ留学罷在候生徒他日帰 朝候節モ彼是優劣ノ試法判然相定可申又官費モ是マテ一人ニツキ數千ノ國財ヲ外國ニ捐ルニ比較スレハ更二十倍ノ御省費ニ相成候様推按仕候因テ此度東南両校ノ學的右ノ趣意ニ相運申度此段奉伺候

辛未七月

文部省

太政官御中

〔參〕
書同之通

(出典)『公文録』文部省之部, 辛未自十一月至十二月,「東校教師ホフマン増給ノ儀伺」

〔史料⑰〕 明治 4 年の専門学校敷地確保計画

十月廿二日

南校近傍ニ於テ諸科学校設立地ヲ定ム

文部省上申

学校ノ儀逐日盛大ニ相成追々生徒學業進歩ニ隨ヒ専門諸学科ノ學校ヲ取建且運動場ヲモ取設益振起セシムルノ目的無之候テハ不相濟候処是迄南校地所狹少迫モ從來ノ儘ニテハ前途成業ノ見込不相立就テハ兼テ被仰出候旨モ有之別紙繪図面ノ通南校近傍屋敷地前断専門諸学科ノ學校取設候場所ニ致置度尤往々學校取設候目的ノ大略ハ繪図画ノ通ニ有之候就テハ区域処々ニ相分レ候様ニテハ不便利ノ筋不少候ニ付南校近所ニ一纏ニ致度候条是非共右場所朱書ノ通一円囲込候様仕度此旨申上候也九月

指令

〔參〕
書申出ノ趣諸縣官邸ノ分ハ御渡シ可相成候ヘ共私邸并開懇地等ハ買上方大蔵省ヘ打合ノ上更ニ可伺出事

(出典)『太政類典』第二編, 第二百四十五卷, 第四類, 學制三, 學校,「南校近傍ニ於テ諸科学校設立地ヲ定ム」

〔史料⑱〕 明治 5 年の専門学校開校閉校布達

第一号

今般専門學校取設理學化學法學重學星學伝習可致候間志願ノ者ハ右科目ノ内銘々見込ノ科相認メ当月二十九日マテニ南校へ願書可差出事

但英仏蘭独乙学ニ論ナク学力優等ノ者並ニ是迄訳書ニテモ右科目ヲ学居候者ハ試業ノ上入学差許候事

壬申正月十二日

(出典)『公文録』文部省之部, 壬申文部省布達乾,「専門学志願ノ者南校へ願出ヘキノ条」

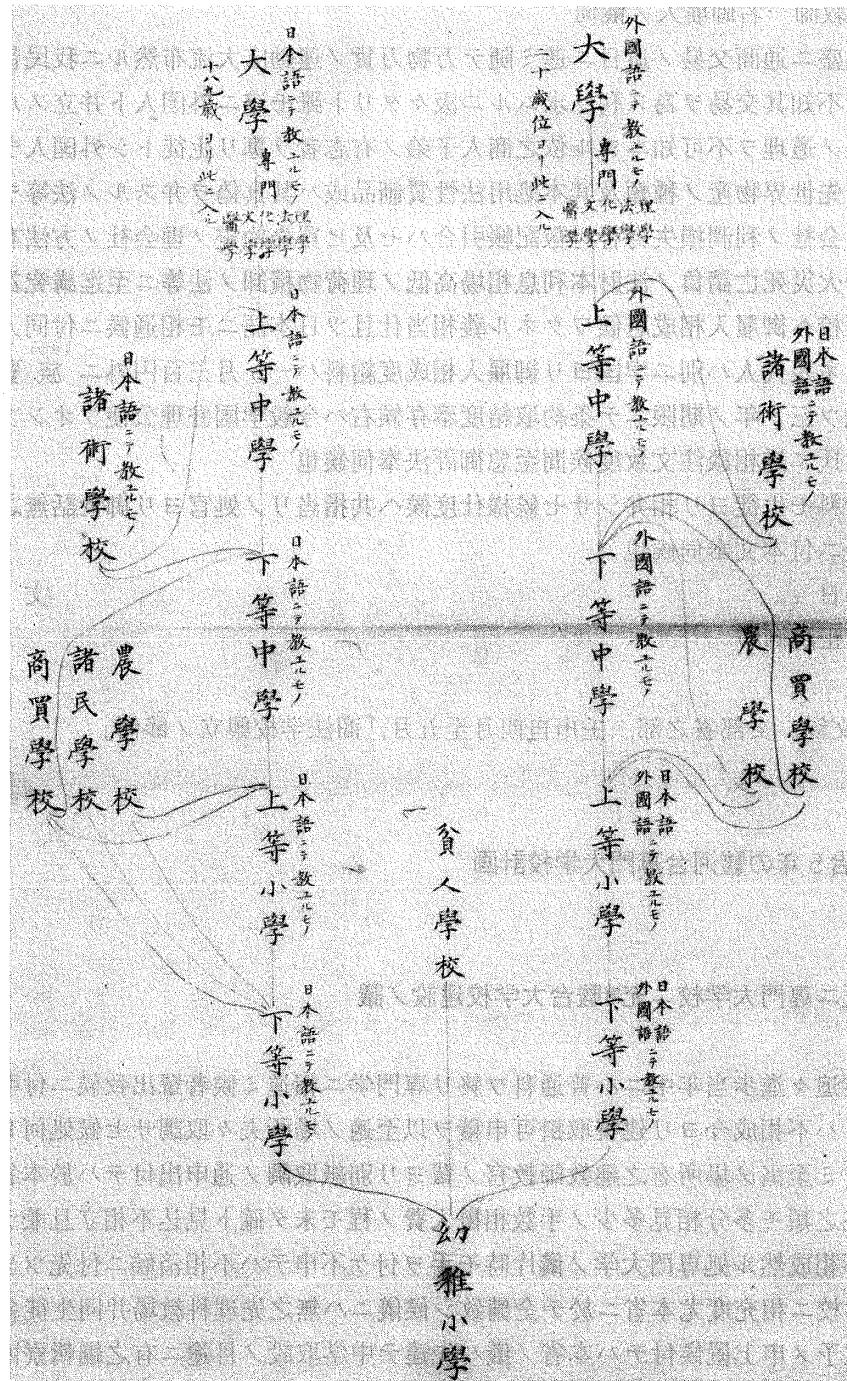
第三号

当正月専門学校相開候以来入学ノ生徒僅カ二十名ニ不過旁其内真ニ専門科ノ生徒タルベキ者一名ニ
不過未夕専門相開キ候時機ニ不至候間一ト先閉校致シ候他日学者ノ進歩ニ応シ再ヒ可相開候條其旨
可相心得候事

壬申二月二十九日

(出典)『公文録』文部省之部, 壬申文部省布達乾,「専門学校一ト先閉校ノ条」

[史料⑯] 明治5年構想の学校系統図



(出典)『公文録』文部省之部、壬申自六月至七月、「学制発行ノ儀伺」

[史料⑯] 明治5年の商法学校計画

李国ヨリ教師一名御雇入ノ儀伺

外國交際ノ事月ニ盛ニ通商交易ノ道日ニ進ミ隨テ万物万貨ノ運動広大流布然ルニ我民昔日ノ運動ヲ知テ今日ノ活動ヲ不知其交易ヲ為ス利ヲ求ムルニ汲々タリト雖モ遂ニ外国人ト並立スル不能畢竟學術ノ以テ万貨運動ノ道理ヲ不可知ニヨル依之商人子弟ノ有志者ヲ募リ生徒トシ外国人ヲ以テ教師トシ商法学校ヲ興シ先世界物産ノ種類及其本処用法性質価品或ハ其真偽ヲ弁スルノ法等ヲ始メトシテ利息重利割合賃銀会社ノ利潤損失為替對數記帳引合ハセ及ヒ買賣約定ノ理會社ノ方法有限無限ノ理會社預金ノ利破船火災死亡請負ノ法財本利息相場高低ノ理荷物積卸ノ法等ニ至迄講究為致度奉存候尤右教師ハ當時東校へ御雇入相成居候ワクネル義相當仕且ツ日本語ニモ相通候ニ付同人ヲ以テ教師ト仕度左候テワクネル代人ハ別ニ李国ヨリ御雇入相成度給料ハ一ヶ月三百円外ニ(マ)族費千円支度料四百円ト相定メ先ツ三ヶ年ノ期限ニテ條約取結度奉存候右ハ今般李国弁理公使フオンプラン近々ヨリ帰国致候ニ付同氏工遂相談注文致度候間至急御評決奉伺候也

但右ワクネル給料モ生徒ヨリ相弁シサセ候様仕度候へ共指当リノ処官ヨリ御世話無之テハ不相叶殊ニ差掛リノ儀ニ付本文奉伺候也

壬申四月十七日

文部省

正院御中

(出典)『公文録』文部省之部、壬申自四月至五月、「商法学校興立ノ儀伺」

[史料⑰] 明治5年の駿河台専門大学校計画

七月九日

文部省庁ヲ以テ仮ニ専門大学校ニ充附駿河台大学校建設ノ議

文部省伺

南校生徒ノ儀学業追々進歩當年中ニハ普通科ヲ終リ専門學ニ相進ミ候者輩出致候ニ付明春ハ是非専門校相開不申テハ不相成今ヨリ建築取掛可申積ヲ以至適ノ場所夫々取調サセ候処何レモ至適ノ場所無之唯駿河台ノミ至当ノ場所有之趣教師教官ノ輩ヨリ別紙取調ノ通申出付テハ於本省能々致考慮候処右場所ハ邸宅之類モ多分相見多少ノ手数相掛入費ノ程モ未タ確卜見込不相立且兼テ奉伺候定額ノ儀モ未御決定不相成然ル処専門大学ノ儀片時モ手ヲ付ケ不申テハ不相済候ニ付先ツ当今ノ本省ヲ以テ仮ニ専門大学校ニ相充度尤本省ニ於テ全備致シ候儀ニハ無之先理科教場并同生徒舎等取設ケ候心得ニ御座候此段予メ申上置候付テハ本省ノ儀ハ先達テ中学取設ノ目途ニ有之編輯寮博物館等ハ其儘差置候心得ノ旨申上置候ヘトモ前文ノ次第二付是等ノ儀ハ猶又追々所分可申上且亦駿河台ノ儀弥以大学取立ノ見込相定候上ハ猶委細取調可伺出存候先以右ノ次第為御含申上置候也 七月九日

但先達テ相伺候師範学校營繕ノ儀當分見合置外場所相見立候様御達ノ処別段可然場所モ無之候間右学校出来候迄本省ニテ相設ケ申候心得ニ御座候間此段モ申上置候也

ジーエスウエルベッキ建議

ハイスクール

高上学校設建企計略図添書

夫レ通常学校地ヲ精撰スルニ於テハ先ツ第一ニ地ノ健否ヲ問ヒ是ヲ能ク検査スル事最モ緊要ナリ殊

ニ寄宿校ニ於テハ生徒日夜ノ別ナク此ニ在テ勤学スルモノナレハ尚然リ少年生徒ヲシテ日夜教場ノ如キ一小室ニ会聚密接シ長ク是ニ閉塞セシムルニ於テハ何レモ大氣ノ交通ヲ自由ニシ其純粹ナル大氣ヲ以テ人生ヲ養補スルハ生徒ノ為ニ欠ベカラザルモノニシテ平常高燥ノ地ヲ以テ善良トシ此ニ学校ヲ設立スルハ全ク此一理ニ因ラザルベカラス當今所立ノ南校地ノ如キハ素ヨリ卑低湿泥ノ地ニシテ乾燥ノ季ト雖モ平生水氣地面ニ上リ殊ニ雨後ニハ水久シク溜着シテ容易ニ乾散スル事ナク實ニ生徒ノ健康ヲ害スル事是ヨリ大ナルハナシ然ラハ素ヨリ寄宿生ヲ置クベキノ地ニ最モ適當セスト雖モ今此学校ニ外來生ノミヲシテ來学セシムレハ其損害多カラサルベシ今或ル人在テ問曰学生ハ卑低湿ノ地ニ聚居シテ害アリ然ルニ兵士ノ如キニ到テ亦同シク湿地ニ巨多相聚比スルト雖モ其害ナキハ何ソヤ恐ラクハ兵士ト学生トニ差別アラン対曰兵士モ素ヨリ高燥ノ地ヲ撰ザルニアラズ則地位高上ナレハ疾病自ラ減少スルハ勿論ナリ然リト雖モ学生兵士ニ比較スレハ先ツ幼壯ノ別アルハ論ナク其所業ニ於テモ亦尚然リ兵士ハ連日過半大氣中ニ在テ豪強ノ業ヲナシ学生ハ其所業是ニ反シテ室中ニ閉塞坐着シテ精神ヲ費労スルハ常ナリ然ラハ則チ兵士ハ常ニ精神陽ニ活ントシテ更ニ届スル事ナシ然レモ学生ニ於テハ常ニ鬱著シテ唯々精神ヲ勞弊スルモノナレハ其害夜ノ寢憩モ安セサルニ到ルベシ亦殊ニ幼昧ノ学生ニ到テハ父母ノ膝下ヲ辞シ其親屬ト相離居スルノ姑情ニ於テモ少シク精神ヲ慰メ鬱ヲ散セサルヘカラス

臣校地ヲ精撰スルニ付テハ熟諸般ノ件ニ利害得失ヲ考察シ其地景ヲ視ルニ東京府下学校ニ望ムノ地多カラス先ツ高上ノ地位ヲ以テ拳レハ九段駿河台東台旧聖堂高輪外國公使館ノ近傍ニ限ルヘシ然リト雖モ此中高輪辺ノ如キハ地位甚タ遍隣ニシテ校地ニ適セス亦東台九段ヲ以テスレハ今已ニ官府ノ用地トナリタリ旧聖堂ハ其地囲狭少ニシテ亦学校ヲ建ルニ足ラス殊ニ博物館且ツ編輯寮ノ地トナリタレハ亦之ヲ如奈トモスル事ナシ今此諸方ノ地位ヲ見テ其便不便其地諸事ノ是非ヲ考察スルニ駿河台ノ右ニ出ルモノナシ此地ハ亦殊ニ天文台ヲ建築スペキ適當ノ地ナルベシ今此地ヲ撰ンテ学校ニ渴望スルノ一理ハ他ノ地ニ比スレハ罔中ニ大道ナケレハ往来ヲ妨クル事ナク亦住家多ラサレハ之ヲ移転セシムルニ容易ニシテ殊ニ多クハ官員ノ居宅ナレハ亦商業ノ妨障ヲナスノ憂患ナク地モ亦広大ニシテ大学校ヲ置クヘキ十分ノ地ナルヘシ此ニ付添スル所ノ略図ハ其方面二万二千坪ニ預計ス然レモ是ハ唯一校ノミノ地ニシテ今高上学校天文台技術校ノ三地ヲ取レハ少クモ其總計方面六万坪ヲ要ス仰冀クハ官府此地ヲ撰ンテ万世不巧ノ学校ヲ設建セハ帝国ノ文明智格是カ起礎トナル事誓テ識ルベキナリ臣ウエルベッキ頓首昧死再拝

ジーエス ウエルベッキ

於南校千八百七十二年第六月十三日誌圖面

九鬼隆一建議

夫國家ノ貧富強弱ハ人材ノ盛衰ニ由リ人材ノ盛衰ハ学校ノ興廢ニ由ル何ヤ則天下ノ政治ハ其要生民ヲ教ヘテ人倫ノ大義ヲ明カニシ独立ノ道ヲ励マシムルニ在テ之ヲ助クル者ヲ人材トス是府県州郡ノ学校無クハアルヘカラサル所以ニシテ朝廷既ニ犀照ノ明有ラセラレ先大学校ヲ輦轂ノ下ニ興シ次テ府県州郡ニ及ホサレントス実ニ万世不拔ノ鴻基ト謂ツヘシ然而シテ大学校ハ府県州郡ノ觀テ以矜式スル所ナレハ規模結構ヨリ以法律土地ノ是非得失ニ至ルマテ預シメ輿論ヲ尽シ之ヲシテ一モ議スル所無カラシムルニ非シハ恐クハ府県州郡モ亦從テ慎マサル者有ニ至ラン果シテ然ラハ其レ何ヲ以人材ヲ教育スルコト得ンヤ夫大学校ノ設ケノ土地ヲ撰フヨリ急ナル者莫ケレハ臣隆一先ツ土地ヲ撰テ之ヲ請求メント欲ス願クハ之ヲ熟計アラセラレヨ蓋シ人材ヲ教育スルコト衆ケレハ生徒ノ中必跌宕不羈ノ者有ラサルヲ得ス既ニ之アル之ヲ規トセント欲スル宜ク法律ヲ嚴ニセサルヘカラス既ニ法律ヲ嚴ニス其憂必生徒ヲシテ抑塞鬱屈セシムルニ至ン臣嘗テ之ヲ聴ケリ云ラク天下ノ人ヲ驗スルニ抑

塞鬱屈以事ヲ成ス者ハ其功必小サク欣歎舒暢以事ヲ成ス者ハ其功必大ナリト云ヘリ古ヨリ寛猛相済シ張弛相須タサルヘカラサレハ苟モ抑塞鬱屈セル者ヲシテ歎欣舒暢以テ事ニ從ハシメント欲スルヤ先ツ土地ヲ撰ハサルヘカラス土地ヲ撰フノ道多シト雖モ其要五利アリ高燥也閑静也清泉也遠望也酸素ノ気ヲ通スヘキ也斯五利一ヲ闕トモ其人或ハ身体健剛ナラス或ハ心思精爽ナラサルノ患ヲ受ケン夫レカクノ如クンバ未タ以大学校ノ地ヲ得タリト謂ヘカラザル也今南校ノ其地ニ非ルコ固ヨリ論ヲマタスト雖モ試ニ遍ク之ヲ輦轂ノ下ニ索ルニ亦僅ニ数所アラサレハ稀ニ此撰ニ中ルモノ有ル乎既ニ政府ノ便ニ因テ以其用ニ供スレハ望テ得ヘキノ地ニ非サルヘシ其他南ニハ二本榎及高輪裏アリ西ニハ番町及四屋辺アリ東北ニハ本省ノ地及上埜有テ皆此撰ニ中ルニ似タリト雖モ彼ニ得アレハ此ニ失有テ未タ五利具備セル者ト為スニ足ラサル也且夫市井人家稠密ノ地ハ縱令五利ヲシテ具備セシムルハ商戸買人ハ華族士族ノ官禄有者ト其趣キヲ異ニシ世々地ニ因テ名ヲ成シ以テ家産ヲ墜サ、ル者多シ今若シ遽カニ遷サハ不貲ノ費ヲ給スト雖モ名変シ産衰ヘテ再興ルノ日ヲ待ツフ能ハサル者アルニ至ラン是人家稠密ノ地ノ避ケサルヘカラサル所以也然リト雖モ今或ハ政府ノ用ニ因リ或ハ大学校ヲ興スニ当テ其地ヲ舍テ他ニ求ムヘキ所無キ時ハ万世国家ノ利ヲ興スト一時数百戸ノ利ヲ失フト宜シク其輕重ヲ斟酌シテ人家稠密ノ地モ亦避クヘカラサル也若夫人家稠密ノ地ト稠密ナラサルトノ地アラハ安ソ稠密ナラサルノ地ヲ撰取セサルヘケンヤ二本榎高輪裏番町四屋等ノ地ハ稍一方偏スルノミナラス名ハ閑静ト雖モ其實皆花街ニ遠カラシテ或清泉無ク或遠望ヲ欠キ或狭隘ニ失セリ本省ノ地モ亦狭隘ニシテ遠望ニ全カラサレハ其尤佳ナル者ヲ上埜トスヘシ惜ラクハ其地既ニ東校ト故ノ兵部ニ属シテ亦傍近皆人家稠密ナルノミナラス絃歌ノ声音耳ニ絶ヘス色食ノ美好目ニ断ヘサレハ縱ヒ五利ヲ具備スト云トモ門ヲ出ル十歩即チ心ヲ蕩カスモノ有ルニ至ラン然ラハ則何ノ地カ大学校ヲ興スニ足ラン臣カ浅見ヲ以テ思フニ高燥ニシテ泉清ク望遠クシテ酸素ノ気ヲ通シ四圍以テ一院トナサハ其閑静邃谷ノ如ク一方ニ偏セス花街ニ近カラス絃歌色食ノ耳目ニ触ル、者無キハ駿台ニ如クハ莫カルヘシ憾ムル所ハ人家稠密ニシテ之ヲ他ニ遷サ、ルヘカラスト雖モ其人皆官員華族士族官禄アル者ノミナレハ一家方数百歩ノ地ヲ占ル者多クシテ市井ノ地ノ数十家方数百歩ヲ占ル者ヲ遷スト其難易固ヨリ既ニ同シカラス且官員華族士族ハ皆禄位アルノミナラス公私ノ分ニ明カナル識者ナレハ国益ニ因テ家ヲ遷スト憚ル者固ヨリナカルベクシテ此ヲ遷モ亦地ニ因テ名ヲ成シ以テ家産トナス者ノ類ニ非ス然ラハ今日大学校ヲ興スヘキノ地ハ輦轂ノ下唯一駿台アルノミ仲尼云ハスヤ工其事ヲ善セント欲ス必先其器ヲ利スト今人材ヲ教育シテ大成スル所有ラシメント欲セハ如何ソ其器ヲ精撰セサルヘケンヤ世ノ金鯽魚ヲ畜フ者ヲ觀ルニ魚ヲシテ小ナラシメント欲スルヤ之ヲ畜フニ小池ヲ以シ又其大ナランヲ欲スルヤ之ヲ畜フニ大池ヲ以セリ人材ヲ教育スル何独然ラサラン仰願クハ駿台ヲ以テ人材ヲ教育スルノ大池トナシ大学ノ基礎ト而以テ大学校ノ名ニ負カス規模ヲ大ニシ精巧ヲ尽シ大ニ遠望ノ台ナラシメ大ニ体操ノ所ナラシメ大ニ法律ヲ嚴ニシテ耳ニ絃歌ノ声ヲ聴カス目ニ色肉ノ美ヲ視サラシメハ其居ノ高燥固以卑隣ヲ避ルニ足リ其境ノ閑静固以精神ヲ養フニ足リ清泉以飲ニ供シ又汚穢ヲ濯ニ足リ遠望以心胞ヲ朗カニスルニ足リ酸素ノ気ヲ通シテ以テ窒素ノ固結ヲ散スルニ足リ体操以テ气血ヲ運スルニ足リ欣歎舒暢以テ抑塞鬱屈ノ気ヲ忘ル、ニ足ラハ身体自ラ健剛心思自精爽ニシテ自ラ囲内ニ安シ喜悦ノ情自ラ他ニ出ルヲ願フコナク善ク其法律ヲ守テ以大成スル所有ルニ至ルコ必セリ夫上好ム者アレハ下コレヨリ甚シキ者アリトキク府県州郡大学校ノ如此ナルヲ聞カハ誰カ□發興起セサルヘケンヤ是天下ノ人材ヲシテ皆大成セシメ天下ノ人ヲシテ皆學問ノ大概ヲ知ラシムル所以也夫然ル後天下大成ノ人材ヲシテ我治教ヲ助ケシメハ豈我邦ヲ而万国ト通信親和以万国ニ冠タラ令メサルヘケンヤ然而其本ハ唯大学校基礎ノ地ヲ得ルニアレハ是臣ノ以テ駿台ノ地請求ント欲スル所以ニ而此請求ノ止ムベカラサル所也臣隆一誠惶昧死上言

浜尾一新建議

—新謹而惟フニ自古天下国家ノ盛衰隆替スル所以人材ノ有無ニ由ラサルヲ無シ而テ人材ヲ教育スルハ学校ニ非レハ則チ能ハス是故ニ学校ハ盛隆ノ根本開化ノ基礎天下国家ノ務メ之ヨリ大ナル者ナシ其關係豈小々ナランヤ況シヤ方今 皇政^{マダ}盛開化月進ノ隆益々学政ヲ弘張シ学校ヲ盛大ニシ四方ノ人民ヲシテ就テ学ハシメ以テ開化ヲ助ケンフ今日 皇政ノ最モ急務ニ非スヤ然リ而テ学校ヲ設クルヤ其学制規模固ヨリ厳整ヲ要ス而テ地勢土質亦タ頗ル择ハザルヘカラス夫南校ハ都下ノ大学校ニシテ天下学校ノ儀範四方人民ノ幅輿シテ業ヲ受ル処也窺ニ察スルニ当今南校ノ地タルヤ卑低ニシテ湿溼夏日大暑ニ当リ炎虐猛惡甚タ学者ノ健康ヲ害スル者アリ是レ宜ク大学校ヲ置クヘキノ地ニ非ス—新嘗テ汎ク都下ノ地形ヲ察スルニ其大学校ニ適宜ナルモノ駿台ヲ最トナス願クハ南校ヲ駿台ニ遷シ以テ大学校ヲ建設セハ後來ノ有益僅尠ナラズ蓋シ駿台ノ地タルヤ高燥ニシテ東西ノ眺望頗ル佳タリ風道四通空氣新鮮ニシテ井水清淨ナリ閑靜別界ニシテ市街ニ遠カラス高低ハ北方ヨリ南方三分タリ東西ハ燈坂谿ニシテ北ニ仙台堀アリテ自然ニ一城郭ノ形ヲナスト謂フモ可ナリ且ツ 皇居官省ニ近シ其高燥眺望ト風道空氣井水ハ大ニ学者健康ヲ保ツニ益アリ閑靜ナルハ講學ニ便ナリ市街遠カラサレハ用便自在北方ノ高キハ冬日烈寒ノ北風ヲ避官省ニ面シ南方ノ低キハ総門ノ便ナリ城形ナルハ要地ニシテ堀割アルハ運遭ノ便アリ官省ニ近キハ公事甚タ弁シ易シ此ノ数件ヲ以テ之ヲ考ルニ其地勢ノ大学校ニ適スルヲ既ニ南校ノ比スヘキニ非ス又タ其全備ナルヲ他ノ地位ノ及フヘキニ非ス且ツ此地市町家ニ非レハ地価必ス廉ナリ而其住居多クハ官員士族ナレハ大学校建築ノ趣意ヲ以テ之ニ告レハ容易ニ其地ヲ得ヘシ是亦頑民貧夫ノ諭シ難キノ類ニ非ス実ニ大学校ニ適宜ニシテ益アルヲ大凡是ノ如シ必ス速ニ南校ヲ此地ニ遷シ大学校ヲ建設シ地勢土質ノ便ヲ占メ益々其ノ学制ヲ修メ愈々其ノ規模ヲ大ニシ宜ク其生徒ヲ精撰シ四方ノ人材ヲ集メテ之ヲ教育セハ文運日隆開化速進國家ノ裨益之ヨリ大ナルモノナシ此拳豈國家ノ一急務ニ非スヤ—新敢テ区々ノ愚衷ヲ陳ス伏テ願クハ詳ニ利害得失ヲ論シテ取捨アランコト一新誠恐敬白五月七日

(出典)『太政類典』第二編、第二百四十五卷、第四類、学制三、学校、「文部省序ヲ以仮ニ専門大学校ニ充附駿台大学校建設ノ儀」

(2) 学制二編追加と専門学校教則

〔解説〕明治5年(1872)8月3日に学制が颁布され、学校が大学・中学・小学に三層区分された。その大学は、「高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ」とされ、その学科として、理学・化学・法学・医学・数理学が挙げられた。さきの学校系統図の中にあった文学が省かれ実学科目で占められた。農業学校・商業学校・工業学校は、大学ではなく中学の一種とされ、専門学校についての規定は設けられなかった。

明治6年(1873)4月28日に、学制に二編の追加が布達され、その一編として専門学校の規定がなされた。「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」を専門学校と称し、その種類として、法学校・医学校・理学校・諸芸学校・鉱山学校・工業学校・農業学校・商業学校・獸医学校を挙げた。「外国教師ヲ雇ヒ専門諸学校ヲ開クモノハ専ラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ」と規定されたように、西洋の技術を導入することを目的としていた。それは、学制本編にいう大学よりもさらに実学的な技術学に傾斜した学校であった。

文部省はこれらの専門学校を開設するための準備として、教則の制定をはじめた。個々の学校設

置がいまだ具体化しない間に、教則を先に作るということも、専門教育に対する文部省の形式主義を感じさせる。まず、明治6年4月には、布達第74号で「外国法学校教則」(史料①)を、布達第75号で「外国理学校教則」(史料②)をさし示し、5月には、布達第78号で「外国諸芸学校教則」(史料③)を、布達第79号で「外国工業学校教則」(史料④)を出し、さらに同年9月には、布達第124号で「外国鉱山学校教則」(史料⑤)を出した。この時期文部省は「小学教則」や「外国语学校教則」などの教則作りに力を入れているが、専門教育については法学・理学・諸芸学・工業学・鉱山学の五科が重視されている。なお、学制二編に挙げられた専門学校のうち、農業学校と商業学校についての教則制定は見送られ、明治16年(1883)の農学校通則、明治17年(1884)の商業学校通則まで待たなければならなかった。

学制二編の追加と専門学校の教則制定によって、文部省の専門教育政策はようやく曙光を見出したかの感がある。

[史料①] 明治6年「外国法学校教則」

条例

一此学校ニ入ル生徒ハ小学教科卒業シ外国语学校ヲ経タルモノニシテ年齢凡十六歳以上タルベシ
一此学校ニ入ルモノハ期限六ヶ年トシ最初予科六級ヲ三年間ノ課程トシ本科三級ヲ三年間ニ卒業ス
ルヲ法トス
一予科一級ヲ六ヶ月間本科一級ヲ一ヶ年間ノ課程ト定メ毎級ノ末試業アルベシ
一生徒在校中法科習業ノ余暇ヲ以テ物理学等国書ニ就テ学フヘシ
一学科卒業スルモノハ大試典ヲ行ヒ其学力ニ依リ尊称ヲ与フベシ
一外国法学文庫一所ヲ設ケ法学生ノ縦観ニ供ス

予科

第一年

第六級 一週四日間二十時

○一 語学 八時 每日二時間 ○二 数学 二時 隔日一時間 ○三 羅甸学 一時 二週間 ○四 地理
学 四時 每日一時間 ○五 歴史 万國 三時 一週間 ○六 法科總論 ○七 反訳 洋文ヲ和文ニ訳ス已下此ニ微フ 每
日半時間外 ○八 体操 每日一時間外

第五級

○一 語学 八時 ○二 数学 二時 ○三 羅甸学 一時 ○四 地理学 四時 ○五
歴史 万國 三時 ○六 法科總論 二時 ○七 反訳 ○八 体操

第二年

第四級

○一 語学 八時 ○二 数学 二時 ○三 羅甸学 一時 ○四 地理学 四時 ○五
歴史 各國 三時 ○六 法科總論 二時 ○七 反訳 ○八 体操

第三級

○一 語学 八時 ○二 数学 二時 ○三 羅甸学 一時 ○四 地理学 四時 ○五
歴史 各國 三時 ○六 法科總論 二時 ○七 反訳 ○八 体操

第三年

第二級

- 一 語学 八時 ○二 数学 二時 ○三 羅甸学 一時 ○四 歴史^{近世} 三時
○五 法科総論 二時 ○六 経済学 二時 ○七 国勢学 二時 ○八 反訳 ○九
体操

第一級

- 一 語学 八時 ○二 数学 二時 ○三 羅甸学 一時 ○四 歴史^{近世} 三時
○五 法科総論 二時 ○六 経済学 二時 ○七 国勢学 二時 ○八 反訳 ○九
体操

本科

第一年

第三級

- 一 憲法 ○二 民法 ○三 国勢学 ○四 羅馬法律 ○五 法朗西法律 ○六
経済学 ○七 反訳 ○八 体操

第二年

第二級

- 一 民法 ○二 訴訟法 ○三 商法 ○四 羅馬法律 ○五 法朗西法律 ○六
万国公法 ○七 経済学 ○八 反訳 ○九 体操

第三年

第一級

- 一 治罪法 ○二 刑法 ○三 山沢禁 ○四 公正法 ○五 万国公法 ○六 性
法 ○七 反訳 ○八 体操

明治六年四月

文部省

(出典)『公文録』文部省の部、明治六年五月、「外国法学校教則布達」

[史料②] 明治6年「外国理学校教則」

条例

- 一比校ニ入ル生徒ハ小学教科ヲ卒業シ外国語学校ヲ経タルモノニシテ年齢凡十六歳以上タルヘシ
一此校ニ入ル生徒ハ期限七ヶ年トシ最初予科六級ヲ三年間ノ課程トシ本科四級ヲ四年間ニ卒業スル
ヲ法トス
一予科一級ヲ六ヶ月間本科一級ヲ一ヶ年間ノ課程トシ毎級ノ終リ試業アルベシ
一生徒在校中理科修業ノ余暇ヲ以テ歴史経済学等国書ニ就テ学フベシ
一此校ニ於テハ化学物理学等ノ理ヲ實際ニカカリテ試験スル為メ製煉場器械場等ヲ設ク
一此校ニハ動物植物金石等ノ実物ニ就テ之ヲ研究センカ為メ博物院ヲ附置ス
一各級卒業スルモノハ大試業ヲナシ其学力ニ依リ尊称ヲ与フヘシ

予科

第一年

第六級 一週四日間二十時

- 一 語学 八時 每日二時間
○二 算術 四時 每日一時間
○三 代数学 三時 週二時間
○四 幾何学 三時
○五 博物学 一時 週二時間
○六 物理学 一時
○七 反訳 洋文ヲ和文ニ訳ス已下之ニ倣フ 每日半時
間
○八 体操 每日一時間

但反訳体操ノ時間ハ一週二十時間ノ外以下之ニ倣フ

第五級

- 一 語学 八時
○二 算術 四時
○三 代数字 三時
○四 幾何学 三時
○五
博物学 一時
○六 物理学 一時
○七 反訳
○八 体操

第二年

第四級

- 一 語学 四時
○二 算術 四時
○三 代数学 三時
○四 幾何学 三時
○五
博物学 二時 隔日一時間
○六 物理学 二時
○七 画学 圖畫 二時
○八 反訳
○九 体操

第三級

- 一 語学 四時
○二 算術 四時
○三 代数学 三時
○四 幾何学 三時
○五
博物学 二時
○六 物理学 二時
○七 画学 圖畫 二時
○八 反訳
○九 体操

第三年

第二級

- 一 語学 四時
○二 算術 四時
○三 代数学 二時
○四 幾何学 二時
○五
博物学 二時
○六 物理学 二時
○七 画学 圖畫 二時
○八 化学 二時
○九
反訳
○十 体操

第一級

- 一 語学 四時
○二 算術 四時
○三 代数学 二時
○四 幾何学 二時
○五
博物学 二時
○六 物理学 二時
○七 画学 圖畫 二時
○八 化学 二時
○九
反訳
○十 体操

但予科修業中羅甸語希臘語等ヲ教フルフアリ

本科

第一年

第四級

- 一 代数学 ○二 幾何学 ○三 物理学 ○四 化学 ○五 生理総論 ○六 動
植物
○七 反訳
○八 体操

第二年

第三級

- 一 代数学 ○二 幾何学 ○三 三角法 ○四 微分 積分 ○五 物理学 ○六
化学
○七 植物学 ○八 植物解剖及植物生理 ○九 反訳
○十 体操

第三年

第二級

- 一 代数学 ○二 幾何学 ○三 微分 積分 ○四 物理学 ○五 化学 ○六
金石学
○七 各種比較解剖
○八 各種比較生理
○九 重学
○十 星学
○十一
反訳
○十二 体操

第四年

第一級

- 一 幾何学 ○二 微分 積分 ○三 化学 ○四 地質学 ○五 重学 ○六 星学
○七 各科温習 ○八 実地試験 ○九 反訳 ○十 体操

明治六年四月

文部省

(出典)『公文録』文部省之部、明治六年五月、「外国理学校教則布達」

〔史料②〕明治6年「外国諸芸学校教則」

外国諸芸学校教則

条例

- 一此学校ハ百工技芸ヲ主トシ大ハ以テ道路橋梁鉄道等ノ布置機械ノ製作ヨリ小ハ以テ磁器硝子等ノ
製造ニ至ルマテ尽ク之ヲ教授シ百般ノ工師ヲ成育スルモノナリ
一此学校ニ入ル生徒ハ小学教科ヲ卒業シ外国語学校下等ノ教科ヲ踏メル以上ノ者ニシテ其年齢凡ソ
十六歳以上タルベシ
一此学校ニ入ル生徒ハ期限七ヶ年トシ予科ハ六級三年間ノ課程トシ本科ハ四級四年間ニ卒業スルヲ
法トス
一予科一級ハ六ヶ月間ノ課程トシ本科一級ハ一ヶ年間ノ課程トシ每級ノ終り試業アルヘシ
一生徒在校中本学修業ノ余暇ヲ以テ歴史経済学等国書ニ就テ学フベシ
一此学校ニハ工作製煉ノ二場ヲ設ケ築造ノ方法機械ノ製作物品ノ製造等実地適用ノ研究ニ供ス
一本科卒業スルモノハ大試業ヲナシ其学力ニヨリ尊称ヲ与フ

予科

第六級 一週四日間二十時

- 一 語学 八時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 地
理学 二時 ○六 博物学 一時 ○七 物理学 一時 ○八 反訳 每日半時間 ○九 体操
毎日一時間

但反訳体操ノ時間ハ一週二十時間ノ外タリ以下此ニ微フ

第五級

- 一 語学 八時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 地
理学 二時 ○六 博物学 一時 ○七 物理学 一時 ○八 反訳 ○九 体操

第四級

- 一 語学 四時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 博
物学 二時 ○六 物理学 二時 ○七 画学_{圖画} 二時 ○八 記簿法 二時 ○九
反訳 ○十 体操

第三級

- 一 語学 四時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 博

物学 二時 ○六 物理学 二時 ○七 画学_{圖画} 二時 ○八 記簿法 二時 ○九
 反訳 ○十 体操
 第二級
 ○一 語学 四時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 三
 角法 一時 ○六 博物学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 画学_{圖画} 二時 ○九
 化学 一時 ○十 反訳 ○十一 体操
 第一級
 ○一 語学 四時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 三
 角法 一時 ○六 博物学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 画学_{圖画} 二時 ○九
 化学 一時 ○十 反訳 ○十一 体操
 本科
 第一年
 第四級
 ○一 高等代数 ○二 高等幾何 ○三 三角法 ○四 微分 積分 ○五 画法幾何
 ○六 画学_{機械ノ圖 築造ノ圖 画法幾何ノ圖等} ○七 物理学総論 ○八 化学総論 ○九 博
 物学 健全学養生ノ法 ○十 反訳 ○十一 体操
 第二年
 第三級
 ○一 微分 積分 ○二 画法幾何 ○三 画学前級ノ統キ ○四 化学_{製煉 分析} ○五 測量学
 ○六 重学 ○七 動重学 ○八 器械学 ○九 百工物理学 ○十 百工化学 ○十一
 星学 ○十二 反訳 ○十三 体操
 第三年
 第二級
 ○一 画学前級ノ統キ ○二 金石学 ○三 地質学 ○四 金属学 ○五 工学_{道路橋梁等}
 ○六 機械製作 ○七 蒸氣機械 ○八 築造学 ○九 切体学 ○十 製造学<sub>磁器硝子染物
煙草等ノ製造</sub>
 法 ○十二 反訳 ○十三 体操
 第四年
 第一級
 ○一 工学鐵道等 ○二 物質ノ抗力<sub>築造及ヒ機械製造
等ニ用フルモノ</sub> ○三 掘鉱学 ○四 工作律 ○五
 実地経験
 但実驗修業ハ生徒己レノ志ス学科ヲ専ラ研業スルモノニシテ其一二ヲ示サンニ化学ヲ主トス
 ルモノハ化学分析製煉等ヲ試験シ金属学ヲ主トスルモノハ鉱類ヲ分析シ及ヒ金属ヲ純製スル
 ヲ等ヲ試験シ築造学或ハ機械製作等ヲ主トスルモノハ築造ノ建築ヲナシ或ハ機械製作ノ策ヲ
 建テ模形ヲ作り鑪錐ヲ運シ以テソノ実物ニ付キ自ラ築造製作スルモノ等ナリ
 ○六 反訳 ○七 体操

明治六年五月

文部省

(出典)『公文錄』文部省之部, 明治六年五月, 「外国諸芸学校教則布達」

[史料④] 明治 6 年「外国工業学校教則」

外国工業学校教則

条例

一此学校ハ諸般ノ工人即チ画工模工彫工木工鍛工鑄工金銀銅工等總テ工業ニ属スルモノヲ教育スル所ナリ
一此学校ハ多ク実地ニ付テ修業スルモノニシテ譬へハ一日六時間ノ習業トセハ三時間ハ其理ヲ講明シ三時間ハ其技術ヲ伝習スルモノトス
一此学校ニ入ル生徒ハ小学教科ヲ卒業シ外国語学校下等教科ヲ経タルモノニシテ其年齢凡ソ十六歳以上タルヘシ
一此学校ニ入ル生徒ハ期限六ヶ年トシ予科六級ヲ三年間本科三級ヲ三年間ニ卒業スルヲ法トス
一予科一級六ヶ月ノ課程トシ本科一級一ヶ年ノ課程トシ每級ノ終リ試業アルヘシ
一生徒在校中本学研業ノ余暇ヲ以テ歴史経済学等国書ニ就テ学フベシ
一此学校ハ工作製煉ノ二場ヲ設ケ生徒ヲシテ大小ノ器械諸物品ヲ製造シ親シク其学業ヲ実地研究セシム
一学科卒業スルモノハ大試業ヲナシ其学力ニヨリ尊称ヲ与フヘシ

予科

第六級 一週四日間二十時

○一 語学 八時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 博物学 四時 ○六 反訳 ○七 体操

但反訳体操ノ時間ハ一週二十時間ノ外トス以下此ニ徴フ
第五級

○一 語学 八時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 博物学 四時 ○六 反訳 ○七 体操

第四級

○一 語学 八時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 画
圖画野画采色画模写等以下此ニ徴フ 二時 ○六 物理学 二時 ○七 反訳 ○八 体操

第三級

○一 語学 八時 ○二 算術 四時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 画
学 二時 ○六 物理学 二時 ○七 反訳 ○八 体操

第二級

○一 語学 六時 ○二 算術 二時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 三
角法 二時 ○六 画学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 工業初步道具ノ使用等以下此ニ徴フ 二時
○九 反訳 ○十 体操

第一級

○一 語学 六時 ○二 算術 二時 ○三 代数 二時 ○四 幾何 二時 ○五 三
角法 二時 ○六 画学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 工業初步 二時 ○九 反
訳 ○十 体操

本科

第一年

第三級

○一 代数 ○二 幾何 ○三 三角法 ○四 画法幾何築造真図等 ○五 画学 ○六
百工物理学 ○七 百工化学 ○八 工学

第二年

第二級

○一 画法幾何<sub>交点法及交点
下藤ノ部等</sub> ○二 画学 ○三 百工物理学 ○四 百工化学 ○五 工学
実用 ○六 製造学

第三年

第一級

○一 機械製作 ○二 物品製造 ○三 実地工業

明治六年五月

文部省

(出典)『公文録』文部省之部, 明治六年五月, 「外国工業学校教則布達」

[史料⑤] 明治6年「外国鉱山学校教則」

条例

一此学校ニ入ル生徒ハ小学教科ヲ卒業シ外国語学校下等教科ヲ経タルモノニシテ其年齢凡十六歳以上タル可シ
一此学校ニ入ル生徒ハ期限六ヶ年トシ最初予科六級ヲ三年間ノ課程トシ本科三級ヲ三年間ニ卒業スルヲ法トス
一予科一級ヲ六ヶ月間本科一級ヲ一年間ノ課程トシ毎級ノ終リ試業アルヘシ
一生徒在校中本学修業ノ余暇ヲ以テ歴史経済学等国書ニ就テ学フヘシ
一此学校ニ於テハ諸学術ヲ実地研究セシメシカ為メ工作製煉ノ二場並ニ博物院ヲ附置シ又諸鉱山ニ就テ親シク経験セシム
一各級卒業スルモノハ大試業ヲナシ其学力ニ依リ美称ヲ与フヘシ

予科

第一年

第六級 一週四日間二十時

○一 語学 六時 ○二 算術 四時 ○三 幾何 二時 ○四 代数 二時 ○五 地理学 二時 ○六 博物学 二時 ○七 画学 二時 ○反訳 每日半時間 ○九 体操
毎日一時間

但反訳体操ノ時間ハ一週二十時間ノ外トス以下之ニ徴フ

第五級

○一 語学 五時 ○二 算術 三時 ○三 幾何 二時 ○四 代数 二時 ○五 地理学 二時 ○六 博物学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 画学 二時 ○九 反訳 二時 ○十 体操 二時

第二年

第四級

○一 語学 三時 ○二 算術 三時 ○三 幾何 二時 ○四 代数 二時 ○五 地理学 二時 ○六 博物学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 化学 二時 ○九 画学 二時 ○十 反訳 ○_± 体操

第三級

○一 語学 二時 ○二 算術 三時 ○三 幾何 三時 ○四 代数 二時 ○五 地理学 二時 ○六 博物学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 化学 二時 ○九 画学 二時 ○十 反訳 ○_± 体操

第三年

第二級

○一 語学 二時 ○二 算術 二時 ○三 幾何 三時 ○四 代数 三時 ○五 地理学 一時 ○六 博物学 二時 ○七 物理学 二時 ○八 化学 三時 ○九 画学 二時 ○十 反訳 ○_± 体操

第一級

○一 語学 二時 ○二 算術 二時 ○三 幾何 二時 ○四 代数 三時 ○五 地理学 一時 ○六 博物学 三時 ○七 物理学 二時 ○八 化学 三時 ○九 画学 二時 ○十 反訳 ○_± 体操

本科

第一年

第三級

○一 三角法 ○二 画法幾何 ○三 測量学 ○四 微分積分 ○五 化学 ○六 物理学 ○七 器械学 ○八 金石学 ○九 地質学 ○十 金属学 ○_± 画学 ○_± 反訳 ○_± 体操

第二年

第二級

○一 三角法 ○二 画法幾何 ○三 測量学 ○四 微分積分 ○五 化学 ○六 物理学 ○七 器械学 ○八 金石学 ○九 地質学 ○十 金属学 ○_± 築造学 ○_± 掘鉱学 ○_± 反訳 ○_± 体操

第三年

第一級

○一 物理学 ○二 化学 ○三 器械学 ○四 金石学 ○五 地質学 ○六 金属学 ○七 築造学 ○八 掘鉱学 ○九 鉱山律 ○十 実地経験 ○_± 反訳 ○_± 体操

明治六年九月

文部省

(出典)『公文録』文部省之部, 明治六年十月, 「外国鉱山学校教則布達届」

(3) 専門大学校としての東京大学

〔解説〕 学制本編にいう大学校よりも, 実学的な専門教育を優先すべきであるという, 大木喬任ら文部省首脳の構想にそって, 学制に専門学校の規定が追加され, その教則が制定された。文部省

は、その間に専門学校設立の具体策を講じはじめた。明治6年（1873）6月には、旧金沢藩邸を専門学校用地にあてることの上申書を出したが、その中には、専門学校の必要性が力説されている（史料⑯）。注目すべきことは、この文書にみる限り、文部省は、工業学校、鉱山学校、商業学校、農業学校などを個別に開設する予定であったことが窺われる。なお、専門学校の用地確保は、これ以前から、上野山内に約30万坪の土地を得て、医学校および専門諸学校の用地にあてることの上申をくり返していた。

単科の専門学校ではなく、総合的な専門学校にするという構想は、南校の将来とからんで具体化された。南校は、学制の制定時に第一大学区第一番中学とされ、その性格が曖昧になった。明治6年5月10日付の「文部省報告」によると、第一番中学を開成学校と改めて専門諸科を教育する専門学校にかえることと、その専門教育の語学を英語に統一することの決定がなされている（史料⑰）。この2つの決定は、4月10日と4月18日になされた。語学教育中心の南校が、明確に専門諸科の総合的専門学校に変身したことになる。

いったんこの方針が決まれば、あとは、教師や校舎や校則など準備が急がれた。まず、教師については、明治6年6月に5名の外国人教師の雇い入れが上申された（史料⑱）。法学・理学・工業学（以上イギリス人）、諸芸学（フランス人）・鉱山学（ドイツ人）と、教師の国分けもされた。諸芸学と鉱山学はこれまでの仮独両科の生徒のために設けられたものであるため、フランス人とドイツ人となっているが、他はイギリス人をもってあてることにした。

つぎに校舎については、明治6年8月に、それまでの建築計画を修正して、専門学校教場にあてるよう、結構の変更を求める上申書が出された（史料⑲）。教則については、この時期に文部省が布達した前記の5つの外国専門学校教則が、開成学校の5つの学科編成（法学・理学・工業学・諸芸学・鉱山学）とまったく軌を一にしていることが注目される。文部省布達の教則は、開成学校の専門学校化を支援することになった。かくして、明治6年10月9日、開成学校は明治天皇を迎えて盛大な開校式を挙行した。

すでに述べたように、総合的な専門学校としての開成学校の発足は、学制本編にいう大学校とは趣を異にしていた。そこで文部省としては、田中不二麻呂を中心にして、千葉県国府台に真の大学校を建設する計画を進めた。明治8年（1875）に上申が出されたが、開成学校との関係が問題とされ、結局沙汰やみとなった。そのいきさつは、寺崎昌男「東京大学創立前後」『東京大学史紀要』第1号にくわしい。

諸種の曲折を経たうえ、明治10年（1877）3月24日の文部省の上申により、開成学校と医学校が東京大学となった（史料⑳）。法制局の議案では、「大学本部ノ地位ヲ占ル高尚ナル専門学校」と性格づけられている。総合的な専門学校が、学制本編にいう大学校に近づき、総合的な専門大学校となったのである。なお、参考までに、開校直後の、東京大学の学則の抜萃を記してみた（史料㉑）。明治10年（1877）の『東京大学医学部一覧』と明治13年（1880）の『東京大学法理文学部一覧』から引用した。

[史料⑯] 明治6年の専門学校用地確保計画

東京府囚獄地本郷四丁目元金沢藩邸ヲ専門学校ノ場所ニ相用度伺
去年学制御発行以来学事追々相運方今大中小学ハ順次建設日ヲ追テ隆盛ニ可立至次第二押移候処専

門学校即工業学校鉱山学校商業学校農業学校等ニシテ此学校ハ天造物ヲ増殖シ人為品ヲ盛産シ或ハ通商交易ノ道理ヲ明カニシ大ハ以テ道路橋梁鉄道等ノ布置造営小ハ以テ諸機械自鳴鐘磁器織物等ノ製造ヲ授ケ人民ヲシテ悉ク職業ニ就キ各其処ヲ得セシムルノ根基ニシテ國ヲ開キ富ヲ致ス皆職トシテ之ニ由レリ是ヲ以テ西洋富強ノ各國モ皆此ノ學校ヲ興スヲ以テ急務ト仕候今此ノ學校隆興セザレハ遂ニ富強ノ境ニ至ルヲ極メテ難カルヘク奉存候尤右學術ハ今日歐洲ノ長技タル論ヲ俟タス候間各學術ノ教師ハ海外ヘ註文致シ可申既ニ先般伺之上元中山從一位邸ヲ工業學校地所ト相定候得共一同着手不相成候半デハ不都合ニ付夫々手配罷在候得共第一相應ノ場所無之ニ付折角搜索中ニ有之候處東京府囚獄地本郷四丁目元金沢藩邸ハ地勢高燥平坦前条諸學校設立ニ於テハ必適ノ場處ニ有之候處右場所ハ司法省官用ニテ東京府ノ所持ニ有之趣故昨年ヨリ司法省東京府ヘモ及打合候處談判不行届遷延今日ニ至リ候へ共學事ヲ進歩前条ノ手順ニ相成右場處ニ無之テハ外ニ適宜之場處モ無之且ツ速ニ諸學校建設用意不致テハ現地ノ見込不定ハ勿論因循之末ハ必手ヲ空フシテ競進ノ生徒ヲシテ曠業ニ帰セシムルニ立至リ甚迫切ノ事情ニ御座候間差当リ近日買入ニ致シ候駒込元水戸邸六万余坪右ヲ替地トシテ囚獄ノ場處ニ相譲リ元金沢邸ハ當省ヘ管轄致度候間前顯之次第厚ク御酌取相成速ニ御沙汰有之度此段相伺候也

明治六年三月廿五日

文部卿大木喬任

正院

御中

〔朱〕此分御指令書無之所以ハ別紙御達出ルニ依ル委詳東京府五月伺ヲ見合スペシ

(出典)『公文録』文部省之部、明治六年五月、「元金沢邸ヲ専門学校ニ用ヒ度伺」

〔史料⑦〕 明治6年の「文部省報告」

明治六年五月十日発行

文部省報告

第一大學区一番中学ヲ改テ開成學校トナシ外國教師ヲ以テ專門諸科ヲ修學セシムルモノハ其工芸技術ヲ彼レニ取り以テ我專門諸學ヲ開成スルニアリ蓋シ歐米諸國ノ學術各々小異アリト雖モ其實事ニ就テ研究スルニ至テハ大同ナリ故ニ之ヲ仏ニ取ルモノハ必スシモ英ニ取ラス之ヲ獨乙ニ取ルモノハ必スシモ米ニ取ラサル可シ若シ悉ク之ヲ各國ニ取ラントスルトキハ一學科ニシテ數國ノ教師ヲ置カサルヲ得ス既ニ數國ノ教師ヲ置ケハ其言語文字同カラサルヲ以テ書籍器械モ亦數國ニ取ラサル可ラス此ノ如クナレハ我ニ得ル所ノ學術ハ同一科ニシテ其費ス所ノ資財ハ更ニ過多ナルヘシ而メ他日成業ノ生徒ヲ以テ教師トナシ我專門諸學ヲ創建シ國內ニ教授セシムルニ至テ其師伝ノ異ナルヲ以テ教授ノ方法自ラ小異同ナキアタハス一學科ニシテ數派ヲ分ツノ弊ヲ生スルニ至ルヘシ且現今外國ノ學ヲ修スル各國ノ所長ヲ拵ムニ非ス生徒ノ情態ニ就テ其便宜ヲ量ルノミ故ニ今語學ノ外法學理學等專門學術ハ英語ニ依テ修メンコト定メタリ然リト雖モ此制ヲ立ツルモノハ特リ開成學校ノ处分ニ属ス国内人民ノ自ラ學ヲ興シ師ヲ置クカ如キ各々其欲スル所に従フコ妨ケナシトス

(出典)『公文録』文部省之部、明治六年五月、「學科之儀報告」

[史料⑧] 明治6年の専門学校教師招聘計画

専門学校御設立ニ付諸科学教師御雇入之儀ニ付伺

法学教師 一人 給料一箇月
金四百円位

理学教師 一人 前同断

工業学教師 一人 給料一箇月
金三百円位

右英人

諸芸学教師 一人 前同断

右仏人

鉱山学教師 一人 給料一箇月
金四百円位

右独逸人

右ハ此度専門学校御設立ニ付テハ諸専門学科教師無之在来ノ者ニテハ不足ノミナラン学力等乏ク差
間相成候間何レモ其国ニ於テ学科教授免状所持ノ者ニテ生徒教導ニ長シ、者前書ノ通一箇月給料金
三百円位ヨリ金四百円位マデ來航旅費壱人ニ付金六百五十円ヲ以テ別紙條約案ノ通ニ箇年間御雇入
ニ相成度今日着手ノ時ニ當テ差向前文ノ教師入用ニ候条至急御雇入相成度右ノ旅費給料等ハ當省定
額金ノ内ヲ以テ相弁申候間此段至急相伺候也

明治六年六月十二日

文部省三等出仕

従五位田中不二磨

正院

御中

第一条

日本國東京開成學校元一番

教師トシテ二十四箇月日本到着ノ之間雇入候事

第二条

教師雇中居家一字無賃ニテ可貸渡事

但食料家具奴僕及ヒ廄等ハ一切教師自費タルヘキ事

第三条

教師給料ハ日本國東京到着ノ日ヨリ一箇月ニ付日本金貨 ト定メ毎月末ニ可相渡候事

但時ニ因リ各種ノ貨幣ヲ渡ストキハ金貨ヲ元ニ立テ相渡候事

第四条

教師發程前來航ノ旅費六百五拾円雇満期ノ節帰程旅費六百五拾円可相渡事

第五条

學校ノ諸規則伝習時限及ヒ順序等ヲ定ムルノ權ハ其學長ニアルベシ教師伝習受持ハ一日六時間ト相
定候事

第六条

教師建議ノ件々ハ都テ學長某ト談判ニ及ヒ其決定ハ文部長官ノ指揮ヲ可受事

第七条

雇中一切商売ノ筋ニ關係不可致事

第八条

日本政府ヨリ発告スル休日ノ外教師隨意ニ業ヲ廢スル時ハ其日数ノ給料引去候事

第九条

雇期限中日本政府ニ於テ不得已ノ事件アリテ雇ヲ止ル時ハ其翌日ヨリ後三箇月分ノ給料ト帰途ノ旅費可相渡事

但期限前一箇月又ハ二箇月ナルトキハ其日数丈ケノ給料ト帰途ノ旅費等可相渡事

第十条

教師其職ニ任ヘザル歟或ハ懶惰過失有之時ハ期限中ト雖モ雇ヲ止メ其翌日ヨリ給料不相渡事

但旅費ト雖モ不相渡事

第十二条

雇期限中病ニ罹リ二十日ヲ過ルトキハ教師自費ヲ以テ相当ノ代人ヲ出スヘシ三箇月ヲ経テ猶愈ヘサレハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料不相渡帰程旅費ハ可相渡事

但急症ノ病死或ハ変故アル節ハ直チニ其近傍ノ領事ニ引渡シ其日ヨリ雇ヲ止メ給料不相渡事

明治六年六月十三日 同廿二日

太政大臣

財務課長

参議

文部省伺諸科学教師雇入之儀致検考候処何レモ学制中御記載之科学ニシテ必需之教師ニ可有之且ツ旅費給料等一切同省定額金之内ヲ以テ相弁候儀ニ付御允裁可然即チ御下知案左ニ相伺候也

文部省へ御下知案

書面伺之通

但シ大蔵省へハ其省ヨリ可及通達候事

朱書 明治六年六月廿二日

(出典)『公文録』文部省之部、明治六年六月、「専門学科御設立ニ付諸科学教師雇入ノ儀伺」

[史料②] 明治6年の専門学校校舎建設計画

八月八日

開成学校新築ノ結構ヲ變シ専門学校ト為ス

文部省届 六年八月八日

開成学校寄宿舎新築ノ儀ハ兼テ伺済ニテ取掛候処同校生徒追々進歩専門学科教場無之候テハ不相成ノ折柄費用ノ減省将来ノ都合ヲ考ヘ中途ヨリ結構ノ模様ヲ替へ学校ノ体裁ニ變シ生徒モ其内ニ寄宿相成候様建築イタシ此程落成ニ付右ヲ専門学校ニ用候間此段御届申上候以上

但從來ノ学校ハ外國語学教場ニ相用候積ニ御座候間此段モ添テ申上候也 八月八日

(出典)『太政類典』第二編、第二百四十五卷、第四類、学制三、学校、「開成学校新築模様替専門学校ト為ス」

[史料⑩] 明治10年の東京大学開校の上申

四月五日

開成学校医学校ヲ改テ東京大学ト称ス

文部省同十年三月二十四日

東京開成学校ノ儀ハ法医学文学ノ三科ヲ合シテ成立シ東京医学校ハ医学ノ一科ヲ以単立候者ニ有之候処今般開成学校医学校ノ名称ヲ改メ更ニ各科ヲ並列シ之ヲ包括シテ東京大学ト唱候様致度此旨相伺候也三月廿四日 文部

法制局議按

別紙文部省専門学校改称ノ儀取調候処開成医学両校ハ学制中大学本部ノ地位ヲ占ル高尚ナル専門学校ニ付上請ノ通改称相成至当ト存候依テ御指令案取調仰高裁候也三月廿九

文部省布達

(案)第二号

文部省所轄東京開成学校東京医学校ヲ合併シ東京大学ト改称候条此旨布達候事四月十二日

(出典)『太政類典』第二編、第二百四十五卷、第四類、学制三、学校、「開成学校医学校ヲ改テ東京大学ト称ス」

[史料⑪] 開校当初の東京大学の学則

東京大学医学部

第四章 通則

第一条

本部ハ文部省ノ所轄ニシテ医学ヲ教授スル為ニ設クル大学ノ一部ナリ製薬学教場及医院之ニ属ス

第二条

教科ヲ医学本科ト予科トニ大別ス

但医学ハ諸般ノ学科ニ関涉スルヲ以テ高尚ナル中学ノ学科ヲ修メザレバ其真趣ヲ解シ得ベカラズ故ニ苟モ医学ニ從事セント欲スル者ハ預カジメ中学ノ課程ヲ踐修セズンバアルベカラズ然ルニ現時未ダ高尚ナル中学校ノ建設ナキヲ以テ仮ニ本部ノ中ニ教場ヲ設ケ医学ニ志シアル少年生徒ニ高尚ナル中学々科ヲ教授シコレヲ予科ト仮称シ専門医学教則ヲ本科ト名ヅク

第三条

学期ハ予科五年医学本科五年トス

但現今此学期ニ従ヒ教フル者ニハ専ラ独逸語ヲ用フ

第四条

本部内別ニ国語ヲ以テ教フル教場ヲ設ケ医学諸科及ヒ製薬学ヲ教授ス此生徒ヲ仮リニ通学生ト称ス

第五章 入学

第一条

予科ニ入ルノ生徒ハ其齡十四年以上二十年以下ニシテ小学課程ヲ卒業シタル以上ノ者タルベシ
但仮令小学ノ課程ヲ践修セザルモ之レニ等シキ学力アル者ハ試験ノ上入学ヲ許ス

第二条

予科課程ヲ卒業セシ者或ハ之レニ齊シキ学力アル者ハ試験ノ上本科ニ入ルヲ許ス

第三条

生徒募集ノ期ハ毎年一回十一月ニ於テス

第四条

試験適応入学スル者ハ保証人ノ証書ヲ出サシム

但保証人ハ東京住居ノ戸主ニ限ル

第六章 試業及卒業証書

第一条

冬夏各学期ノ末ニ試業ヲ行ヒ生徒学業ノ進否ヲ検シテ其等級ヲ定ム

但数回ノ試業ニ学力ノ進歩セザル者ハ退学セシムルヲアルベシ例ヘバ二年間同級ニ止マリ若シク
ハ定期試業ニ屢々四以下ノ点数ヲ得ル者ノ如シ

第二条

生徒全期ノ学科課程ヲ卒フル片ハ則チ大試業ヲ行ヒ及第セシ者ニハ卒業証書ヲ与フヘシ此證書ヲ得
ル者ハ何レノ府県ニ於テ開業スルモ其管轄庁ノ試験ヲ受ルヲ要セズ

第三条

本科課程ヲ履行卒業シタル者ニハ卒業証書ノ外其学力ニ応シ学位ヲ与フベシ

第七章 学年

第一条

学年ハ十二月一日ニ始マリ翌年十一月三十日ニ終ル之ヲ二学期ニ分ツ十二月一日ヨリ翌年五月三十
一日ニ至ルヲ冬学期トシ六月一日ヨリ十一月三十日ニ至ルヲ夏学期トス

第二条

夏休業ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ル冬休業ハ十二月二十四日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第三条

毎定期試業前二週間授業ヲ止メ生徒ニ復習ノ暇ヲ与フ毎試業後一日間休業トス

第四条

毎月日曜日及ヒ第一日ヲ休業トス

第五条

定例ノ祭日祝日ハ休業トス

孝明天皇祭	一月三十日
紀元節	二月十一日
神武天皇祭	四月三日
神嘗祭	九月十七日
天長節	十一月三日
新嘗祭	十一月廿三日

第六条

夏学期ノ授業時間ハ午前七時ヨリ始ジメ冬学期ノ授業時間ハ午前八時ヨリ始ジム

第八章 生徒費用

第一条

受業料ハ毎学期ノ始メニ於テ壱期分六ヶ月ヲ一時ニ納付セシム

但疾病ニ罹リ欠課スルモノ及ヒ事故アリテ退学スルモノハ既納ノ受業料ヲ返付スルコナシ

第二条

寄宿生徒ハ食餌薪炭燈油等一切自費タルヘシ

第九章 書籍室 (省略)

第十章 教則

予科課程

五等第一年

下級

習字 練字 算術 讀方 訳読 和漢学

上級

讀方 文法 作文 地理学 分数 和漢学

四等第二年

下級

文法 作文 地理学 分数問題 分数 和漢学

上級

文法 作文 地理学 比例 小数 和漢学

三等第三年

下級

独逸語学 算術 地理学 幾何学

上級

独逸語学 算術 博物学 地理学 幾何学

二等第四年

下級

独逸語学 羅甸語学 博物学 代数学 幾何学

上級

独逸語学 羅甸語学 博物学 代数学 幾何学

一等第五年

下級

独逸語学 羅甸語学 動物学 植物学 鉱物学 代数学

上級

独逸語学 羅甸語学 植物学 鉱物学 動物学 対数 三角術 代数学
以上

医学本科課程

五等第一年

下級

物理学 化学 医科動物学 解剖学

上級

物理学 化学 医科動物学 各部解剖学 組織学

四等第二年

下級

物理学 化学 実地解剖学

上級

物理学 化学 顕微鏡用法 生理学

三等第三年

下級

外科総論 内科総論 生理学 生理学実地演習

上級

外科総論 内科総論及病理解剖 薬物学 毒物学 製剤学実地演習 分析学実地演習

二等第四年

下級

外科各論 病理各論 外科臨床講義 内科臨床講義

上級

外科各論 病理各論 外科臨床講義 内科臨床講義

一等第五年

下級

外科各論及眼科学 病理各論 外科臨床講義 内科臨床講義

上級

外科各論及眼科学 病理各論 外科臨床講義 内科臨床講義 外科手術実地演習

以上

(以下省略)

(出典)『東京大学医学部一覧』明治10年、国立公文書館所蔵。

東京大学法理文学部

○第一章 編制及教旨

- 第一条 法学部理学部文学部ハ医学ト与ニ東京大学ヲ成ス而シテ法学部ニハ法学科理学部ニハ化学科，数学物理学星学科，生物学科，工学科，地質学科，採鉱冶金学科文学部ニハ哲学政治学理財学科，和漢文学科ヲ置キ以テ各学科専門ノ業ヲ教フルヲ旨トス
- 第二条 東京大学予備門ハ東京大学ニ属シ法理文学部ノ所管トス而シテ本部ニ入学ヲ志ス生徒ノ為メニ之カ予備トナシ博ク普通ノ学科ヲ教フル所トス

○第二章 学科課程

- 第一条 法理文学部諸学科ノ課程ヲ四周年トシ隨テ生徒ノ階級ヲ四等トス
- 第二条 法学部ノ生徒ハ皆同一ノ学科ヲ修メシメ理学部ニハ六学科ヲ設ケ文学部ニハ二学科ヲ設ケ而シテ理文両学部ノ生徒ハ各自所撰ノ一学科ヲ修メシム
- 第三条 各学部ニ於テハ将来專ラ邦語ヲ用ヰテ教導スルヲ以テ目的トスト雖モ現今姑ク英語ヲ専用シ且法蘭西，独逸ノ二語中其一ヲ兼習セシム但シ法学部ノ生徒ハ必ス法蘭西語ヲ兼習セシムルモノトス
- 第四条 各学部ノ学科並ニ其課目左ノ如シ
(以下省略)

(出典)『東京大学法理文三学部一覧』明治13年，国立公文書館所蔵

法学部学科課程

- 一本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ旁ラ支那，英吉利，法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クル事トス但シ本邦ノ法律未タ完備セサルヲ以テ現今專ラ英吉利法律及法蘭西法律ノ要領ヲ学修セシム
- 第一年
英吉利語（英文学） 論理学 心理学（大意） 欧米史学 和文学 漢文学 法蘭西語
- 第二年
日本刑法沿革 日本現行法律（講義） 英吉利法律（法律大意ノ講義 不動産法 動産法 結約法 刑法） 法蘭西語
- 第三年
日本古代法律 日本現行法律（擬律） 英吉利法律（証拠法 衡平法 訴訟法 治罪法 私犯法） 英吉利国憲 法蘭西語
- 第四年
日本古代法律 日本現行法律（弁明） 支那法律要領（唐律 明律 清律） 英吉利法律（海法） 法蘭西法律要領（民法） 列国交際法（公法 私法） 法論

理学部学科課程

- 一本部中ニハ即チ五学科ヲ設ク左ノ如シ
第一 化学科

第二 数学、物理学及星学科

第三 生物学科

第四 工学科

第五 地質学及採鉱学科

第一年ノ課程ハ各学科異同アルコトナシ而シテ後三年間ハ本人ノ撰ニ任セ一学科ヲ専修セシム

○諸学科

第一年

英吉利語（作文） 論理学 心理学大意 数学（代数幾何） 重学大意 星学大意 化学（無機実験） 金石学大意 地質学大意 画学

○第一 化学科

第二年

分析化学（検質分析） 有機化学 物理学 金石学 英吉利語 法蘭西語或日耳曼語

第三年

分析化学（定量分析） 製造化学 冶金学 物理学 法蘭西語或日耳曼語 和漢文学

第四年

分析化学（定量分析 試金） 製造化学 和漢文学 卒業論文

○第二 数学、物理学及星学科

本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ純正数学、応用数学、物理学、星学ノ四課目中更ニ本人ノ撰ニ任セ其二課目ヲ専修セシム

第二年

純正数学 応用数学 物理学 分析化学 英吉利語 法蘭西語或日耳曼語

第三年

純正数学 応用数学 物理学 分析化学 星学 法蘭西語或日耳曼語 和漢文学

第四年

純正数学 応用数学 物理学 星学 和漢文学 卒業論文

○第三 生物学科

本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ更ニ本人ノ撰ニ任セ動物学或ハ植物学ノ一科目ヲ専修セシム

第二年

動物学（脊髓動物比較解剖 動物分類） 植物学（植物結構及生理 有花植物） 生理化学 英吉利語 法蘭西語或日耳曼語

第三年

動物学（無脊髓動物比較解剖 動物分類） 植物学（植物分類及応用 地理植物 有花及無花植物） 古生物学 法蘭西語或日耳曼語 和漢文学

第四年

動物学（動物全体 胚胎 組織） 植物学（各類形質及高等生理 無花植物） 和漢文学 卒業論文

○第四 工学科

本科ハ第四年即チ最後ノ一年間ニ更ニ本人ノ撰ニ任セ機械工学或ハ土木工学ノ一課目ヲ専修セシム

第二年

純正及応用数字 重学 物質強弱論 陸地測量（講義 野外及館内実験） 物理学 機械図 英

吉利語 法蘭西語或日耳曼語

第三年

熱動学及蒸気機関学 結構強弱論 道路及鉄道測量及構造 物理学 機械図 法蘭西語或日耳慢語 和漢文学

第四年

機械工学

機械計画製図実験 材料試験 機械所実験 卒業論文

土木工学

橋梁構造 測地術 (講義 野外及館内実験) 海上測量 水機工学 造営学 和漢文学 卒業論文

○第五 地質学及採鉱学科

一本科ハ三年間地質学及採鉱学ノ両科共ニ異同アルヲ以テ第二年ノ初二於テ其一科ヲ選定スルヲ要ス

第二年

金石学 石質学 地質測量 金石識別 検質分析 採鉱学 陸地測量及地誌図 地質巡検 英吉利語 法蘭西語或日耳慢語 動物学× 植物学×

第三年

古生物学 地質沿革論 定量分析 法蘭西語日耳曼語 和漢文学 岩石化石識別実学△ 地質巡査△ 鉱石淘汰法△ 冶金学△ 検質吹管分析△ 機械図△ 鉱山操業ノ実修△

第四年

地質学×

日本地質学 地質図及表面地質学 岩石顯微鏡查察 和漢文学 卒業論文
採鉱学△

地中測量 重学 定量吹管分析 試金 冶金学及鉱石淘汰法実験 鉱山諸業ノ計画 定量分析
造営学 鉱山巡視 和漢文学 卒業論文

△印ハ地質学ノミニ課シ△印ハ採鉱学ニノミニ課ス

文学部学科課程

一本部中ニハ二学科ヲ設ク即チ左ノ如シ

第一 史学，哲学及政治学科

第二 和漢文学科

一第一年ノ課程ハ第一及ヒ第二学科共ニ大同小異アルヲ以テ同年ノ初二於テ予シメ其一学科ヲ選定セシメ第二年ヨリ之ヲ專修セシム

一第一学科ハ第二第三年ノ兩年間ノ課程ニ載スル諸課目ヲ悉ク履修セシメ第四年ニ至リ史哲政ノ一課目ヲ撰テ專攻セシメ且他ノ一課目ヲ撰ンテ兼修セシム

一第二学科ハ三年間和漢古今ノ文学ヲ專修セシムルヲ旨トシ且二年間英吉利文学及ヒ三年間歐米史学或ヒハ哲学ヲ兼学セシム

第一年

英吉利語(論文) 論理学 心理学(大意) 和文学 漢文学 法蘭西語或ヒハ日耳曼語△

△印ハ第一科ノミニ課ス

第一 史学哲学政学科

第二年

和文学 漢文学 英吉利文学 哲学（哲学史 心理学） 欧米史学 法蘭西語或日耳曼語

第三年

和文学 漢文学 英吉利文学 哲学（道義學） 欧米史学 政治学 経済学

第四年

英吉利文学 欧米史学 哲学 政学及列国交際法

第二 和漢文学科

第二年

和文学 漢文学 英吉利文学 欧米史学或哲学

第三年

和文学 漢文学 英吉利文学 欧米史学或哲学

第四年

和文学 漢文学 欧米史学或哲学

（出典）『東京帝国大学五十年史』上冊，東京帝国大学，1932年。

3. 専門教育の主務省管理

(1) 工部省の工業専門教育

〔解説〕 明治3年（1870）閏10月に創置された工部省では、その創省の参考に供されたイギリス人モレル（E. Morrell）の献策に学校計画が重視されていたこともあり、早くも明治4年（1871）4月には、工部学校計画をまとめて太政官に上申した（史料⑩）。山尾庸三の筆になると想像されるその上申書には、実学人材養成の必要がうたわれている。はじめ、「小学校英名スクール」を作り、年次を追って「大学校コウレージ」を作ることにしていた。

その教師の人選は、岩倉使節団の副使となってイギリスに赴いた伊藤博文に託された（史料⑪）。伊藤も山尾も、かつて長州藩留学生として、イギリスへの留学体験をもち、そのときの縁故によってマセソン商会の支配人マセソン（H. Matheson）に依頼して、グラスゴー大学出身のダイア（H. Dyer）を都検に選ぶことができた。

明治6年（1873）にダイアをはじめ9名のイギリス人教師が来着した。ダイアは来日の航海の途次に、日本に建設する Imperial College of Engineering の構想を練りあげ、その英文カレンダーを山尾に提出した。その内容は、イギリスの経験主義の思想とヨーロッパ大陸の制度を組み合わせた実験的な性格のものであった。工部省は、このカレンダーを受け入れることにして、それまでの工部学校計画を修正して、一気に専門の大学校を作ることにした。明治6年6月には、「工学寮入学式並学課略則」を布達して（史料⑫），生徒の募集を開始した。はじめ工学寮と呼び、明治10年（1877）に工部大学校と名をかえた、わが国工業専門教育のメッカがここに誕生の運びとなった。

工学寮は、明治7年（1874）2月と12月に、「工学寮学課並諸規則」を布達して、その組織を確定した（史料⑬）。それによると、6か年の課程を、予科学・専門学・実地修業に3分し、専門学では工業の7つの諸術学課の1つを専修させたうえ、その学業を実地修業と結び合わせて、エンジニアとしての実践能力の形成をはかった。この教育計画の独自性は、史料⑭にみた文部省の「外国工業学校教則」と比べてみれば、明瞭となる。なお、工部大学校の教育については、拙著『日本工業教育成立史の研究』（風間書房、1979年）および『明治のエンジニア教育』（中央公論社、1983年）に詳述したので参照されたい。

〔史料⑩〕 明治4年の工部学校建設計画

自古国家ノ文明盛大ヲ成サント欲スル者皆ナ其上下ヲシテ知識ヲ備ヘ厚生利用ノ途ニ出シムルヲ要セサルナシ御邦内ニ於テモ已ニ御開営被 仰出候当工部省所轄ノ事業ハ即チ其基礎ニシテ過ニ功驗相顯万国ト併立富強ヲ保チ候様致度旦暮不堪渴仰候然ル処其事業ニ於ケル大小トナク技術上ニ相渉

皇朝未曾有ノ要務候ヘハ実学知識ノ徒ニ非ス候テハ誰力能施行可致得理無之候惜哉御邦内ノ人物其一科ヲ了得候者未タ見当リ不申依テ方今数多ノ外国人ヲ使役御創業ノ手順取継罷在候次第實ニ無余儀事ニテ終始彼等ノ余力ヲ仮リ功業漸ク相遂候様ニテハ一時開化ノ形況有之候トモ万世富強ノ基本ハ逆モ相立申間敷戦競ノ至ニ候比機ニ臨ミ人材教育ノ御方途不可欠場合ト被存候就テハ当省中ニ於テ工部学校至急御取建相成少年有志ノ者ハ尽日校中ニ出入孜々勉学経其歳月候ヘハ教師ノ指揮ニ

依り順次洋行ヲモ為致成器ノ上夫々奉職事ニ為従可申左候ハ、自然外国人使役其他多少ノ煩勞ヲ省キ鉄道始諸業功実海内ニ蔓布万世不朽ノ御基本相立。皇威異域ニ輝キ上下浴文明盛大ノ鴻沢候様必然ニ相覚候此儀御採用被為在候ハ、学校御取建ノ場所ハ虎ノ御門内延岡藩邸至極適當ノ地ニ有之候間可相成ハ此場所御渡相成尋テ宮繕ノ御下命モ有之度左候上ハ精々特励ヲ遂ケ過ニ落成可仕候尤生徒取立方ノ手筈都テ校中ノ規律ハ追テ取調ノ上可申上候様可仕候差向前書学校御取建ノ儀御英断相成至速御沙汰御座候様仕度候依之比段奉伺候也

辛未四月

工部省

弁官御中

(朱書) 伺之通

工部学校御取設ノ儀ニ付見込ノ件々建言仕候処右学校ニ付諸入費其外凡見込ミ可差出旨御達ノ趣ニ候処確定ノ規則ハ方今取調中ニハ候ヘトモ廉々凡目論見並諸入費凡積左ノ通ニ有之候

一工部学校ハ小学校 英名 スクール

一同大学校 英名 コウレージ

右二校也

一小学校ハ少年生徒十六歳以下ノ者ヲ入校セシメ全ク西洋少年学校ノ如ク教導ヲ為スヘシ校堂図ノ如ク二棟ニテ生徒人員三百人ナルヘシ

一右小学校ニテ凡二年間程教導ヲ請而シテ後学力ノ検査ヲ経テ試程ヲ越ユル者成年寄宿所ニ入大学校ニ於テ諸工分分科修行セシム大学校寄宿所等図ノ如シ

一大学校ニ於テ修行中ハ諸工学技術ニ涉リ活物実地ノ修行モ為仕学力并業前上達ニテ検査ヲ越ユル者選挙ノ上洋行セシメ候事

一大小学校寄宿所等凡略図ノ通ニテ造建諸入費ハ別紙ニ取調差出申候

尤伝習生徒月俸等ハ銘々ヨリ為差出候間官費ニ相立不申候事

凡目的右ノ通ニ有之候此段申上候也

辛未四月

工部省

絵図面闕

諸入費凡積 (省略)

(出典)『公文録』工部省之部、自五月至七月、「工部学校取建並虎御門内延岡藩邸御渡申立」

[史料⑬] 明治5年の教師招聘計画

工学勧工都撫ノ者御雇其外ノ儀伺

- | | |
|-----------|----|
| 一 工学校都撫 | 壱人 |
| 一 同小学校教師 | 六人 |
| 一 勸工寮都撫 | 壱人 |
| 一 同助 | 壱人 |
| 一 長崎造船所技長 | 壱人 |

一 同助 壱人
一 同所製作所技長 壱人
一 同助 壱人
一 活学製作技術方 壱人

右ハ兼テ申上候通工学校其他御開相成候ニ付テハ教師技長等英人御雇人ノ積ニ候処先般伊藤工部大輔亜欧各国へ被差遣候ニ付幸ヒ於英國學業技術等ニ長候者相撰御雇人ノ筈ニテ同人出發前談判致シ置候儀ニ有之尤旅費支度料等ハ當省定額金ノ内ヲ以テ相賄候積ニ有之候且右教師等相雇候ニ付テハ英國ニテ人撰雇入方等周旋引受候者無之候テハ百事不都合ニ付ヒウ、マチソン儀ハ兼テ伊藤博文見知ノ者ニテ候間前条撰挙方其外用達申付候得ハ此上工学校其他學術成業ノ者實地ノ修業トシテ彼国へ被差遣候節前書ヒウ、マチソン方ニテ引請周旋及候ハ、都テ差支無之候間御許容相成候ハ、其段伊藤工部大輔へ可相達ト存候此段相伺候也

壬申二月十二日

工部少輔山尾庸三

正院御中

伺ノ通

壬申二月十四日

(出典)『公文録』工部省之部、壬申自一月至二月「工学勧工都撫ノ者御雇伺」

[史料④] 明治6年「工学寮入学式並学課略則」

工学寮入学式並学課略則

第一

学寮ヲ設立スル所以ノモノハ大ニ工業ヲ開明シ以テ工部ニ從事スルノ士官ヲ教育スル為ナリ故ニ在寮ノ間ハ衣食住ヨリ諸経費ニ至ルマテ官ヨリ之ヲ給与スヘシ

但筆墨紙ケツト下着手廻リ小道具等自費タルヘキ事

第二

成業ハ概ネ六ヶ年ヲ以テ定限トス右期限中前四ヶ年間毎年六ヶ月ヲ以テ在寮ノ期トシ余六ヶ月ハ各自志願ノ学課ヲ實際ニ施業セシム後ニヶ年ハ工部ノ諸般ニ從事實地ノ学ヲ研究シ以テ成業ノ限トス満期後ハ七ヶ年間本省ノ指令ニ從テ奉職勉励スルハ勿論タルヘシ

第三

工学志願ノモノハ華士族僧侶平民ニ至ル迄年齢十五歳ヨリ十八歳迄ヲ限り資稟ノ厚薄身体ノ強弱ヲ検査シ其学力ヲ試験シ而シテ合格入寮ノ許可ヲ得ルニ於テハ當人ヨリ誓書ヲ出サシメ別ニ身元引受人ヨリ保状ヲ徵ス

但期限中規則ヲ犯シ放逐セラル、者及ヒ奉職七ヶ年未満ニシテ自ラ退去スルモノハ当初ヨリ在寮中ノ費用ヲ計算身元引受人ヨリ返納セシム又官物ヲ破損スル者モ同様ナリ

但病死ハ此例ニアラス

第四

明治六年八月十二日ヨリ同十六日マテノ間工学寮ニ於テ生徒五十名ヲ選舉候條府県ノ添書ヲ以テ來

八月十日マテ同寮へ願出規則ノ通試検相受可申事

但生徒五十名ノ内甲科及第三十名ハ直チニ入寮ヲ許シ乙科及第二十名ハ日々学校ニ私費ヲ以テ
通学セシメ来年入寮試験ノ時再ヒ及第スル者ハ本生徒トシ入寮ヲ許ス

入寮願書雛形
府県添書雛形
誓書雛形
引請人保状雛形

} (省略)

第五

入寮試験ノ学課左ノ如シ

英語読書 閱書 算術 幾何学初步 代数初步 地理学初步 窺理学初步

試験学課ハ後來臣民ノ学識進歩スルニ隨テ変制シ終ニ万国ニ階級ヲ同フルヲ度トス

第六

毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日マテヲ在寮授業ノ間トス尤新選スル所ノ生徒ハ四月ヨリ六月三
十一日マテ就学内習セシメ七八九ノ三ヶ月ハ各自志願ノ学課ヲ実地ニ施業セシム

但シ本年ノ儀ハ八月廿日ヨリ就学内習セシム

第七

在寮中授業ノ学課左ノ如シ

○第一 シビルエンジニアード_{土木ニ係ル諸都テ} 道路橋梁堤防等
○第二 メカニカルエンジニアード_{器機建立等ノ諸術}
○第三 伝信術 ○第四 建築学 ○第五 実用化学 ○第六 鉱山学 ○第七
鉱物学

右学課ノ内各自ノ志願ニ因テ一課ヲ成業スルヲ要ス而シテ一課決定ノ上ハ學術ニ循テ習学スヘシ

第八

在寮期限中授業ノ時間六年トス

但二年ヲ以テ一課授業ノ時間トス

○第一 予課学 ○第二 専門学 ○第三 実地学

第九

予課学ハ諸般ノ学課ニ必用ノ学ニシテ後日専門学ニ入ルノ補助トス

○第一 英語作文 ○第二 地理学 ○第三 算術初步 ○第四 器械学_{理論実用}
○第五 窺理学初步 ○第六 化学 ○第七 器械並測地等ノ図画

右予課学授業ノ時間ハ二年ヲ以期限トス

第十

予課学二年ノ授業ヲ経テ大試験ヲ設ケ及第ノモノハ専門学ニ入ヲ免許ス

但現今本邦一般ノ学植末タ進歩セサルヲ以テ落第ノモノト雖モ教師ノ所見ニ因テ授業ノ期ヲ延
スヘシ但シ此延期ハ全期六ヶ月ノ通算ニハ加入セス

第十一

専門学ハ各自志願ト伎倆ノ長所ニ因テ一課ヲ研究セシムル為メニシテ其学課ハ校則ニヨツテ認知ス
ヘシ授業ノ時間ハ二年ヲ以テ定限トス

第十二

専門学二年ノ授業ヲ経テ大試験ヲ設ケ及第ノモノハ之ニ実地施業ノ免状ヲ与ヘ本省所属ノ諸技術試
補トシ各自ノ学力ヲ其実地ニ施サシム

第十三

実地学ハ毎年六ヶ月実地習学ヲ経テ後二年ヲ以授業ノ時間トシ毎三月理論ト実学トヲ試験シ全六ヶ年ノ満期ニ至リテ実地工術ノ試験ヲ設ク試験ノ法ハ問題ニ仍テ其図画ヲ製シ其条理ヲ詳明ニ記載ス此試験ヲ経タルモノハ工術成業ノ免状ヲ得テ工部省ノ士官ニ充ツ其等級ハ試験ノ甲乙ト学識ノ優劣ニ因テ本等ヲ定ム

第十四

学課及ヒ諸規則類詳細掲載セルモノヲ出版シ志願ノ者ヘハ工学寮ニ於テ之ヲ与付スヘシ

(出典)『公文録』工部省之部, 明治六年八月, 「工学寮入学式学課略則布達届」

[史料⑬] 明治7年「工学寮学課並諸規則」

工学寮学課並諸規則

目次

教師専門課目並名氏

第一条ヨリ第五条迄	工学寮建置ノ大旨及生徒修業ノ順序
第六条ヨリ第十一条迄	入学式
第十二条ヨリ第十三条迄	諸術學課
第十四条ヨリ第十五条迄	予科学
第十六条	専門學
第十七条ヨリ第二十一条迄	試験
第二十二条ヨリ第廿四条迄	実地学
第廿五条ヨリ第三十二条迄	都檢及教師ノ職務
第三十三条	時限
第三十四条ヨリ第三十七条迄	衣服料具
第三十八条ヨリ第五十条迄	生徒館規則
第五十一条ヨリ第五十七条迄	取締規則
第五十八条ヨリ第六十六条迄	書房
第六十七条ヨリ第七十二条迄	理學試験局
第七十三条ヨリ第七十四条迄	化学試験局
第七十五条ヨリ第七十六条迄	鎔鑄試験局
第七十七条ヨリ第七十九条迄	工學試験局
第八十条ヨリ第八十一条迄	工作場
第八十二条ヨリ第八十四条迄	博物局
第八十五条ヨリ第八十八条迄	小学

学科条目略

教師専門課目並名氏

蘇国グラスゴー大聰及第	シビル, インシェニール, マストル, ラフ, アート, バチエロル, ラフ, サイアンス
一都檢兼工術博士	ヘンリー, ダイエル

英國龍動公費成學 オノラレー, セクレタレー, フォル, チャッパン, オフ, ゼ, ソ
サイエティー, オフ, テレガラフ, インヂニール, ロンドン
一究理術博士 ダブリュ, イ, エルトン
蘇國エデンホルグ公費及第 マストル, ヲフ, アルト
一數術博士 ダビッド, エッチ, マーシャル
愛國クキンス公費及第 メジカル, トクトル
一化学博士 エドワルド, ダイブルス
英國龍動礦学校成學
一図画学博士 エドモンド, エフ, モンター
蘇國アベルヂーン公費及第 マストル, ヲフ, アルト
一英学博士 ウキリアム, クレーゲー^{ウキリアム, クレーゲー}
一模形師 アーチボールド, キング
一助手 ジョージ, コーレー ロベルト, クラーク

工学寮学課並諸規則

第一条

工学寮ハ工部省ノ所轄ニシテ工部ニ奉職スル工業士官ヲ教育スル学校ナリ

第二条

生徒在寮修業ノ期ヲ六年トス初四年間ハ毎年六ヶ月間寮中ニ於テ修学シ六ヶ月間ハ実地ニ就テ各志願ノ工術ヲ修業セシメ後二年ハ全ク実地ニ就テ執業セシム如此ク在寮ノ修学ト実地修業ト相交互スルニ因テ各生徒前半年間は寮修学スル所ノ諸術ヲ以テ後半年間実地ニ就テ経験スルヲ得ヘシ故ニ教授ノ法ヲ立テ教師講義ノ外生徒自ラ講究スル者ヲ助ケ以テ之ヲ勉励セシム

第三条

在寮修学ノ季ハ十月一日ヨリ起業翌年三月三十一日迄ヲ限リトス其間定式ノ休課ヲ与フ

第四条

毎年四月五月六月ノ三ヶ月間ハ其年入寮スル所ノ生徒ニ諸術ノ初步ヲ教ヘ修学正季ニ入ルノ階梯トス其季ノ末休課ノ時ニ於テ一課ノ問題ヲ出シ休業中ニ自ラ研究スル所ノモノヲ以十月初旬ニ之ヲ試験ス

第五条

七八九ノ三ヶ月ヲ以テ寮中ノ休課トス此三ヶ月間ハ其年入寮スル所ノ生徒ハ工作場ニ於テ執業セシム其二三四年前既ニ入寮スル所ノ生徒ハ四月五日ヨリ九月二十六日ニ至ルマテ実地ニ就キ士官ノ下ニ在テ実地作業セシム

第六条

入寮免許ハ試験ヲ以テ及第スル者ヲ撰ミ命ス凡日本ノ臣民族々ヲ問ハス十五歳ヨリ二十歳ニ至ルマテ体質健康ニシテ行状端正ナルモノヲ試験シ及第スル者ヲ以テ入寮ヲ免許スヘシ

但毎年四月上旬試験ヲ設ケ生徒凡五十名ヲ撰ム故ニ入寮ヲ望ム者ハ三月中願出ツヘシ

第七条

入寮試験ノ学課左ノ如シ

- 一 英書口讀英文和訳
和文英訳
- 二 英文書取
- 三 算術

四 幾何学初步

五 代数初步

六 地理学

七 翁理学初步

入寮試験ノ学ハ初二二三ヶ年間ハ軽易ノ学ヲ主トスト雖モ国民ノ学識進歩スルニ從テ追年学課ヲ変制シ終ニ万国ト階級ヲ同スルヲ度トス

第八条

入寮願書雛形
府県添書雛形
誓書雛形
引請人保状雛形

} (省略)

第九条

生徒若シ学規未満ニシテ退寮スルカ或ハ卒業ノ後本省へ奉職スルノ年期未満ニシテ辞職スル時ハ保証人ヨリ在寮中ノ諸費ヲ本省へ返納セシムヘシ

第十条

生徒修学スト雖モ才力足ラスシテ進歩スル能ハサルカ或ハ不行跡等ニシテ退寮ヲ命スルモ前条ニ同シ

第十二条

寮中ニ於テ教授スヘキ所ノ諸術学課左ノ如シ

一 土木学 二 機械学 三 電信学 四
木ノ術ヲ云学課条目略ヲ見合スヘシ 機械ノ製作並ニコレヲ建造スルノ
造家学 五 実地化学 六 鉱山学 七 鎔鑄学

右数課ノ中各生徒志願ノ一課ヲ研究スヘシ其一課ニ決志スルニ至テハ之ヲ変スルヲ許サス且ツ学則ニ載掲スル順序ニ因テ修学ス可シ

第十三条

生徒修業ノ目ヲ分テ三課トス

一 予科学

二 専門学

三 実地修業

第十四条

予科学ハ諸術専門学ヲ学ブノ要業ニシテ其階梯タレハ学課ヲ分ツコ左ノ如シ

一 英語 二 地理学 三 数学初步 四 機械学初步 五 理学初步 六 化学
七 國学

右学課ハ生徒入寮後初メ二年間ニ教授ス

第十五条

国民ノ学術進歩スルニ至ルマテ先ツ都檢ノ所見ト生徒学業ノ成否トニ因リ予科学ノ期ヲ三年或ハ四年間ニ延期スヘシ此延期ハ全ク六ヶ年ノ中ニ算入セス

第十六条

各生徒志願ノ一課ヲ研究スル為ニ専門学ニ入ル

甲 土木学 学課条目略ニ於テ見ルヘシ

一 高等数学 二 高等理学 三 土木学中 生徒志願ノ一課 四 機械学 五 地質
学 六 測量学 七 図画術

乙 機械学

一 高等数学 二 高等理学 三 機械学中 生徒志願ノ学課 四 造船学 五 理学
試験 六 図画 七 工作場

丙 電信学

一 高等數術^(アマ) 二 高等理学 三 物品ノ堅脆 四 測量 五 化學試験 六 理
學試験 電信學ニ關係ノ部 七 図画

丁 造家学

一 測量術 二 物品堅脆 三 地質学 四 造家 五 図画 六 画学

戊 実地化学

一 測量 二 地質学 三 鉱物学 四 理学試験 五 化學試験

己 鉱山学

一 地質学 二 鉱物学 三 地質測量 四 実地化学 五 鉱山機械 六 鉱山作
業 七 図画

庚 鎔鑄学

一 地質学 二 測量 三 鉱物学 四 鎔鑄試験 五 鎔鑄機械 六 図画

右専門学ハ生徒入寮後第三年ヨリ四年間ニ教授ス

第十七条

生徒學術ノ進歩ハ在寮作述スル図書論説ト夏季實地作為スル工術技業トヲ以時々試験シテ其優劣ヲ定ム

第十八条

初二年ノ終ニ於テ予科学課ヲ大試験スヘシ且生徒進歩ノ定度アリ其定度ニ及ハサル者ハ専門学ニ入
ルヲ許サス四年ノ終ニ至テ専門学ノ大試験ヲ設ク

第十九条

生徒學術ノ進歩ハ試験ニ於テ得ル所ノ点数ヲ以テ之ヲ定メ表録トス

第二十条

生徒学職ノ定度ニ及フ者ハ工学成業ノ免状ヲ与ヘ其学ヒ得タル所ノ技術ヲ施行セシム為助手ヲ命
シ尚實地ニ就テ其術ヲ煉磨セシム

第二十一条

冬季ニ於テ毎級中後秀ノ生徒三名ヲ択ヒ之ヲ三等ニ分チ書籍或ハ器具ニテ七円八円拾円ニ当ル賞品
ヲ与フヘシ又總生徒中予科諸學ノ試問ヲ受ケ毫モ失誤ナキ者二人ヲ択ヒ特賞トシテ甲ニハ三十円乙
ニハ二十円ノ賞品ヲ与フヘシ

但左ノ金額ハ下名ノ者ヨリ当寮生徒褒賞資金トシテ献納セシ所ナリ後來右同様献納ノ者アラハ此
例ニ倣ヒ処分スヘシ

一千五百弗 横浜 ションロベルトソン氏

一千円 東京 三井組為替座

第二十二条

学期中終ノ二年ハ在寮中修学スル所ノ学課ヲ實地ニ就テ煉磨セシメ而半年間毎ニ必其作為スル所ノ
業ヲ明弁詳記シテ之ヲ都檢ニ送リ此時ニ方ツテ其修業スル論説ト實地ノ作用トヲ試験スヘシ

第二十三条

六ヶ年ノ終ニ於テ成業試験ヲ設ケ生徒作為スルトコロノ工業及同課ノ諸学ヲ試験シ又問題ヲ出スニ從ヒ図画及作用論説トヲ詳記シ進達スヘシ

第二十四条

成業試験及第ノ生徒ハ技術成業ノ免許ヲ与ヘ工部省ニ於テ工業士官トス其階級ハ修業中毎二年大試験ノ優劣ニ因テ之ヲ定ム

第二十五条

校中ノ總管學問ノ規則ハ寮長都檢ノ責任トス

第二十六条

校中ノ屬官ヨリ本省へ願伺等ハ必長官へ開申シ長官添書シテ之ヲ卿輔ニ申達ス

第二十七条

教授ノ方ニ於テ便易ノ法ヲ撰定シ以テ生徒ヲ教育シ成立ヲ期スルヲ以テ教師ノ責任トス

第二十八条

各局ノ教官毎二週間其教授スル生徒ノ小試験ヲ設クヘシ尚所見ヲ以屢試験スルモ妨ナシトス其試験ノ可否ト生徒學術ノ進不進トヲ詳細ニ記載シ教官之ヲ都檢ニ達スヘシ

第二十九条

都檢ハ先進ノ生徒ヲ撰ンテ仮ニ各局ノ助教官ヲ命スルノ權ヲ有ス尤生徒此撰ニ當ルモノハ特ニ面目ノ事トス

第三十条

各局ノ教官助教官ハ其用ユル所ノ諸器具機械ヲ主管スヘシ

第三十一条

寮長都檢教官集會議定スルノ外一教官自己ノ見ヲ以テ叨リニ生徒ニ証状ヲ与フルヲ許サス

第三十二条

寮中取締生徒取扱規則等ヲ定ムルハ寮長都檢ノ任タルヘシ

第三十三条

館中各課授業ノ時間ハ別ニ布達スト雖トモ生徒執業ノ時限ハ左ニ確定ス

朝六時ヨリ 七時三十分迄 習学

七時三十分ヨリ八時迄 朝餐

八時ヨリ 十二時迄 受業

十二時ヨリ 一時迄 午餐及休息

一時ヨリ 四時迄 受業

四時ヨリ 五時迄 休操

五時ヨリ 六時迄 夕餐

六時ヨリ 九時迄 習学

九時ヨリ 十時迄 休息

第三十四条

教官ノ礼服ハ通常ノ黒服ニ各自及第シタル公饗ニテ定メタル冠袍帶ヲ着用スヘシ

第三十五条

生徒ノ衣服調度ハ官ヨリ之ヲ給賜ス故ニ受教ノ間他ノ衣服ヲ着スルヲ禁ス

第三十六条

生徒襯衣ハ官費ヲ以テ支給シ整粧ノ具ハ總テ私費タルヘシ

第三十七条

生徒許可ヲ得テ他行スル者ハ官給ノ衣服ヲ着シ又自己ノ衣服ヲ用ユルモ隨意タルヘシ

第三十八条

生徒取締役ヲ置キ常ニ館中ニ在テ寮長或ハ都檢ノ指揮ニ従ヒ生徒ノ行状ヲ督責ス

第三十九条

食料ハ官ヨリ之ヲ給ス故ニ生徒自ラ寮中ヘ食物ヲ持來ヲ許サス且酒品ヲ用ユルヲ禁ス

第四十条

館中別ニ煙室ヲ設クルニヨリ他室ニ於テ喫烟ヲ禁ス

第四十一条

寮中使役ノ僕従ハ官ヨリ之ヲ給ス故ニ生徒労錢ヲ与フルヲ禁ス

第四十二条

生徒所用アツテ午後五時ヨリ六時ノ間出寮スルコアラハ之ヲ取締ニ告ケ其許可ヲ受クヘシ

第四十三条

寮門ハ夜十時ニ關鎖ス生徒此時ヲ限り必ス其室ニ在ルヘシ

第四十四条

生徒免許ナクシテ通宵外宿スル者ハ其懲ヲ受ク

第四十五条

時限ヲ堅守シ規則ヲ遵奉シ約章ヲ執持スルハ寮中ノ枢要ニシテ之ヲ破ル者ハ輕重ニ依テ之ヲ懲シ或ハ退寮ヲ命スルアルヘシ

第四十六条

居室戸障ヲ破損スルモノハ修覆料ヲ弁償スヘシ

第四十七条

室内ハ生徒相交番之ヲ洒掃スヘシ若不潔ニシテ整頓ナラサレハ当直ノ者其責ニ任ス

第四十八条

毎周間二度医官ヲシテ生徒ヲ診察セシム若シ病者アレハ之ヲ本省ノ病院ニ送ル

第四十九条

生徒室中ノ諸規則ハ取締之ヲ議シ其施行スルニ當リテハ寮長或ハ都檢ノ論定ヲ要ス

第五十条

生徒申告スヘキ事故アル件ハ之ヲ取締ニ告ケ取締之ヲ熟考シテ寮長或ハ都檢ノ処分ヲ要スヘキ者ハ之ヲ申告ス

第五十一条

生徒講堂ニ在テ受業ノ間ハ教官其行状ヲ督責スヘシ

第五十二条

生徒不行跡アラハ教官之ヲ都檢ニ申告スヘシ

第五十三条

寮則ニ戾リ或ハ諸官員教官ニ対シ無礼無儀ナル生徒ハ左ノ法ヲ以テ之ヲ懲ス

一 当直ノ外三日間室中ニ洒掃ヲ執ラシム

二 一週間室中ニ洒掃ヲ執ラシム

三 三日間寮僕ニ代リ館中ノ洒掃等ニ服ス

四 一週間寮僕ニ代リ館中ノ洒掃ニ服ス

第五十四条

戒懲ノ輕重ハ寮長都檢集会商議ノ上教官実跡ヲ証スルニ因テ之ヲ決定ス

第五十五条

不行跡ノ甚シキ者ハ本省ニ申達シテ卿輔ノ命ヲ以テ之ヲ退寮セシム

第五十六条

国法ヲ犯ス者ハ退寮ヲ命スルノ後司法省又ハ地方官ニ引渡シ其罪状ヲ申送スヘシ

第五十七条

退寮ヲ命スル生徒ノ貫籍姓名事行ヲ日誌ニ刊行シ世ニ頒告スヘシ

第五十八条

図書科ハ寮長或ハ都檢ノ指揮ヲ受ケ書房ヲ看守シ書籍官器ヲ主管シ且書籍ノ出納ヲ掌ル

第五十九条

図書科不在ニ当リ告スシテ書房ノ書籍ヲ出納スルヲ禁ス

第六十条

教官タリトモ格別ノ免許ヲ得ルニ非レハ図書六冊以上一時ニ借覧スルヲ許サス

第六十一条

借覧ノ書籍ハ毎冊之ヲ簿記シ散逸ナキヲ要ス

第六十二条

生徒一時調査ノ為メ書房ニ就キ図書ノ借覧ヲ得ルト雖モ之ヲ房外ヘ携持スルヲ許サス

第六十三条

書房ノ傍ニ読書室ヲ設ケ諸術ノ日誌及新聞紙ヲ備フヘシ

第六十四条

省中ノ官員調査ノ為メ書房中ノ書籍借覧ヲ請フヰハ証書ヲ徵シテ寮長或ハ都檢ニ進達シ其聽承ノ券ヲ付スルニ從テ之ヲ貸付ス尤証書中官名姓名等記載セシメ總テ書房ノ規則ニ從フヲ要ス且其貸付スル所ノ書名及本人姓名官名月日等ヲ書籍出納簿ニ詳記シテ散逸ナキヲ要ス

但シ寮中奏任官ハ調査ノ為メ書房ノ書籍中二冊以下ヲ借覧スルヲ許ス判任官ハ先ツ寮長又ハ次官及ヒ都檢ニ請テ其允准ヲ受ケ二冊以下ヲ借覧スルヲ許ス

第六十五条

毎年三月中二週間書房ヲ閉チ書籍ヲ検査シ其貸付スル所ノモノヲ返納セシメ其順序ヲ改整シテ遺失ヲ点検スヘシ

第六十六条

図書科ハ書房中ヲ正整シ官器ヲ主管スル等ニ於テ規則ヲ議シ寮長或ハ都檢ノ論定ヲ得テ之ヲ掲示スヘシ

第六十七条

理学試験局ハ生徒ヲシテ理学ノ要理ヲ習熟セシメ以テ工業ニ従事スルノ要術ヲ知ラシムル所ナリ

第六十八条

初学ノ生徒ハ究理ノ法並ニ經檢ヲ受学スヘシ其他例外ノ課ハ生徒志願ノ工業学課ニ準シテ一定ナルヲ得ス

第六十九条

土木学ヲ学フノ生徒ハ實地ニ万有ノ性質物品ノ強弱ヲ究明ス

第七十条

機械学ヲ学フ生徒ハ蒸氣瓦斯ノ性熱ノ法物品ノ強弱ヲ究明ス

第七十一条

電信生徒ハ電氣 磁 氣 マグネチスマノ法及ヒ之ヲ實地電信ニ用ユルノ法ヲ究明シ且夏季間實地ニ就キ電信線電信

台ヲ試験スルコト研究シ電信機ノ作用ヲ学フ

第七十二条

化学鎔鑄学ノ生徒ハ専ラ化学ニ関係スル理學ニ注意スヘシ

第七十三条

此局ニ於テハ通常瓦斯酸塙基等ヲ作ル器具ノ用法並ニ其製作礦物及無機體ノ生質成分諸瓦斯ヲ分析スル等ノ法ヲ教授ス最礦石炭建築物品ノ分析等總テ工業ニ必用ナル術ヲ主要トス

第七十四条

実用化学ノ生徒ハ其志ストコロニ從テ化學製造ヲ主學トスヘシ

第七十五条

鎔鑄試験局ヲ設ケテ生徒ヲノ乾湿二法ヲ以テ必需ノ諸金属ヲ鎔鑄分析セシメ但諸金属ノ中金銀銻鉛亜鉛錫及ヒ其混合スル諸金属ヲ分析ス

第七十六条

鎔鑄試験局ニ於テ左ノ諸科ヲ演習ス

一ニッケル、コバルト、アンチモニー、ヒスマツス、水銀等ヲ考試スルコト

一鉱物ヲ分析スルコト

一諸金属ノ粹雜ヲ鑑定シ其鎔鑄ノ用ニ適スルヤ否ヲ識別シ各種薪炭ノ熱力ヲ考驗スルコト

一薪炭ヲ分析スルコト

一化石ヲ作ル粘土ヲ分析查驗シ並ニ諸金属ノ粉屑ヲ分析スルコト

一ヒツグ、アイロン、鋼鐵等貿易上ニ用ユル金属ヲ分析スルコト

第七十七条

此局ハ生徒ヲシテ諸機工ヲ学ハシムル為ニ設クト雖モ未タ充足スルモノトセス故ニ生徒此局ニ於テ修学スルノ外尚諸機工場ニ就テ實地ヲ研究スヘシ其学フトコロノ主課ハ諸礦物ノ質ヲ試験シ且指示度力量ヲ以テ勢力ヲ度リ及機工ヲ経檢ス初ノ工作場ニ於テ用ユル所ノ屋宇棟梁橋並ニ機工製造究理ニ用ユル諸器ノ模形ヲ作ラシム

第七十八条

生徒各究理試験シ自ラ工夫スル所ノ新規ノ機械並ニ工業ニ關スル所ノ諸物都檢ノ允可ヲ得テ模形ヲ造為スルヲ可トス

第七十九条

第四年ノ終ニ於テ必ス自身工夫ノ鎔鑄ノ形並ニ其作用ノ図式ヲ作述スルヲ要ス

第八十条

赤羽根ニ設クル各種ノ工場ハ當校都檢之ヲ監督シ工學實驗場ト為シ生徒過半ヲ工學見習トシテ此場ニ就カシムヘシ但此場既ニ現今國學器械組立模形鍛冶鑄造等ノ諸場製作中ナリ爾後尚ホ製造諸科ニ關スル諸場ヲ設置セントス

第八十一条

此工場ヲ設ルノ趣意ハ専ラ工部省用需機器ヲ製スルニ在リト雖モ亦一般民用需ノ諸器具ヲモ製造スヘシ

第八十二条

寮中諸學局ニ於テ要用ナル諸器模形ヲ法ニ從ヒ序ヲ正シ整置シテ生徒ニ縱覽セシメ画圖上ニ於テ知リ易カラサルノ物ヲ指示シテ解得セシム

第八十三条

局中諸器物逐次增加スヘシト雖モ先ツ生徒機工場ニ於テ造為スル所ノ諸模形ヲ以テ局務ノ基礎ヲ創

シ又之ヲ他ニ求メ漸々ニ集メ以テ整頓スヘシ

第八十四条

整置スル所ノ諸品ヲ左ニ概掲ス

一土木学

　木課ノ講義ニ於テ説明スル工業ノ諸器且近時各国ニ於テ有名ナル工業必需ノ器機雛形
一機械学

　木課ニ用ユル機械器物蒸氣機關ノ模形

一電信学

　電信線建架並ニ作用ニ用ユル諸器模形

一造家学

　造家諸式模形

一化学

　化学ニヨリテ生スル諸品類並ニ實地化術微細ニ関スル諸機械模形

一鉱山学

　諸鉱物及ヒ鉱山並ニ諸器ノ模形

一鉱物学

　諸鉱物ノ鎔鑄法機械ノ模形

第八十五条

全国小学ノ教育較ヤ進歩スル迄當寮ニ於テ小学校ヲ設ケ初學ノ生徒ヲ教授シ其入寮試験ニ応スルノ
階梯ト為ス

第八十六条

小学ニ於テ教授スル学科左ノ如シ

一英文音読　　一書取　　一算術　　一幾何初步　　一代数初步　　一地理学　　一理学初步

第八十七条

学資トノ小学生徒ヨリ毎月金式円ヲ収シ之ヲ以テ書籍筆墨紙等ヲ購求シ生徒ニ給ス

第八十八条

入寮生徒トナルヲハ入寮試験ノ節外來生徒ト一同試験ヲ受ケ及第ノ上相許スヘキニ付小学校ニ入ル
者ト雖凡必ス入寮ヲ得ル者ト心得ヘカラス

学課条目略（省略）

（出典）『公文録』工部省之部，明治七年十二月，「工学寮学課并諸規則改正届」

(2) 開拓使の農工専門教育

〔解説〕 明治2年（1869）に開拓使が設けられ、明治3年（1870）5月に黒田清隆が開拓次官になると、開拓人材養成の教育計画に着手した。明治4年（1871）のはじめに、黒田はアメリカに渡り、開拓使顧問ケプロン（H. Capron）と2人の教師を雇い入れた。同年7月に来日した彼らは、直ちに北海道開拓の基本計画の策定に着手したが、とくにアンチセル（T. Antisell）は学校計画を

担当し、同年12月に、黒田に対して2つの献策をなした。その1は、東京に「耕作学校」を建てる計画であり、その2は、北海道に「術科大学校」を設ける計画である。後者は、7つの専課学校（造営学校・農耕学校・理衡学校・礦山学校・百工舎密学校・国法及商法学校・医学校）から成る雄大な専門大学構想であった（史料⑯）。

黒田はアンチセルの意見を入れて、まず東京に農工諸課の仮学校を作ることにして、明治5年1月にその上申書を提出して允可された（史料⑰）。それにつづいて、舎密学・機械学・本草学・画学の教師各1名と、医学校を建てるための医師2名をアメリカから雇い入れることの上申をした。仮学校の計画は着々と進められ、明治5年3月には「仮学校規則」が定められ（史料⑱）、生徒募集がなされた。その教頭兼化学地質学教師にはアンチセルが就任した。

ところが、ケプロンとアンチセルの間の反目が強まり、アンチセルの解雇事件が発生したため、仮学校の教育は頓挫した。その後は、ケプロンの意向を汲んで、マサチューセッツ農科大学をモデルにした農業専門教育を行なう方向への軌道修正がなされ、明治8年（1875）3月に、黒田はアメリカから3名の教師を雇い入れる上申を出した。6月になって外交ルートを通してアメリカへ依頼が発せられたが、その際開拓使のつけた付属書類の中に、「学業順序」を記したものがある（史料⑲）。マサチューセッツ農科大学の学則を抄訳したものである。農工両全を目指した当初の専門教育構想は、農業のみに縮小され、しかもアメリカの特定の大学をモデルにすることになった。明治9年（1876）6月、マサチューセッツ農科大学からクラーク学長（W. S. Clark）ほか2名の教師が来日して農業教育を開始した。明治11年（1878）刊『札幌農業第一年報』に載せられた、当初の学則の一部を抄出してみた（史料⑳）。なお、史料としてはいさか異質的であるが、明治5～6年ごろ、開拓使のまとめた「辨論」と題する文書が残っている。宮内庁書陵部には『教育奨励論』の件名で所蔵されているが、内容は、専門教育の主務省管理の主張をなしたものである。文部省ではなく、開拓使の手によって行なわれることの意義が説かれている（史料㉑）。札幌農学校の教育の特質については、拙著『日本農業教育成立史の研究』（風間書房、1981年）に詳述した。

[史料⑯] 明治4年アンチセルの専門大学校計画

アンティセル氏書翰并北海道工学校取建方見込書記

於東京

紀元千八百七十二年第二月二日

黒田様エ

北海道於而大学校ヲ建築シ其教授ノ課目及ヒ方法ノ大意書ヲ謹テ閣下ニ呈ス

トウマス アンチセル

北海道術科大学校

此大学校ヲ建設スル目的ハ政府誘導ニ因テ人間必用ノ道理及ヒ歳歯ニ応シテ学科ノ順序ヲ定メ以テ
学科上及ヒ術科上ニ於テ少年輩ヲ教授為スニ在リ

此大学校ニ於テ重ニ教諭為ス処ノ学科ハ則チ左ノ如シ

○第一 造営学 ○第二 農耕学 ○第三 理衡学 ○第四 矿山学 ○第五 百工ノ舎密及ヒ製

造学 ○第六 国法及ヒ商法 ○第七 医学

此他尚ヲ教授為ス可キ学科ハ許多ナルモノニシテ其方法ハ教師ノ教授ニ因テ定メラル可シ
此各專課学校ノ外カ他ニ小学校ヲ設為シ少年輩ヲシテ大学校ニ入ル為メ先ツ緊要ナル学術ノ大旨ヲ
会得為サシメ又タ百工ヲ進歩ナサシムル為メ別ニ一個ノ学校ヲ建設シ以テ商工ヲ教諭為ス可シ
少女ヲ教諭為スタメ一個ノ学校ヲ設為シ以テ百般ノ技芸学術ヲ習慣為サシム可シ是レ後年生産ノ児童
ヲ教育為スニ適サシムル為メナリ

各專課学校ニ於テ教授為ス年限ハ二歳ト定メ又タ入学ノ歳齒ハ十七歳ヲ期トナス可シ此時若シ其歳齒ニ満タサル歟或ハ此学校ニ入ル為緊要ナル学術ノ大旨ヲ会得為サル者ハ宜シク小学校ニ入レー
歳間習慣為サシム可シ小学校ニ於テハ宜シク大学校ニ入ル為メ緊要ナル学旨ヲ教授為ス可シ
此小学校ニ入りタル生徒一歳間勉励為シタル後チ一個ノ学科ヲ専学セント欲スルニ於テハ検査ヲ受
ケ然ル後チ其欲スル処ノ学校ニ入り教授ヲ受ルコト得可シ○仮令此生徒等其欲スル処ノ学校ニ入ル
ヲ許サル、ト雖トモ又タ他ノ学校ニ入り二学科ヲ同時ニ兼学スルコト許ス可カラス
各生徒等ハ教導ニ従カヒ大学校ノ規則ヲ固守ス可シ若シ行状正シカラサルカ或ハ怠慢為ス歎或ハ其
規則ヲ違背為スニ於テハ宜シク之ヲ罰スル為メ等級ヲ貶スル歎或ハ放校為ス可シ

教授通則

一読誦 一暗誦及試問 一定時検査 一復習 一戸外運動

閉校ノ際検査ヲ為シ等級ヲ進ムル歎或ハ小学術熟達ノ証書ヲ与ヘ以テ勉学ヲ競ワサシム可シ

学校中教導ノ順序

○商工教諭ノ学校

一日本語学 一地学 一亞細亞及日本史 一歐州新史 一算術 一測量術及点竈 一
動物学及本草学 一器械学及氣体学 一画学及模写 一尋常舎密 一秤水術及動水術
一天然ノ地学

○小学校

一読誦 一揮毫 一算術 一測量学 一地学 一歴史 一博物学 一画学

此学校於テハ只諸学ノ階梯ヲ教授為ルノミナリ故ニ生徒ノ歳齒ハ十六歳ヲ以テ期ト為ス可シ

○少女ノ学校

一字学 一文法 一日本語讀及揮毫 一算術 一亞細亞歴史 一歐州歴史 一測量及
画図 一画学 一縫工学 一聲音学 一ブックキーピング(簿冊ノ取扱ヒ) 一作文 一
通信 一ビシネス, フォルムス(商売ノ通則)

○專課学校 七個

一造営学校 一農耕学校 一理衡学校 一礦山学校 一百工舎密学校 一国法及商法学
校 一医学校

此專課学校ニ入ル処ノ生徒ハ小学校於テ教授ヲ受ケタル学校ノ十分ナル検査ヲ受タル者ニシテ其歳齒ハ十七歳ヲ以テ期ト為ス可シ

各生徒ハ此学校ニ於テ二歳間勉励為シ卒業ノ検査ヲ受タル者ニハ停在修行為シタル学校ノ名目ヲ書
記シタル証書ヲ大学校ヨリ渡ス可シ

第一 造営学校

一算術 一点竈 一カルキユル, シツフエレンシエル, エンド, インテグレル(差違及全)
一画形 一インオルガニツキ, ケミストリー(舎密) 一画学画論 一器械ノ原始 一造営
ノ原始 一万体ノ能力 一土形或ハ塗形製造 一家屋画図 一遠景論 一物影論 一
器械運転論 一器械学 一道路及ヒ橋梁 一造営記録 一石質学 一天然ノ地学 一

一英吉利語学

第二 農耕学校

一算術 一数学 一農耕具 一器械ノ原始 一舍密学 一本草学 一動物植物学
一虫類 養蚕 一分離学 一測地及水準法 一博物学 家畜ノ部 一糞土論 一口テー
シユン, オフ, コロツプス (下種論) 一ルーレル, エコノミー (田野論) 一天然ノ地学 一コ
ンバラティフ, アナトミー 一ブツクキーピング (簿冊ノ取扱ヒ) 一耕耘 一英吉利語学
一殊血種属 同質種属及疾病論

第三 理衡学校

一測量学書記測量 一カルキユル, シツフエレンシエル, エンド, インテグレル (差違及金)
一究理ノ原始 一器械ノ原始 一天文ノ原始 一ケミストリー, インヲルガニツキ (無闇物ノ舍
密) 一地方測量 一遠景及物影論 一トポグラフィケル, トローイング (地形ノ画図) 一地
質学 一道路建築 一橋梁及鉄道建築 一鉄幀建築 (コンストリュクション, オフ, アイロン, フレームウォル
ク) 一画図 一建築材 一石質学 一天然ノ地学 一外国語学

第四 鉱山学

一測量学書記及分解測量 一立方程式 一テリゴノメトリー (三角測量) 一カルキユル, シツフエ
レンシエル, エンド, インテグレル (差違及金) 一器械学 一称量学 一礦山器械 一礦坑
測量 一ケミストリー, インオルガニツキ (無闇物舍密) 一分離学 一ブローパイプ, マニピ
ュレーション (吹管ノ取扱ヒ) 一製金術試験 一結晶論 一礦物学 一地質学 一画図
一戸外作工 一外国語学

第五 百工舎密学校

一測量学 一カルキユル, シツフエレンシエル, エンド, インテグレル (差違及金)
一ケミストリー, インオルガニツキ (無闇物舍密) 一分離学 一動物及本草学 一植物学 一器械学
称量学 器械運転能力論 一礦山学 一地質学 一クオンテーティフ, アナトミー (原素ノ各量
ヲ分析スル学) 一藝術画図 一製造局ノ画図 一天然ノ地学 一製金術 一ケミカル, マ
ニユフエクチュールス (製造舎密) 一温熱及火光論 一ヲルガニツキ, ケミストリー (有闇物舍密)
一滋養舎密 一外国語学

第六 国法及商法学校

一人間ノ地学 一亜細亜歴史 一新旧歐州歴史 一ヒストリカル, カレクトルス 一商壳
ノ地学 一邏馬国法 一經濟学 一現今貿易大旨 一政体論 一商法 一為替証券
一公法 一国法 一スタティスティツキ, オフ, コンメルス (商売年表) 一スタティスティツ
キ, オフ, ソサイティー (政体年表) 一殖民 一税則無税商則 一製造物 一ビジネス, フォ
ルムス (商売通則) 一通信 一外国語学但二國ノ語学

第七 医学校

一天然ノ地学 一器械学 称量学 器械運転ノ能力論 一アナトミー, コンバラティフ 一
ケミストリー, オルガニツキ, エント, インオルガニツキ (有闇及無闇物ノ舍密) 一品類分析学 一動物
学 一本草学 一マテリアー, メディサイン (薬質論) 一人体解剖 一人体運動論 一解剖
論 一外科 一産科 一薬剤論 一治療論 一キリニカル, メティサイン (臨床病者ノ薬論)
一薬毒試験 一定法薬剤論 一驗微論 一養生論 一医術年表 一外国語学

助学ノ方法

○画図ノ部

一本草 一地質学 一バラオントロジー 一博物学 一メテオロジー (空中見象ノ論)
一器械能力論 一地学 一天文学
○画学ノ部
一石版論ノ大旨 一画形及国図 一建築 一地形 一国図 一解剖
○雑形ノ部
一画形 一造営ノ粉飾 一結晶
○天球及地球
○列星
○人骨
○工ノ部
一工盤 一螺旋 一工具 一弓杖及直杖 一パルレース
○地方測量器ノ部
一プラストル, オフパリス (石灰ノ類) 一形泥 一木形
○器械ノ部
一器械運転能力 一秤水及水動術 一氣体学 一温熱 火光 電気 一磁石論 一エ
ンクトロー, マグネティスマ
○舎密局ノ部
一器械及講説ノ具 一玻璃器 一分析器
以上

(出典)『大隅文書』A4193, 「北海道大学建設意見書」, 早稲田大学所蔵

[史料⑦] 明治5年の農工諸課仮学校計画

北海道於テ農業工業諸課学校取建可申候得共差向当地ニ於テ仮学校ヲ設ケ生徒夫々修行為致度就テハ礦山学器械学農學其外諸学教師追々雇入度存候ニ付此段相伺候也

壬申正月廿日

黒田開拓次官

正院御中

伺之通

〔未書〕 但礦学器械学農學等ハ文部省ニ於テ中学課ニ列シ候儀ニ付小学ノ名称ヲ相止メ仮学校ト称シ可申且教師雇入其他学則等ハ都テ伺之上施行可致事

(出典)『公文録』開拓使之部, 壬申自一月至五月, 「農工等仮学校取建教師追々雇入伺」

[史料⑧] 明治5年「仮学校規則」

開拓使仮学校規則

第一条

此学校ノ儀ハ北海道開拓ノ為メニ設クルヲ以テ是レヲ彼地ノ首府タル薩摩ニ建テ彼地ニ住スル者

ヲシテ専ラ知識ヲ増シ才芸ヲ進メ是レヲ以テ開拓ノ資業トナサシメントノ本旨タリ然レ由其業曰浅ク事ニ就ク序有リテ彼地ニ学校ヲ建ルノ暇アラサルヲ以テ先仮学校ヲ東京ニ設ク故ニ此学校ニ入ンヲ願フ者ハ成業ノ上北地開拓ニ從事スルヲ以テ主意ト為ス者ニアラサレハ許容有之間敷候事

第二条

華族士族百姓町人ニ不限御国中府県ノ人別ニ相違無之者ハ願書差出吟味ノ上入門許容相成候事
年齢十四歳ヨリ廿歳ニ至ル迄ハ初級生ノ学科ニ入廿歳ヨリ廿五歳迄ハ二級生ノ学科ニ入ラシム其業
ノ進脩ニ応シテ専門四科ノ中ニ於テ一学科ニ入シムヘシ但教官吟味ノ上ニテ学科ノ順序ヲ相定メ可申事

第三条

生徒成業ノ上ハ官費ヲ以テ修業セシ者ハ十年ノ間私費ヲ以テ修業セシ者ハ五年ノ間誓テ北海道開拓
ニ從事スヘシ右ノ年限充ルノ上ハ都テ當人ノ勝手次第タルヘキ事

第四条

入寮相願度志願ノ者仮学校玄関ニ罷出委細ノ手続キ承合可申事
但其節ハ美濃紙長サ四寸巾一寸ノ明細短冊持參可致候事

第五条

生徒ノ定員百人ヲ限り内官費五十人私費五十人トス入寮相願候者有リトイヘ由欠員無之時ハ入寮不
差許事

但私費ヲ以テ入寮相願候者ハ毎月朔日二両ヲ相納可申事

第六条

吟味ノ上入寮許容ニ相成候儀ニハ有之候ヘ共天性学才無之成業ノ見込無之ト見請候者ハ教官評議ノ
上ニテ其身ニ落度無之候トモ退寮申付候事

第七条

入寮許容ニ相成候ハ、當人ヨリ左ノ請書差出可申候事

此度入寮御許容ニ相成候上ハ御規則堅ク相守リ聊カノ違背致間敷候且成業ノ上ハ御定則ノ通北
地開拓ノ御用相勤候儀相違有之間敷縱令病氣ニ候共医官ノ証書無之ニ辞職相願私ニ外任ヲ望ミ
候儀毛頭致間敷候依テ御請如件

年号月日

生徒姓名

学校掛御中

第八条

諸生徒ハ学校ノ規則ヲ堅ク相守リ都テ其頗取締ノ指揮ニ従ヒ聊カ違背致間敷候事

第九条

寮中ハ申ニ不及他人ニ対シテ妄リニ議論ヲ設ケ己レヲ自負シ他人ヲ輕蔑スル等一切有之間敷候事

第十条

落書喧嘩口論等一切不法ノ所業有之者ハ速ニ相当ノ罰ニ行フヘシ

第十二条

縱令我ニ無礼ヲ加フル者有トモ直ニ是ヲ取締ニ訴フヘシ若返報ヲ為シ相互ニ争鬭スルニ於テハ必ス
是ヲ同罪ニ処スヘキ事

第十三条

縱令放課ノ時限タリトモ夜十時後ハ人ノ安眠ニ就ク時ナルヲ以テ猥リニ大声ヲ發スル等噪カシキ拳
動一切有之間敷候事

第十四条

室内ノ不潔ヨリ病氣等ヲ引越スノ大害アルヲモツテ生徒自カラ毎朝己レノ室内ヲ掃除シ衣服器械ヲ整ヘ置キ務メテ清潔ナランヲ心掛ヘキ事

第十四条

月末ニハ生徒ノ勤惰ニヨツテ等級ヲ定メ其等級ニ応シ席順ヲ定ムヘシ

第十五条

学科ヲ分ツテ普通専門ノ二科トナシ普通ヲ分ツテ二科トシ専門ヲ分ツテ四科ト為ス
即チ学科ヲ區別スルヲ左ノ如シ

普通学第一 初進ノ少年ヲシテコレニ入ラシム

英語学 漢学 算術 手習 画学 日本地理 究理学 歴史

普通学第二 初進ヲ経テ一等進ミタルモノヲシテ是ニ入ラシム

舍密学 器械学 測量学 本草学 鉱山学 農学

右普通学ヲ修行セシ後ニ専門学科ニ入シム

専門学第一

舍密学 器械学 画学

専門学第二

鉱山学 地質学 画学

専門学第三

建築学 測量学

専門学第四

舍密学 本草及ヒ禽獸学 農学 画学

第十六条

専門学科ノ生徒ハ四科ノ中其志願ニヨリテ一ヲ選ハシム若生徒志願セシ学科ヨリ他ノ学科ニ移リ度願出候者ハ篤ト教官熟議ノ上差許可申候事

第十七条

病気ノ節ハ学校掛医官ノ診療ヲ請ケ部屋内ニ於テ養生ヲ為シ其容体ニヨリテハ医官ノ見込ヲ以テ下宿為致候事

第十八条

寮中忌服ノ儀ハ更ニ構無之候ニ付当人ノ都合次第稽古ニ出席可致尤室中ニ於テハ忌服ノ中ハ身持正シク更ニ肅敬ヲ加フヘシ

年十九条

父母ノ看病等ハ親類ノ願書醫師ノ添状ヲ以テ共ニ差出シ可申遠国ノ父母病氣ニテ帰省ヲ相願候者ハ其管轄府県ノ添状ヲ以テ願書差出シ可申何レモ其情実篤ト相糺シ候上ニテ許容相成候事

右ノ如仮学校規則相定ムルトイヘトモ尚改正スヘキ條有之ニ於テハ相改又加フヘキ者ハ此後ニ如フヘキモノナリ

壬申三月日

学 校 掛

(出典)『公文録』開拓使之部、壬申自六月至八月、「仮学校規則届」

[史料⑩] 明治8年草定「学業順序」

学業順序 確定セシモノニ非トイ へ庄摹テ大略ヲ知ラシム					
第一年 フレツシマン					
第一期					
化学用物理学	代数	英語	アグリカルチュル 農 学	フレキハンドドローキング 画 法	マニュアルレーポル 力 工
第二期					
無機性化学	幾何学	農学	英語	フレーハンド 画 法	
第三期					
有機及実験化学	幾何学	農学	力工		
第二年 ソフォモア					
第一期					
農用及分析化學		アナレチカルゼオメトリー 分析幾何学		農学	力工
第二期					
定量分析	三角術	(ママ)			
第三期					
動物学	測量	農学	英語	図画	力工
第三年 ジュニオル					
第一期					
メカニックス 重学	マルケット・ガー・テニンク		エントモロジー 蟲 学	ゾーロジー 動物学	レウエリング 平準法及図画 力工
第二期					
物理学	本草学	マイクロスコピー 顯微鏡用法	図画	アクリカルチュラルデベート 農 法 論	
第三期					
天文学	本草学	トポグラフヰカール・サルウェーインク		ストツ・エンド・デヤレー	
ファーミング	力工				
第四年 セニオル					
第一期					
本草学	獣医学	ブックケーピング 記簿法	道路	図画	力工
第二期					
育樹法	獣医学	図画			
第三期					
獣医学	地質学	ランドスケープガーデニング		ルラルロー	農業温習

(出典)『各省府県外国人官傭一件』第五卷、「開拓使農饗教師(米國)雇入」、外務省外交史料館所蔵

[史料⑪] 開校当初の札幌農学校の学則

札幌農学校諸規則

第一章 札幌農学校之目的及ヒ大旨

第一節 札幌農学校ハ開拓使ノ所轄ニシテ開拓ニ從事スペキ青年輩ヲ學識并現術ノ為ニ教育スル
学校ニシテ生徒卒業ノ後五年開拓使ニ奉職スペキ事

第二節 生徒修業ノ期ヲ四年トシ満期成業ノ生徒ハ大學及第ノ免状ヲ受クルコト

第三節 左ノ学科ヲ當校学路ノ必要ナル者トス

一和英國語 一能弁学 一作文 一図学 一記簿法并理事書法 一代数学 一幾何学 一三角学 一測量学 一土工学但道路并鐵道建築拔水法并灌水法ニ施用スル丈 一理学但格別ニ機械学ニ施用ス 一星学 一化学 一本草学 一獸学 一地質学 一人体并比較解剖学及ヒ性理学 一心学并人倫学 一經濟学 一農学并園芸但此二科ハ種々題目ニ付テ格別ニ北海道農業者ノ形情ト必要ナルコトニ關シ論及シテ理學現術共最モ精密ニ教授ス

第四節 每年学季ハ八月第四木曜日ニ始マリ翌年七月最初ノ水曜日ニ終ル学季ヲ分テ二期トス初期ハ八月第四木曜日ヨリ起業十二月第四ノ水曜日ヲ限トス第二期ハ一月第四ノ木曜日ヨリ起業七月最初ノ水曜日ヲ限トス

第二章 入校約条

第一節 専門初年生徒タランコトヲ願フ者ハ左ノ学課ヲ口上并筆記ヲ以テ試験ヲ受クル事

一和英國語ヲ容易ニ讀書キ話ス事 一算術 一地理書 一歴史

算術地理書歴史ノ三課ハ公学校ニ於テ用ユル普通高等ノ業本ニ含ム丈ケヲ學知スヘキ事

且又生徒ハ十六歳以上ニシテ体質健康行状端正ナル者及第ノ上入校ヲ免許スヘキコト

第二節 及第ノ上入寮免許ヲ受クル者ハ誓約保状ヲ差出シ東京又ハ北海道居住ノ慥カナル保証人ヲ相立ツヘキ事

第三章 生徒ノ等級試験并ニ退校

第一節

一生徒ノ行状出席并学力ヲ明細ニ記録スヘキ事

二各学期ノ終ニ筆記ヲ以テ試験ヲナシ先期中ノ学業ニ於テ満足ニ進歩シ規則通ニ出席シ行状ノ端正ナル生徒ノミ其々ノ等級ト併進ムコトヲ得ヘシ

第二節 生徒学力ノ不足又ハ不行状或ハ誓約面ニ載スル年限前ニ自分ノ好ミニ従テ退校ヲ受クル時ハ誓約面ノ如ク在校中ノ入費ヲ償却スペキ事

最モ死去或ハ不健剛又ハ生徒ノ方ニ過チナクシテ政府ノ都合ニヨリ退校ヲ申付クル時ハ在校中ノ入費ヲ償フニ及バス

第三節 生徒親類ノ病氣又ハ死ニ付テ一時出校ヲ願フ者ハ親又ハ請人ヨリノ願書ニ其所轄ノ醫師并戸長ノ証書ヲ相添エ差出スペキ事

第四章 一般ノ規則

第一節 学校常法ノ課業ハ日曜日ヲ除クノ外毎日午前及ヒ校長ノ許可ヲ以テ教頭ヨリ示ストコロ午後ニ執行スル事

第二節 生徒毎日午後或夜中少クモ四時間学校課業整備ノ為メ就業スヘキコト併シ出席ヲ要スル学校課業之レナキ時ハ何時ニテモ格物遊行及ヒ実地現業ノ為メ学校構内ヲ離ル、コトヲ得ヘシ

第三節 国中休日ハ校中總員遵守スヘキ事又水曜日午後休暇ノ事

第四節

一生徒ハ總テノ業務ニ出席スペキハ勿論ニシテ万一不得止次第ヨリシテ出席ヲ欠ク時ハ受持ノ教官ニ成丈ケ速ニ書面ヲ以テ其次第ヲ理ルヘキ事

二生徒ハ学校内ニ於テハ鎮静ニシテ万事整頓ヲ守ルヘシ常ニ行状端正ナルヲ要ス

第五節 総テ生徒ノ懲或ハ受持教官直接ノ指揮ニ属シタル鎖少ナル事柄ヲ除クノ外ハ学校教員

并掛リ官員評決之上校長ノ許可ヲ得テ施行スベキ事

(出典)『北大百年史』札幌農学校史料(一), ぎょうせい, 1981年。

[史料④] 専門教育主務省管理の「弁論」

第八十七号

弁論

夫れ帝国日本の如く新に政体を一変し新に港を開て海外と互市を通るか如き國に於るや其要する所人民教化の道を開き海外の侮謾を防き国内人民の知識を開き以て國家を泰山の安きに置くにあり而て最初四五年に於る教育に多く資銀を發給し其何の局其何の道たるを問はす只勉て人民の知識廣張するを求むべし而て其教たる一省一局の用にして其省其局に於て其専門の学を要する切なるに至てハ其省其局に於て其教を立て他に之れを設けざるを至当とす抑も其教たる一派異にして他に学ぶべきの学課にあらざる時ハ其局に於て之れを保存する事最も緊要たり而て其一局に於て教る所の學術たる其本局に於るが如く他局に於てハ其用其便を知らざる者とせハ益々其局に於て其学校を固持する事須要たる可し

政府広く其国民を教育せんと欲せハ須く一局に任し学則を立て教官を選ミ全民に有益なる学問を教へしむ可し是れ普通教育と唱る者にして学問の本道たり然れ共一課一術専門の学に至てハ国内全民の要する所に非す以て其局に於て教ゆべき者にあらず

文部省なる者は普通の学問を教る所にして別課別業の教に至てハ其専門の学校を要す各国に於て学校の種類三あり曰く官学校曰く公学校曰く私学校之れ也官学校の如きハ生徒総て官費たり公学校は月謝なし私学校は惣て生徒より出銀す

一省の内分局猶あり其局長の為す所一種別派の學術にして普通学の学ふ所に非す故に公学校に於て教る所に非す文明國と称る各國におゐてこれ等の寮あるは海陸両省也亦工部土木の省にもこれあり此等の省に於て学寮を設るは其専務の學術を教へ成業の後年期を立て其生徒を聘用するの須要なるを以て也是特に其省に於て採用すべき人を得るのみに非す以て大学者を多く収納するの田となるなり

或ハ此制を以て人々自主自勉の権を障防するといふの説あり其論に曰く世人之れを隨意に為しこれか為すに任す時ハ自勉の志と人に秀んとするの欲とを以て能し博識多能の人を生すへし又曰く夫れ物乏しければ其価貴し価高けれハ人専ら其課に勉む之れ一般の通理にして事々物々各芸各業皆然り此事に於るも亦此理に基き政府より助力する事なく其学資を払ふ事なくんは人々自ら勉め以て其課に達るの人を得しとはれ果して然らず自ら学ふと給助して学はしむると両ながら之れを試るに自勉勤学必ず至當の人を得す

那勃翁大帝戦争の間堪職の「インゼニール」工を得す依て「エコール, ポリテクニッキ」諸術学校を設け其生徒たる成業の後尽く仏軍に入らしむるを定たるに非常の効績ありて始て堪職の人を得たり此学校たる恒に陸軍総裁の管下にありて生徒の入費総て其省より之れを賄ひ学則及び教官を選む等總て総裁の権にあり則ち見るへし仏国人民の教育を司るの局ありといへとも亦別に此学校あり

此ポリテクニッキ学校の外仏国内諸方に官費を以て兵学を教る学校許多あり皆陸軍省の管轄たり實に仏国の学制たる専務の學術を教るは政府の用に充つべき為めにして恒に官の費を以てし其教授の権は其学課の人を聘用すべき局にあり仏国海軍省の如きハ「パリス」「ブレスト」「ツウロン」三所に三大学校あり海上測量等の課を教ゆ此三学校ニ於てハ教授食料衣服等皆官費にして其本省の管轄

たり又農業貿易工業局も同様にして此局に属る学校許多あり農業の官学校三あり皆官費にして農業総裁之れを管す其他開墾畑作の学校多くあり官費の者あり自費の者ありといへとも皆農業局総裁の指令する所也

此総裁たる工部を兼るを以て橋梁道路建築学校を支配す此学校においてハ生徒衣服食料教授共官費たり

如此く仏国に於てハ海陸農工各省の総裁ハ各其課に属る官学校を支配し文部省の総裁ハ一般人民教育の大小学校に限れり即ち巴里^{パリス}の七学校各州の十八校及びライシユーム^学中其他諸術学校幾莫を支配す

之れを以て見るに仏国に於てハ文部省の支配する所ハ全国人民の教育に拘る学校のみたる事明か也又各省に於て其生徒を教るは其省の要る所の教如何を明判する他に勝たるを以て也而て成業の后其生徒を其省に使役するに至てハ諸事尽く官費を以て賭ふ者なり

亞米利加に於てハ本政府の華盛頓^{の政府}より建る官学校二あり一ハ「紐約州ウエストポイント」の陸軍兵学寮之れ也一ハ「マレイラント州アンナポリス」の海軍兵学寮之れ也此両学寮に於てハ数百の生徒教授食料衣服をも惣て官費たり一ハ陸軍総裁一ハ海軍総裁之れを管轄し若し海陸に於て「ロイテナント」^{陸海}或ハ「ミット、シップメン」^{海陸吉}に欠員あれハ此学寮の級第人を以て充てしむ此学寮の生徒は学制を以て其教授の法同一也

千八百六十二年中合衆国の議事院に於て各州に農業学校を取建て公田を寄附して以て之れを保給せん事を議定せり今現に此学校三十ヶ所あり生徒ハ月俸月謝を出す事なし此学校は其州に於て任する所の「ボールド、オストロスチー」^{民の委任を受たるもの、役所}の管轄にして其州にある公学校^{一般人民教育学校}と全く異なる者也

歐州の礦山官学校就中魯國の礦山学校の如きハ官より生徒を人選し教授其外総て官費を以て賄ひ年限を定て官の礦山に使役す

夫れ各省に於て専務とする学術の学校は須く其省の管下にあるへく成業の上生徒を役せんには官費を以て賄ふへく而して一般全国全民の為に侍る學問ハ^{文部}各省別課の用に足らざるは前に掲る所の数例を以て知るへし其他此等の例多し枚挙するに遑あらず

抑も欧亜両州に於てハ人民の教育最も盛にして国民の知識学力他州に勝れり而して尚を官費を以て政府の用に充つべき者を教育す然らハ則ち日本の如き此例に倣はづして將た如何かすべき

日本の文部省ハ方今に至る迄普通の教育に限れり而て就中文学にあり全く文学のみといふも可ならん案るに究理の如き広く之れを教る事なしこれを教るも以て実際に施すべきの深奥に至らす然則文部省においてハ実地に施すべき学術を教る事絶てなし方今の模様を以て見るに工学家、建築家、製造家、或ハ器械家を取立つべき教の道一つも其設け有る事なし

文部省の有様如此にして要る所の学課を教ゆるの道立づして却て他者の其士官を教るを禁せんとするか自ら教る能はすして己か許を受ざれハ他人の学校を建るを停止せんとするや若し夫れ文部省の管下に実際に施すべき学術を教ゆべきの学校充備し諸般要用の学術を教るを得るに於ては他に同様の学校を建るを無益の失費也として拒むも少しく理ありとせんか然れ共現に開拓学校の少年が学ぶべき学業ハ文部省に於て之れを教ゆる能はす而て其学業たる開拓使の最も要する所也北海道を開くべき業を為すの学者なかるへからず然而之れを得るや海外各国の各省に於て為るか如く其士官を教育するの外他なし

熟ら此度の一条を考るに其事柄甚た易し一言以て尽すへし譬ハ茲に政府の一省あり其職たる一大島の地味風土如何を考へ開みて以て國益を起すにあり而て之れを為すや必す究理に長したる人を得て此を為す如何彼れを為す如何を問ひ考へ其説を採て之れを実際に施すにあり今日本に於て此学を教

るの所なし然ハ則ち其省たる此等の学課を管下の者に教へ以て其省の利を計らざるへからず而して之れを施すや欧亜両州各省の轍を履ずんはあるへからず

然れども弁論こゝに至るの時同政府の他省より來て將に云はんとするか

我等未だ曾て実際に施すべきの学術を教へすといへとも未だ此等の学を授るの用意なしといへとも且つ足下の求るか如く此等の学を広く教るは我が分に非すといへとも我は足下の之れを為すを拒むと

議論こゝに至らは弁するも益なし只之れを帝国各省の公論に質さんのみ

(出典)『大隈文書』A4248, 「各省所要ノ教育機関ハ各省ニ任スノ論」, 早稲田大学所蔵

(3) 司法省の法律専門教育

[解説] 司法省は刑部省の後身として、明治4年(1871)7月9日に創置された。1か月あまり後の8月27日に、法律人材養成を主たる目的とする明法寮の設置が上申された(史料④①)。翌明治5年(1872)2月には、ブスケ(G.H. Bousquet)が来日し、4月には、江藤新平が司法卿に就任した。人材養成を重視する江藤は、明法寮において法学教育を開始することにして7月に入学試験を行なった。教師はブスケ1人では不十分であったため南校雇のリベロール(H. de Riberolles)を雇い替え、さらに1名を増員した(史料④②)。明治6年(1873)末にボアソナード(G. E. Boissonade)が来日すると教師陣に加わり、フランス法のほか、自作の立法草案の講義をした。その後もアペール(G. Appert)などフランス人によって教育が行なわれた。当時ナポレオン法典という最も体系化された法律を持っていたフランスに範を求めたわけである。

明法寮の法学教育は、明治5年9月より、正則第1期生20名を対象にして開始された。このとき、「明法寮生徒規則」も定められた(史料④③)。明法寮は、明治8年(1875)5月に廃止されたが、法学校は司法省の直轄として継続し、明治9年(1876)年に第1期の卒業生を出した。優秀生徒はフランスへの留学を認められた。明治9年9月からは、第2期合格生104名の教育が開始されたが、第1期生よりもさらに充実した教育計画がたてられ、修業年限は8年とされた。明治17年(1884)にその卒業式を行なったときには、37名に減っていた。このように、生徒数は決して多くはなかつたが、わが国における法律専門教育の先駆を切ったことの意義は大である。ただし、本稿では、明法寮および司法省法学校の史料調査が不十分であり、つぎの機会を期したいと思う。

[史料④①] 明治4年の明法寮設置の上申

明法寮之儀ニ付伺

法律ハ西洋各国ニテモ学科中専門ノ一大事業ニシテ穎敏ノ才ト雖ドモ詞訟ノ方法刑名ノ權衡ヲ明ニセザレバ司法ノ官モ諸方ニ分置セラルベク法律ノ人材許多無之テハ御用忽チ差支ヘ候間本省ニ於テハ法律育方ノ道即今至急ノ件ニ候依之明法寮ヲ建サセラレ法律有志ノ生徒ヲ集メ其成業ヲ責メ追々

選挙ヲ以テ諸方ニ分遣スルノ基本ト致シ度候不然ハ本省ノ事務到底振作ノ目的相立チ不申候間此段御評決奉伺候也

辛未八月二十七日

伺之通

(出典)『法学志林』第64巻第3・4合併号, 法政大学法学志林協会, 1967年1月, 103頁。

[史料④] 明治5年の明法寮教師増員計画

明法寮生徒入学之儀伺

昨年中別紙伺之通御採用相成当省ハ明法寮被建置追々法律研窮之方法相設候就テハ法学有志之諸生ヲ精選シ入学為致置律学成熟之上當省官員ニ登庸相成候様致度左候ハ、各国之体裁ニ相叶候様可相成候生徒定額ハ凡官費生一百員ト治定仕置其人物有之次第入学為致度候尤モ仏蘭西教師ブスケ御雇入相成候得ドモ一人ニテハ教導方行届申間敷別紙仏蘭西教師両名當省へ御雇入相成度此段相伺候也

壬申五月

司法省

正院御中

仏蘭西教師

是迄南校御雇入

リベロール

築地在住

ガリー

貳百五十元

同

右両人當省へ雇入度事

朱書伺之通 七月五日

(出典)『法学志林』第64巻第3・4合併号, 法政大学法学志林協会, 1967年1月, 103頁。

[史料④] 明治5年「明法寮生徒規則」

第一条 入学申付候者ハ其府県管轄官員ヨリ左ノ雛形ノ如ク引請証書ヲ差出スペシ
引請証書

生國何々何府県華士卒農商誰姓弟厄介何ノ誰 当支何才

右ハ法科修業トシテ入寮相願ヒ拝命仕候上ハ御規則堅ク相守ラセ故ナクシラ退寮相願ハセ
申間敷候其佗一切ノ事件詰合官員ヨリ引請申スペク候以上

支干月日

何府県印

第二条 課業時間ハ日ノ長短ニヨリテ時々掲示スペシ

第三条 病氣ニテ欠席スル時ハ生徒取締ニ届ケ出ベシ三日以上ハ医員ノ証書ヲ添ベシ欠席ノ日ハ

外出ヲ許サズ親病変ニ付テ下宿スル者ハ府県ノ証書ヲ以テ届ケ出ベシ其切欠課及ヒ
下宿ヲ禁ズ

第四条 重病ノ者ハ医官診察ノ上生徒取締ヨリ便宜指揮ヲ加フベシ

第五条 放課後運動及散歩ヲ許ス二月十六日ヨリ八月十五日迄ハタ第八字八月十六日ヨリ二月十五
日迄ハタ第七字ヲ以テ門限トス

第六条 外泊一切禁ス

第七条 散歩中急病ニテ已ムヲ得ズ門限ニ後ル、者ハ翌日帰舎ノ節府県ノ証書ヲ以テ届出ツベシ

第八条 飲酒吟唱雜戯ヲ禁ズ

第九条 休日

天長節 五節 一六ノ日 暑中^{土用入日ヨリ三十日間}七月十三日ヨリ同十五日迄十二月二十五日ヨ
リ正月十日迄

舍中雜則

一、常用ノ衣服官費タルベシ

一、食用官費タルベシ

一、炭油茶食器類官費タルベシ

一、小遣一ヶ月貳円貳十五銭

但一ヶ月三度ニ七十五銭ヅツ渡ス

入校ノ節持參スペキ品々

一、机類

一、ランプ

一、当季衣服

一、夜具雜

壬申九月

(出典)『法学志林』第64巻第3・4合併号, 法政大学法学志林協会, 1967年1月, 104-105
頁。

(4) 大蔵省の簿記専門教育

〔解説〕 貨幣通貨制度の改革を進める大蔵省は、明治5年(1872)に「国立銀行条例」を定めて、近代的な銀行業の創出に乗り出し、イギリス人シャンド(A.A. Shand)を雇い入れてその指導にあたらせた。シャンドは、明治5年10月より勤務につき、銀行簿記の近代化のため、簿記法の原案をまとめたが、明治6年(1873)12月にはその訳書『銀行簿記精法』が上梓された。この間、シャンドは大蔵省の官吏や第一国立銀行の行員に、簿記法の指導をした。

明治7年(1874)4月に、紙幣頭得能良介は、シャンドの提言をいれて、紙幣寮銀行課内に銀行学局を設けることを決め、その規則を定めた(史料⑮)。はじめ、学員は10名を限り、すべて官費生としたが、翌年から自費通学生の入学を認め、速成の教育も行なうようになった。明治9年(1876)7月に、その銀行学局は廃止され、簿記教育は一旦中止されたのち、明治10年(1877)2月になって、大蔵省銀行課所属の銀行学伝習所として再開され、その生徒規則が定められた(史料⑯)。し

かし、明治10年代に入ると、銀行簿記をはじめ西洋簿記書が相ついで公刊され、民間の簿記学校も盛んになったため、明治12年6月には、銀行学伝習所も廃止され、大蔵省での銀行伝習は希望者に対して非公式に続行されるようになった。なお、本格的な商業専門教育は、東京、神戸、大阪などの商業講習所にみられるように私立ないし公立として出発したため、大蔵省の果たした役割はさほど大きくなかった。詳しくは、拙著『日本商業教育成立史の研究』（風間書房、近刊）を参照されたい。

[史料④] 明治7年「銀行学局規則」

銀行学局規則

第一条

一当課中ニ於テ銀行学講究ノ一部ヲ設ケ各銀行事務ニ關スル諸条例ノ成規及ヒ簿記ノ方法ヲ調査シ又ハ洋書ニ付テ訳出シ例規ノ便否ヲ詳悉シ今後ノ考案ヲ尽シテ紙幣頭ニ稟議スルヲ主務トスヘシ

第二条

一此一部ノ官員タランモノハ年齢十六歳以上二十歳以下ニシテ洋書普通学ノ読書作文等一通り差支ナキモノニシテ性質敏捷後來成業ノ日途アルモノヲ選ミ先ツ御雇ノ名義ヲ以テ選挙シ追々其技倅ニ応シテ給階ヲ進ムル等紙幣頭ニ具状シテ其差図ニ任スヘシ

第三条

一新ニ此部ノ學員ニ選挙サレシモノハ二年間ハ退学ヲ許サス

但シ才識秀抜ニシテ成学スルモノハ此限ニアラス又日課懈怠或ハ他悪行状有之時ハ放免スヘシ勿論其節御雇入相成同時日ヨリ相渡候給料ヘ服代ヲ除キ悉皆返納可致候事

第四条～第七条（省略）

第八条

一歐米各洲ノ國立銀行及ヒ諸銀行ノ条例成規其營業ノ情態ヲ訳出探知シ其中ニ付テ之ヲ公ニスヘキ必要ノモノハ紙幣頭ノ差図ニ從ヒ出版ノ手続ニ取掛ルヘシ

第九条

一此部ノ學員ニ選挙サレシモノハ必ス上ニ掲ケシ条々ヲ違背セサル証トシテ余紙ニ左ノ如ク誓詞ヲ為シテ自ラ記名スヘシ

其文例

今度當部ノ學員ニ新任セラレシニ付テハ規則ニ掲載スル条々ヲ固守シ決シテ不平ノ心ヲ起シ私議ヲ生シ間敷候也

年月日

何某

一学校ヲ二分シテ予科本科トシ而シテ本科モ亦上下二等ニ區別ス

一予科ハ大凡半年下等本科ハ一年半上等本科ハ二ヶ年ヲ以テ卒業ノ期トナス

予科

経済学大意但シ洋書ヲ用フ

銀行条例但シ訳書ヲ用フ

簿記精法記入

算術

下等本科本科ハ上下共都テ洋書ヲ用フ

銀行書 翻訳 簿記法 算術
上等本科
銀行史 銀行条例 商法学
予科日課
経済書会読或ハ講義 銀行条例対読 簿記精法記入 算術
下等本科日課
銀行書会読 簿記法対読 算術 翻訳
一上等本科学習ノ順序ハ追テ之ヲ商定スヘシ

(出典) 池田敬八『得能良介君伝』大蔵省印刷局, 1921年, 208-212頁。

[史料④] 明治10年「銀行学伝習生徒規則」

今般当課ニ於テ銀行学伝習生徒ヲ選挙スル所以ノ者ハ銀行ノ大意ヲ初メ条例成規簿記法算術等総テ銀行ノ事務実際ニ關スルモノヲ教授シ成業ノ上諸官庁國立銀行及ヒ諸会社ノ招傭ニ応セシメ終ニ簿記ノ方法ヲ一途ニ帰センカ為ナリ然レトモ真ニ自ラ銀行或ハ諸会社ノ營業ニ從事シ其事務ニ練熟シテ以テ他日之ヲ施行センコトヲ希望スルノ素志アル者ニ非レハ其成業モ亦タ難カルヘシ故ニ此伝習生徒タランモノハ必ス自費ヲ以テ就学ヲ請フ者ニ非レハ許サス因テ今其方法規定ヲ設クルコト左ノ如シ

第一条 銀行学伝習生タランモノハ年齢十七歳以上三十五歳以下ニシテ試験及第ノモノニ限ルヘキ事

第二条 人員ハ三十名ヲ限り精選ヲ遂ケ成業迄従学セシムヘシ然レトモ学志厚カラサルニ拠リ通学ヲ差止ムルカ或ハ其他不得止事故アリテ退学ヲ許シタルトキハ適宜其欠員ヲ補フヘシ

第三条 徒学期限ハ凡ソ一箇年半ニシテ六箇月ヲ以テ一期トナシ第一則ノ学科ハ第一期第二則ノ学科ハ第二期第三則ノ学科ハ第三期ニ卒業スヘキモノト定ムヘキ事

但シ地方官又ハ各銀行等ヨリ教授方請求ノ分ハ此順序ニ關セス便宜急進ノ手続ヲ以テ教授スヘシ

第四条 就学中其学科ニ屬スル所ノ書籍並ニ什器等ハ一切官費ヲ以テ貸付スヘシ尤モ六箇月一則ノ科ヲ終ヘテ其學業試験ノ毎節優等ノ者ヘハ賞与トシテ其階級ニヨリ銀行ニ關スル書籍(条例並ニ簿記法銀行論等ノ如キ)ヲ給与致スヘキ事

第五条 教授時間ハ午前九時ヨリ午後三時迄タルヘキ事

但時日ノ長短ニヨリ此時間ヲ変更伸縮スルコトアルヘシ

第六条 習学不勉強ニシテ後來成業ノ見込ナク當課ヨリ放免スルハ格別年限中自分ノ勝手ヲ以テ猥ニ退学スルヲ許サス

但シ不得止事故アルモノハ此限りニアラス

第七条 学科卒業ノ者ハ退学ヲ許スコト勿論ト雖モ其際銀行及ヒ諸官庁ヨリ招傭ノ請求アルニ於テハ當課ノ差圖ニ隨ヒ何レノ場所何レノ銀行ニ拘ハラス其招ニ応シ其習学セシ所ノ諸事業ヲ実施シ其銀行及ヒ官庁ノ為メ勉励従事スヘキ事

第八条 卒業ノ前後ニ拘ハラス都合ニヨリテハ日給ヲ付シ一時當課へ雇入ルコトアルヘシ尤モ其雇

入申ト雖モ銀行及諸官庁ノ招傭アルニ於テハ此規則ヲ遵奉シ其請求ニ応スヘシ

第九条 当課ノ差図ヲ拒ミテ銀行及ヒ諸官庁ノ招傭ニ応セサル者ハ速ニ之ヲ改逐シ其姓名ヲ全国ノ各銀行及ヒ諸官庁ヘ通知シ十八箇月間(即チ一箇年半)其傭使ヲ禁スヘシ

第十条 学科

第一則凡六箇月間ニ卒業ノモノトス

- 一 洋算 加減乗除
- 一 和算 八算見九
- 一 尋常簿記法 単複
- 一 銀行条例 諸記
- 一 銀行学大意 同
- 一 貨幣条例公債証書発行条例及ヒ印税規則ノ類

第二則同上

- 一 銀行実驗論
- 一 銀行簿記法
- 一 洋算 分数比例平立方等
- 一 貸借必携ノ類
- 一 諸証書ノ文按

第三則同上

- 一 銀行事務實際ノ手続
- 一 銀行論ノ口授

以上

右之通相定候事

(出典)『明治財政史』第13巻、銀行(2)、明治財政史発行所、1927年、650—653頁。

(5) 内務省の農業専門教育

[解説] 内務省の創置は、明治6年（1873）11月であるが、農政ははじめ民部省によって、民部省廃止後は大蔵省によって担当されていた。しかし、農学校の計画は、内務省創置後、その事務章程に「農業学校並勧農会社ノ制ヲ定ムル事」という規定が設けられて、はじめて実現をみることになった。明治7年（1874）7月、内務卿大久保利通は、家畜医をはじめとする7名の教師の雇い入れを上申した（史料④7）。明治8年（1875）2月になってこの上申は允可されたため、大久保は、同年4月外交ルートを通して、家畜医師2名をイギリスから、ベルギー・オランダ・ドイツなどより農学教師数名を雇い入れるよう要請した。

内務省の農学校計画がまとまったのは、明治8年12月の段階であった（史料④8）。獣医学校・農学校・分析所を設けることにして、その責任者である大教師には、農学の教師をあてることにした。しかし、このときすでにイギリスでは駐英公使上野景範を通して、サイレンセスター農科大学の獣医学の教授マクブライド（J.A. McBride）の選任が終わっており、大教師を先に雇うという手順に狂いが生じた。しばらく混乱が続いたが、結局すべての教師をイギリスから雇い入れることに決し

て、明治9年（1876）10～11月に、カスタンス（J.D. Custance）を長とする5名の教師が来日した。

内務省は、これに先立って、開校の準備を進め、明治9年6月には「農事修学場入学規則」を定めて、生徒募集を始めた（史料④⑨）。イギリス人教師が来着して、明治10年（1877）2月から内藤新宿で授業が開始されたが、農業実習の都合上、イギリス人教師の意見をいれて駒場野に移転した。農事修学場は、同年11月には、農学校と改称され、農学校入学規則を制定した（史料⑩）。イギリス人教師の指導によって整備された学則ができあがり、予科、農学本科、獣医科、農芸化学科、試業科の5科の教育が緒についたが、明治11年（1878）になると、その試業科教師ベグビー（J. Begbie）の解雇事件が起こって、学校内が混乱に陥った。その原因は複雑であるが、内務省の教師選任の不手際が尾を引き教師の結束が乱れたことや、入学した生徒のほとんどが士族であって農業の現業を嫌悪したことなどが、その一因となっていた。

結果的には、イギリス人教師たちは教育の中途で帰国したため、内務省に勢力を得ていた品川弥二郎らによって、イギリス人教師の後任にドイツ人教師を雇い入れる決定がなされ、明治15年（1882）までにその交代が完了した。以後、駒場農学校は、ドイツの農芸化学を基軸とした、学理中心の教育を行なうようになった。駒場農学校の教育についても、拙著『日本農業教育成立史の研究』で詳述したので、あわせて参照されたい。

〔史料④⑦〕 明治7年の教師招聘計画

家畜医初其外共教師雇入ノ儀ニ付伺書

農事ヲ勧奨シ厚生ノ大本ヲ立ルハ國家富盛ヲ謀ルノ根基ニシテ安寧保護ノ大主眼ニ有之乍去一二ノ管見拙技ヲ以テ輕々不可施行ハ勿論ノ儀ニ付篤ク注意ヲ加反覆試験ヲ經漸次盛大ノ域ニ相運度仍テ別紙ノ通府県へ相達普ク四方ニ索先ツ海内有名ノ諸農家ヲ湊合シ實地ニ就テ互ニ研究講明致シ短ヲ補長ヲ取衆技百説ヲ網羅シテ無遺漏加之海外ノ學芸ヲ以テ之ヲ補綴シ農務ノ本宗ヲ確立可致目途ニ有之候処就中牧畜ノ儀ハ方今ノ最要事業ニ有之候ニ付既ニ當省中勸業寮於テ農務課ヲ置右ノ一科ヲ先務ト致シ汲々從事致居候処元來御國ノ儀ハ右業体ヲ輕視侮慢致候風習ヨリ遂ニ其學術ヲ講明致候者無之殆家畜ノ大有益ニシテ農事ノ本根タルヲ忘却スルニ至リ實ニ洪歎ノ至ニ候然ルニ近來肉食毛服乳飲等ノ風卒然相開候処素々有限僅少ノ頭數ヲ以テ無限莫大ノ需要ニ應加之不時ノ疾疫流行等ニテ追々減数相成候ハ申迄モ無之其上羅沙ブランケットノ數総テ之ヲ外産ニ仰キ巨額ノ費用ヲ以之ヲ購入シ内地一般ノ供給ヲ要ル者不可勝斗若此分ニテ今數年ノ星霜推移候ハ、内地ノ空乏ヲ招候儀必然ノ勢ニテ苦心此事ニ候仍此事ニ候仍テハ寸時モ速ニ家畜繁息ノ方策相立置漸次各地ニ伝播為致他日ノ患害ヲ未萌ニ予防致度乍去前条陳述ノ通内地於テハ適當ノ人物至テ難得去逆此偏差置後來ノ困乏ヲ坐視罷在候儀ハ万々無之候間何卒可然外国人相撰家畜医初其外共別紙ノ通雇入豢養法并治療術ハ勿論其外共総テ内地未開ノ農事大々伝習為致度候間至急御指揮有之度自然御許可ノ上ハ當省於テ速ニ人撰致外務省共協議ノ上雇入方等万事不都合無之様取計可申存候尤給料等諸経費ノ儀ハ追テ取調可申上候依テ此段相伺候也

明治七年七月三十日

内務卿 大久保利通

太政大臣三条実美殿

朱書 伺之趣聞届候條教師適任之者人撰之上定約書案并ニ給料取調更ニ可伺出事

明治八年二月廿二日

府県へ達案

府県

各管内於テ現業鍊熟且老実ナル農学家精撰之上樹芸養蚕本草三科之内ニテ左雛形之通特秀ノ者一両名取調至急可申立此旨相達候事

卿名

(雛形 省略)

一家畜医 両名

但家畜医道之儀ハ人間医道ニ等ク専門部數課ニシテ一両名ヲ以能教方速成ノ義ハ難ク候得共目

今内外御多端ノ折柄ニ候得ハ先両名ニテ可然存候事

一耕耘教師 壱名

一牧畜教師 壱名

一農家化学者 壱名

一耕耘并牧畜ニ老練ノ農夫 両名

昨明治七年七月三十日ヲ以テ家畜医其他外國教師御雇入之儀及上申候処未タ何分之御指令無之右ハ畢竟農業進歩之基礎ニシテ實際施行之順序ニ於テ一大事之儀ニ付至急御許允相成候様致度此段及御頼談候也

明治八年二月十七日

勸業権頭河瀬秀治

史官

御中

明治七年第八月九日 八年二月廿二日成

大臣 議長

参議 副議長

外務課

内務課

財務課

諸業課

別紙内務省伺農業教師数名雇入之儀審議候処本邦農業之儀ハ全ク従来之慣習ニ依ル者ニシテ牧畜ノ如キ猶未タ農業之一部タルヲ知ラサル者アリ此畢竟人民農学ヲ講究セサルト之ヲ教ルノ人無キニ依ル也今般同省之見込ニ於テハ樹芸養蚕本草之三科ノ内特秀ノ者ヲ各地方ニ撰ミ教師ヲ外國ヨリ雇テ大ニ其道ヲ講究シ彼ノ所長ヲ取り我農業ヲシテ隆盛ナラシメント之旨意ニシテ固ヨリ今日ノ急務最モ可然儀ニ有之候条伺之趣御許可相成可然存候依而御指令案調査仰高裁候也

御指令案

伺之趣開届候條教師適任之者人撰之上定約書案並ニ給料取調更ニ可伺出事

明治八年二月廿二日

(出典)『公文録』内務省之部、明治八年二月、「農業教師雇入伺」

〔史料④〕 明治8年の農学校計画

農学校設立生徒教育教師就用順序之儀伺

夫レ本邦從来農事ニ所長ナキニアラザレドモ其技術世々習慣ニ因テ続キ來リシモノニテ實驗ノ學理ニ乏シキヨリ進歩改良ノ基相タヽズ偶然今日ニ推移リシ者ナレバ此儘自為ニ任セ置候テハ終ニ農事ノ振起期シ難ク必ズヤ技術學理相助ケ相進ムノ方法ヲ講究セザルヘカラザルコト今日ノ要務ニシテ乃チ之ヲ講究スルニ於テハ広ク之ヲ歐米ノ諸國ニ採ラサルヲ得ズ而テ彼レニ採リ我レニ用ヒテ其適宜ヲ失ハサントスル者ハ目今輕易ノ學科ヲ先トシ人民知識ノ進歩スルニ従ヒ追年學科ヲ変制シ遂ニ歐米ト階級ヲ同一ニスルヲ以テ目的トナスベシ就テハ既ニ外國教師就用ノ儀別紙甲号照会ノ通御決裁ノ末乙号照会ノ通御再決相成候得共尚篤ト着実ニ勘弁ヲ遂ケ候処今此ニ農學校ヲ設立シ生徒ヲ教育シ教師ヲ就用スルノ順序等別紙条目ニ基キ着手ノ方向相立候様仕度候条捷急御決議有之度候尤モ右ニ關スル諸経費ハ更ニ調査上申可致候因テ別紙照会書類相添先ツ此段相伺候也

但乙号照会ノ通御決議相成候処各國ヨリ學術名望共同等ノ教師數名雇入候テハ實際統御上ハ素ヨリ學業ノ巧拙利害ヲ陶汰シ或ハ生徒教育上ニ於テ其弊害ナキヲ保難ク故ニ右ハ取消シ更ニ英國ニ纏メ緩急ニ応シ各教師御雇入之儀當寮第四千十一号ヲ以テ上陳候処御決議相成乃チ當寮第四千三百式十六号及第五千百九号ヲ以伺出御決裁ノ通差向家畜医一名雇入結約ノ景況報知方彼國在留上野全權公使ヘ依頼中ニ有之候因テ伺済廻議類ハ此ニ副付セス併シ照会ヲ要セラルレハ追テ可供一覽候

第一条

一 獣医学校ヲ設置スルコト

本邦ニ於テ從來馬医ト称スル者アリトイヘドモ其術タルヤ淺近相乏シカモ其関スル所殆ト馬ノミニ止テ歐米ニ所謂獸医学トハ遙ニ其区域ヲ異ニセリ

獸医学ト称スル者ハ實ニ緊要ノ學科ニシテ農學科目中欠ヘカラザルモノトス歐洲ニ於テハ千七百年代ノ末ニ至テ其學理大ニ高上ニ進ミ現今其國益ヲ輔佐スルニ於テハ民間其必要ノ學課タルコトヲ牴認スルニ至レリ

獸医学ハ農學ヲ修ムル者固ヨリ學ハサルヘカラザル者ト雖モ其學術タルヤ全ク人医ト異ナラサルヲ以テ其全課ヲ学ビ得ルニ至ツテハ復タ數年ノ力ヲ尽スペキナリ故ニ自ラ特別專門ノ學課トナスヘキナリ本邦ニ於テハ從前此學課ヲ講明セサルヨリ民間日用ノ利害得失ニ大ナル差異ヲ生スルニ至レリ故ニ我國民ニ此學課ヲ修メ專門ノ獸医タル者アラサルヨリハ我國ノ要務タル農業ハ決シテ其完全ニ至ルヘカラサルナリ因テ此ニ嚴密ノ規則ヲ設ケ大抵年齢十六以上二十以下ニシテ普通ノ學科ヲ修業シ会話ニ差間ナキ生徒ヲ撰拔試験シ及第スル者ヲ以テ之ニ充シムヘキ事

第二条

一 農學校ヲ設置スルコト

農學ハ元來數派ノ學課ニ関涉スルモノニシテ此諸學課講明ナラサルヨリハ農學ノ進歩ハ決シテナスベカラザル故ニ今農學大學校ヲ建設スルハ我農事進歩ヲ誘導スルノ一大方法ニシテ勸農上ニ於テニクヘカラサルモノトス學課ヲ設ケルノ順序緩急ニ至テハ目今輕易ノ學課ヲ先トスルハ即我人民ニ対シテ適宜ヲ失ハサルノ故ニ此學校ヲ分ツテ三局トナスヘシ

第一ヲ予科トシ第二ヲ專門科トシ第三ヲ現業科トス乃チ予科ハ尤モ少年ノ生徒ニシテ體質健康ナル

者ヲ撰ミ語学初步ヨリ専門科ニ入ルノ予備ヲナサシメ専門科ハ予科生徒ノ上級タル者ニシテ農學ノ全課ヲ修業セシム故ニ予科生徒ハ大抵年齢十三以上十五以下ニシテ普ク各府県ヨリ一員宛招集スヘシ専門生徒ハ十六以上十八以下ニシテ元来予科ノ生徒ノ上級ニシテ此課ニ入ルヘキ者ナレモ今仮ニ二十名ヲ適宜近傍ニ招集シ試験及第ノ上ハ先ツ予科生徒ノ上級スル者ト看做シ此科ニ入ルヲ許可ス現業科ナル者ハ特別ノ者ニシテ乃チ此課ヲ設置スルノ目的ハ農民ヲシテ田園ヲ耕スノ精巧ナル者或ハ耕作ノ為メニ他ニ傭使サレ或ハ牧畜ノ業ニ習熟スル者等ヲ教育スルモノニシテ全ク仏國「フェルムゼコール」（農家ヲ以テ学校トナスノ意）ノ主意ニ倣ヒ專ラ現業秀特ノ農業技術科ヲ教育スル為ニ設ク故ニ生徒ハ年齢二十以上三十以下ニシテ從前多少ノ現業ニ從事セシ者ヲ撰詰一府県一人宛ヲ徵集シ國語ニ依テ教育シ自ラ其業ヲ取捨折衷セシム

第三条

分析所ヲ設置スルコト

肥料ノ調査土質ノ分析等其農業ニ関涉シ欠クヘカラサルノ學課タルコト今更弁ヲ待タサレモ元來農學ノ一分課ナレハ別ニ此場ヲ設ケシテ足レリトス今之ヲ別ニ置ク所以ノモノハ第一此場ハ學校所轄ノ教則ニ関スルノミニアラス傍ラ試験場ノ事務ニ亘ルヲ以テ其職務繁忙ナラサルヲ得ズ第二實業ノ自ラ他課ト分離セサル片ハ建築上ニ不便利アルトニ因テナリ然レモ農業舍密課ヲ學フ生徒ハ必ス農業ヲ兼ネ修メ始メテ實用ヲナス者ナレバ今別ニ之ヲ設クト雖モ農學中ノ一分課トス故ニ予科ヲ經テ専門ニ入ル生徒ハ必ズ此課ヲ學ハサルヘカラサルナリ

第四条

此學校ノタメニ教師ヲ撰ムハ實ニ緊要ノコトニシテ事業ノ成否ニ至テハ全ク此教師ニ關ス撰詰ノ力ヲ尽サズモ今傭入ノ數ヲ左ニ挙ントス

一 大教師

壱員

農學ノ全課ニ通曉セシ者ニシテ乃チ農學校ノ教頭トシ各課教師ト學業上ノコト、ヲ總轉監督セシムルコト

一 分析教師

壱員

農業分析學ニ通曉セシモノニシテ教頭教師ノ下ニ在テ其指示ヲ受ケ學課ヲ管理セシムルコト

一 獣医教師

壱員

獸医学ニ通曉セシ者ニシテ教頭教師ノ下ニ在テ其指示ヲ受ケ學課ヲ管理セシムルコト

一 予科教師

壱員

一般普通ノ教則ニ通曉セシ者ニシテ教頭教師ノ下ニ在テ其指示ヲ受ケ學課ヲ管理セシムルコト

一 現業教師

壱員

實地農業技術ニ通曉セシ者ニシテ教頭教師ノ下ニ在テ其指示ヲ受ケ技術教育ヲ管理セシムルコト

右五教師ハ生徒教育ノ為ニ専用スルト雖モ時宜ニヨリ長官ノ命ヲ以テ試験場ノ事業ヲ兼帶セシメ動植物ノ繁殖樹芸耕耘ノ順序等試験ノ方向ヲ管理セシムルコト

第五条

此農學校ニ多少ノ園圃牧場等ヲ付シテ生徒實地ノ経験ニ便ナラシムベキコト

各生徒修業ノ期限ヲ終ヘ其成業スルモノニハ農業成熟ノ証書等ヲ与ヘ農業或ハ獸医ノ技術師ノ役ニ就クヲ免許シ且此撰ニ充ル者ハ極テ名誉ノ事タラシムヘキ事

右ハ現今吾邦ノ情況ニ従ヒ人民知識ノ度ニ因テ其適宜ノ方法ヲ立ツル者ナリ既ニ錯亂ニ近シト雖モ

二三年ノ後生徒ニ学識進歩スルニ至ラハ一般尋常ノ学則ニ従ヒ易カルヘキナリ而テ其生徒ヲ給養スルノ方法等ニ至テハ勉メテ民間質樸淳美ノ風ヲ失ハサルヲ主トセサルヘカラサルナリ

今般東京府下内藤新宿勧業寮支庁内農事修学場へ予科試業科ノ両生徒各壹員宛ヲ限リ一府県ヨリ致招集候条別紙入場規則ニ照準各府県ニ於テ一応試験ノ上當人姓名年齢並試業科生徒履歴書共取調來ル何月幾日迄ニ勧業寮へ可申出尤出京日限之儀ハ追テ同寮ヨリ可致通知此旨相達候事

但シ生徒招集旅費之議ハ旅費定則之十等ヲ以支給方其府県ニ於テ繰替置追テ受取方同寮へ可申出事

年 月 日

内務卿名

(出典) 安藤圓秀『駒場農学校等史料』東京大学出版会, 1966年, 40-43頁。

[史料④9] 明治9年の「農事修学場入学規則」

勧業内藤新宿支庁へ農学生徒各府県ヨリ招集并給養方之儀ニ付伺

当省勧業寮内藤新宿支庁之儀ハ農事ノ得失ヲ実験シ全国へ普及可致目途ニ依リ追々同濟之廉モ有之已ニ着手罷在候処抑從前本邦之農業ハ其所長不尠候得共概ネ各地積年之習慣ニ因循シ実理実験之學術更ニ不相備此儘人民之自為ニ任セ置候テハ到底改革發明ノ進歩モ無之実ニ國家經濟之得失ニ相關シ一日不可擲却儀ニ付既ニ外國教師御雇入之儀伺書昨八年二月廿二日御裁可有之ニ就テハ今般農事修学場設置差向農學獸医学之両生徒ヲ當府下ニ於テ五拾名予科試業科ノ両生徒ヲ各府県ヨリ壹名宛百六名招集方當省ヨリ相達申度乃チ府県ヘノ達案生徒試験入場規約并給養方法規程概算書共相添此段相伺申候至急御決裁相成度存候也

明治九年五月十八日

内務卿大久保利通

太政大臣三条実美殿

伺之趣聞届候条附箋之通改正可致事

明治九年六月十三日

生徒徵集方東京府并各府県へ達案

東京府

今般内藤新宿勧業寮支庁内農事修学場へ差向農業生徒式拾名獸医生徒三拾名ヲ限リ當府下ニ於テ本貫寄留ヲ不論別紙入学規則ニ照準學術試験之上入場差許候条志願之者ハ來ル何月幾日迄ニ直ニ同寮支庁へ可申出旨夫々至急可相達此旨相達候事

年 月 日

内務卿大久保利通

府県

今般東京府下内藤新宿勧業寮支庁内農事修学場へ予科試業科ノ両生徒各壹員宛ヲ限リ一府県ヨリ致

招集候条別紙入場規則ニ照準各府県ニ於テ一応試験之上當人姓名年齢並試業科生徒履歴書共取調來
ル何月幾日迄ニ勸業寮へ可申出尤出京日限之儀ハ追テ同寮ヨリ可致通知此旨相達候事
但生徒召集旅費之儀ハ旅費定則之十等ヲ以支給方其府県ニ於テ繰替置追テ受取方同寮へ可申出事

年 月 日

内務卿大久保利通

農事修学場入学規則

第一条

一農事修学場ハ勸業寮ノ所轄ニシテ農学獸医学学生徒ヲ教育スルノ所ナリ

第二条

一入学免許ハ凡ソ日本ノ臣民諸族ヲ問ハス身体壯健行状端正ニシテ試験ノ上及第スル者ヲ以テ選ミ
命ス

但其試験ノ方法并入学生徒ノ員数ハ當場ノ都合ニ依テ之ヲ決定ス

第三条

一當場現今農学獸医学ノ二課ヲ設置シ以テ生徒志願ノ一課ヲ修学スルヲ得セシム然レハ之ヲ決志
スルノ後ハ変スルヲ許サス

但農學課中ニ試業ノ一課ヲ置ク其規則ハ之ヲ第十條ニ就テ見ルヘシ

第四条

一當場現今英國人ヲ挙ケ教師ニ任用スルヲ以テ諸課ヲ教授スルノ際英語ヲ用ヒサルヲ得ス

第五条

一生徒修業ノ順序ヲ設ケルヲ左ノ如シ

○第一 予課 ○第二 専門農学獸医学

第六条

一予科ハ専門科ニ入ラントスルノ階梯ナレハ各生徒先ツ此課ニ入ラサルヲ得ス而テ此課ニ入ルノ生
徒ハ年齢十三以上十五以下ニシテ各府県一人宛ヲ限り招集ス

但東京寄留ノ者ニテ志願ノ者ハ本県添翰ヲ以テ東京府庁ノ試験ヲ経ルモ妨ケナシ

第七条

一予科生徒入学試験ノ方法左ノ如シ

○第一 身体強健ニシテ天然痘又ハ種痘ヲ為セシモノ ○第二 讀書普通翻訳書ノ類 ○第三 算
術洋算分数比例 ○第四 習字楷書草書 ○第五 英語單語

第八条

一農学科ハ予科卒業生徒ノ上級シテ此課ニ入ルモノトス

但現今生徒二十名ヲ限り仮ニ予科生徒ノ上級シタル者ト見做シ適宜ニ召集ス生徒年齢十五以
上十八以下性質温厚沈実ニシテ試験ヲ経テ及第スル者ハ入学ヲ許ス

第九条

一農学科生徒入学試験ノ方法左ノ如シ

○第一 身体診査 ○第二 国文讀書日本外史 ○第三 英語 ○第四 究理學初步 ○第五
算術 ○第六 地理學 ○第七 博物學大意 ○第八 化學大意

但試験ノ節從來学ヒ得シ學業ノ履歴書ヲモ差出スヘシ

第十条

生徒給養規則（省略）

（出典）『公文錄』内務省之部，明治十年十一月，「農学校入学規則改正并自費生徒召募伺」

習字 楷書草書ノ内

英語 平易ノ書ヲ讀得ルコ

第十二条専門科入学志願ノ者ハ次ニ記載スル科目ノ試験ヲ経及第スル者ニアラサレバ入学ヲ許サス
試験科目

国書文章 英語 地理学 史学 数学 物理学人意 化学大意

第十三条試業科入学志願ノ者ハ反歩以上ノ土地ヲ所有スル者及其子弟ニシテ体质強健從前稼穫ノ
業ニ從事シ次ニ記載スル科目ノ試験ヲ経及第スル者ニ非サレバ入学ヲ許サズ
試験科目

国文読書

第十四条入学出願ノ節ハ從來学ヒ得タル学業ノ履歴書（試業生ハ從前農業ニ從事セル履歴書）ヲ添
東京府庁ヲ經テ願書ヲ差出スペシ其願書式ノ如シ

入学願書式
府庁添書式 } (省略)

第十五条及第ノ生徒ハ次ニ記載スル書式ニ倣ヒ本人請書并保証書ヲ差出スペシ其保証人ハ東京府下
ニ住スル者ニシテ其身ヲ托スルニ足ルヘキ一戸主タルベシ

請書式
保証書式 } (省略)

第十六条及第生徒ノ中若シ不幸ニシテ篤疾ニ罹リ業ヲ修メ難キ歟又ハ不得止事故アルノ外卒業前半
途ニシテ退校スルヲ許サス

第十七条官費生徒卒業後奉務ノ年限ハ修業在校ノ年数ト同年数タルベシ（即在校二年ナレハ奉務モ
亦二年）但シ引続キ勤続セシムルト否ハ官ノ都合タルベシ

第十八条官費生徒若シ不幸ニシテ廢篤疾ニ罹リ修業ヲ為ス能ハサル者外不得止ノ事故アリテ卒業前
退校スル者ハ在校中ノ諸費ヲ一時ニ返納セシム卒業後奉務年限中辞職スル者モ亦前文ニ照
シテ修業在校中ノ諸費ヲ其奉務ノ年月ニ計較シテ其残額ヲ還納セシム若シ能ハサル者ハ保
証人ヨリ之ヲ弁償セシムヘシ

第十九条生徒ノ内或ハ怠惰或ハ不品行等ニ因テ退校ヲ命スル者モ亦前条ニ照準シテ在校中ノ費額ヲ
還償セシム

第廿条 自費生志願ノ者ハ即チ此入学規則ニ準シ其科目ノ試験ニ及第スル者ハ入学ヲ許ス

第廿一条入学免許ヲ得ル者ハ自費生タリト必ス本校ノ諸規則ヲ遵奉シ卒業前不得止ノ事故ナクシテ
退校スルヲ許サス

第廿二条自費生ハ衣服ニ制度ナシト雖モ受業ノ間ハ動作便利ノ為可成洋服ヲ着スヘシ

第廿三条自費生ハ通学スルモ又入舎スルモ各自ノ便宜ニ任スペシ

第廿四条自費生授業上必需ノ書籍薬品及器械農具等ハ官ヨリ之ヲ貸与スペシ

第廿五条自費生ノ入舎スル者ハ衣服帽靴臥具等ヲ除ノ外官費生ト同ク給養スルヲ以テ食餌薪炭燈油
ノ費価ヲ納ムベシ現今其費価ヲ一ヶ月約金三円五拾銭トス然レモ物価ノ高低ニヨリテ増減
スルヲアルヘシ又舎用ノ器什ヲ貸付シ衣服ノ潔補ヲ保管スルヲ以テ毎月末器什料トシテ金
三拾銭潔補料トシテ金三円五拾銭ヲ納ムベシ疾病ノ節要スル藥餌ノ料ハ自弁タルベシ

第廿六条自費生入舎中ノ諸費ハ生徒之ヲ納ムト雖モ給養法ヲ改設スルハ本校ノ便宜タルベシ

第廿七条自費生疾病事故アリテ帰省下宿或ハ退校ヲ請フ者ハ其実否ヲ糺シテ之ヲ許ス而ノ在舎中ノ
費金ハ退舎ノ日ヲ限り日割ヲ以テ之ヲ納メシム

生徒給養規則 生徒貸与品概算表 消耗補繕費給与概算表 衣服靴帽概算表 (献立例) (製服図)	} (省略)
---	--------

(出典)『公文録』内務省之部、明治九年六月、「内藤新宿觀業寮支庁へ農業生徒招集等ノ儀伺」

〔史料⑩〕 明治10年の「農学校入学規則」

農学校入学規則

第一条 農学校ハ内務省勸農局ノ所轄ニシテ農学専門ノ生徒ヲ教育スル所ナリ

第二条 農学分ツテ五科トス其目左ノ如シ

第一	予科
第二	農学本科
第三	獸医科
第四	農芸化学科
第五	試業科

第三条 此学科ニ於テ教授スル専門学ハ共ニ英学ヲ用ユ

第四条 入学ヲ許スハ凡ソ日本國ノ臣民タル者諸族ヲ問ハス身体壯健品行端正ニシテ試験合格ノ者タルヘシ

第五条 身体検査ノ上体格勤学ニ堪ユヘカラザル者及種痘天然痘ヲ為サル者ハ入学ヲ許サズ

第六条 各生徒ノ入学ヲ許スベキハ左ノ年齢ニ限ルベシ

予科生徒ハ	十三以上十五以下
専門諸科生徒ハ	十五以上二十以下
試業科生徒ハ	二十以上三十以下

第七条 各生徒在校修業ノ年期ヲ定ムル左ノ如シ

予科	二年
専門科及試業科	各三年

第八条 諸学科入学ノ期ハ毎学年ノ始一回トシ其試験ヲ三日間ニ施行ス

但学年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第九条 試業科ナルモノニハ農技秀特者ヲ造成センカ為ニ從前農業ニ從事セシ者ヲシテ直ニ實地ニ就キ專ラ耕芸ノ手術ヲ習熟セシムルノ学科タリ故ニ簡便ヲ主トシ国語ヲ以テ之ヲ教授ス

第十条 既ニ予備学ヲ卒業シタル生徒ハ専門学ニ入ル可シ而シテ其志望スル所ノ専門科ハ其才ノ適応スペキ者タルベシ

第十一条 予科入学志願ノ者ハ次ニ記載スル科目ノ試験ヲ経及第スルモノニアラサレバ入学ヲ許サズ

試験科目

国文読書

算術 洋算 加減乗除

一試業科ヲ設置スルノ目的ハ從前多少農事ノ現術ニ從事セシ者ヲシテ直ニ實地ニ就キ其技術ヲ折衷
習得セシメ專ラ現業秀特ノ農業技術課ヲ教育スル為メナリ故ニ特別ノ課トス生徒年齢二十以上三十以下ニシテ現今各府県一人宛ヲ限り召集シ國語ヲ以テ教授ス

第十一條

一試業科生徒入学試験ノ方法左ノ如シ

- 第一 身体強健ニシテ天然痘又ハ種痘ヲ為セシモノ ○第二 国文読書 ○第三 従前農事ニ從事セシ履歴書 ○第四 五反歩以上ノ土地ヲ所有スル者及其子弟タルモノ

第十二條

一獸医学ハ予科卒業生徒ノ上級シテ此課ニ入ル者トス

但現今生徒三十名ヲ限り仮ニ予科生徒ノ上級シタル者ト見做シ適宜ニ召集ス生徒年齢十五以上二十以下ニシテ試験ヲ経テ及第スル者ハ入学ヲ許ス

第十三條

一獸医学科生徒入学試験ノ方法ハ第九条農学生徒試験方法ニ同シ

第十四條

入学願書雛形
府県添書雛形
請書雛形
引受人保証雛形

} (省略)

第十五条

一生徒ノ衣服食料ハ官費ヲ以テ支給シ下着及ヒ整粧ノ具ハ總テ私費タルヘシ

第十六条

一及第ノ生徒ハ前条雛形ニ徴ヒ本人請書及ヒ引請保証ヲ出サシムヘシ其引請人ハ東京府下ニ住シ其身ヲ依托スルニ足ルヘキ一戸主ヲ保証人トスヘシ

第十七条

一生徒若シ学期未満ニシテ不幸廃篤疾ニ罹リ修業ヲ為ス能ハサル者ノ外自己ノ私情又便利等ニ依リ退場スル者ハ在場中ノ諸費ヲ一時ニ返納セシム卒業ノ後奉務スル者ノ年期未満ニシテ辞職スル者モ亦前文ニ照シテ在場中ノ諸費ヲ某奉職ノ年月ニ比較シテ其残額ヲ返納セシムヘシ若シ能ハサル者ハ保証人ヨリ之ヲ弁償セシムヘシ

第十八条

一生徒怠惰ニシテ學業進歩スル能ハサル歟或ハ不行跡等ニシテ退場ヲ命スルモ前条ニ照準シテ之ヲ弁償セシム

第十九条

一生徒官物ヲ損傷シ或ハ居室ヲ破壊シ自ラ償フ能ハサル者ハ保証人ヨリ弁償セシムヘシ

第二十条

一生徒成業後奉務年限左ノ如シ

- 第一 修業滿一ヶ年ノ者ハ 滿一ヶ年
- 第二 同 二ヶ年ノ者ハ 同二ヶ年
- 三ヶ年以上此比例ヲ以テ積算シテ年限ヲ定ム

大学研究ノート・バックナンバー

- 第 1 号 (1971. 8) サセックス大学のカリキュラム：自然科学ハンドブック 1966 - 67 より
..... 大学問題調査室〔編訳〕
- 第 2 号 (1971. 9) ドイツの大学における Institute 数及び教授数に関する集計
..... 近藤春生
- 第 3 号 (1971. 10) 高等教育に関する主要外国雑誌目録 岩村聰〔編〕
- 第 4 号 (1972. 7) 欧米の医学カリキュラム 杉原芳夫〔編訳〕
- 第 5 号 (1972. 8) アメリカ合衆国的主要大学に関する基本資料
..... 関正夫・川上昭吾〔編訳〕
- 第 6 号 (1973. 2) サセックス大学のカリキュラム：人文・社会系ハンドブック 1966 - 67 より
..... 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 7 号 (1973. 3) 諸大学学寮規程・規則集(1) 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 8 号 (1973. 8) ドイツ大学改革と学生生活の現況 マールブルグ大学を中心として
..... 千代田寛・阪口修平
- 第 9 号 (1973. 9) 広島大学医学部紛争における医局・講座、大学院および学位制度問題資料
..... 杉原芳夫〔編〕
- 第 10 号 (1974. 1) 理学部生物学科の調査 — カリキュラムを中心に … 川上昭吾
- 第 11 号 (1974. 2) 大学院・研究体制に関する文献目録 喜多村和之〔編〕
- 第 12 号 (1974. 2) 大学院・学位に関する規程集 喜多村和之〔編〕
- 第 13 号 (1974. 3) アメリカ工業教育協会報告書：工学系学生のための教養教育
..... 関正夫〔編訳〕
- 第 14 号 (1974. 3) 諸大学学寮規程・規則集(2) 大学教育研究センター〔編〕
- 第 15 号 (1974. 6) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
農業高校生の進路選択と農業に関する意識の調査研究
— 普通高校生との比較 — 山谷洋二
- 第 16 号 (1974. 9) カリフォルニア大学の農学系カリキュラム 山谷洋二〔編訳〕
- 第 17 号 (1975. 1) ヨーロッパの学生宿舎を見て 横尾壮英
- 第 18 号 (1975. 2) 学寮の管理運営の法的検討 畑博行・村上武則
- 第 19 号 (1975. 3) 大学院・学位制度に関する資料集 寺崎昌男〔編〕
- 第 20 号 (1975. 10) 大学の大衆化をめぐって — 第3回(1974年度)「研究員集会」の記録—
..... 大学教育研究センター〔編〕
- 第 21 号 (1976. 1) 大学英語教育に関するアンケート調査 — 広島大学における学生の意見 —
五十嵐二郎・稻田勝彦・岩村聰
藤本黎時・湯浅信之
- 第 22 号 (1976. 3) 西ドイツ高等教育改革の青写真 天野正治
- 第 23 号 (1976. 3) 宮城教育大学の教育改革 — 視察報告 — 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 24 号 (1976. 8) 広島大学学生の宿舎と生活 — アンケート調査から
黒川正流・上里一郎・岩村聰
- 第 25 号 (1976. 9) 高学歴社会 — その現実と将来 — — 第4回(1975年度)「研究員集会」の記録—
..... 大学教育研究センター〔編〕
- 第 26 号 (1976. 11) 大学の組織・運営に関する総合的研究 組織・運営プロジェクト〔編〕
- 第 27 号 (1977. 2) 教師教育カリキュラムに関する研究 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 28 号 (1977. 2) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
— その2東日本の場合 — 山谷洋二
- 第 29 号 (1977. 3) 理学系学生に対する教養課程における自然科学教育に関する調査・研究
— 広島大学一般教育課程における物理学教育に関するアンケートから —
..... 理科系教育研究プロジェクト(物理グループ)

- 第 30 号 (1977. 6) 日本のアカデミック・プロフェッショナル
— 帝国大学における教授集団の形成と講座制 — 天野 郁夫
- 第 31 号 (1977. 9) 大学における専門教育 — 第 5 回 (1976 年度) 「研究員集会」の記録 —
………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 32 号 (1978. 8) 大学の国際化 — 第 6 回 (1977 年度) 「研究員集会」の記録 —
………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 33 号 (1978. 10) 諸外国の大学における国際交流 — とくにアメリカ合衆国を中心として —
………… 喜多村 和之・天野 郁夫・湯浅 信之
- 第 34 号 (1978. 11) 教養課程における理科系学生に対する自然科学教育の現状と課題(I)
— 広島大学の事例を中心として —
………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 35 号 (1978. 11) 教養課程における理科系学生に対する自然科学教育の現状と課題(II)
— 理科系専門教育の立場から —
………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 36 号 (1979. 2) 広島大学医学部と地域社会 大学と地域社会プロジェクト
- 第 37 号 (1979. 5) 諸外国における一般教育および科学技術教育改革の動向
………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 38 号 (1979. 7) 高等専門学校の現状と課題 葉柳 正
- 第 39 号 (1979. 10) 地域社会と大学 — 第 7 回 (1978 年度) 「研究員集会」の記録 —
………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 40 号 (1979. 11) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究 (I)
— 広島大学教員実態調査 — 大学と地域社会プロジェクト (池田秀男)
- 第 41 号 (1979. 12) 大学の国際交流に関する文献目録 ... 「大学の国際化」プロジェクト〔編〕
- 第 42 号 (1979. 12) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究 (II)
— 地域住民の大学観 — 大学と地域社会プロジェクト (吉森 譲)
- 第 43 号 (1980. 1) 日本の大学における外国人教員 — 全国調査結果の概要 —
………… 「大学の国際化」プロジェクト〔編〕
- 第 44 号 (1980. 7) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究 (III)
— 広島大学と地域社会 — 大学と地域社会プロジェクト (黒川正流)
- 第 45 号 (1980. 7) 大学農学教育に関する文献目録 山谷 洋二〔編〕
- 第 46 号 (1980. 9) 理科系学生に対する一般教育の現状と課題
高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 47 号 (1980. 11) 諸外国の大学における外国人教授の任用
— 制度と実態 — 喜多村 和之
- 第 48 号 (1981. 7) 大学医学教育に関する文献目録 川崎 尚〔編〕
- 第 49 号 (1981. 8) 科学社会学の研究 新堀 通也〔編〕
- 第 50 号 (1981. 10) 大学における教育機能 (Teaching) を考える — 第 9 回 (1980 年度)
「研究員集会」の記録 — 大学教育研究センター〔編〕
- 第 51 号 (1982. 1) 19 世紀における科学の制度化と大学改革 成定 薫〔編訳〕
— フランス・ドイツ・英国 —
- 第 52 号 (1982. 2) 日本の大学院教育に関する留学生の意見調査
— 全国調査結果の概要 — 「大学の国際化」プロジェクト
- 第 53 号 (1982. 3) 工学系大学・学部の教育改革に関する事例研究
— 広島大学工学部改革調査 —
………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 54 号 (1982. 10) 大学における教授と学習 — 第 10 回 (1981 年度)
「研究員集会」の記録 — 大学教育研究センター〔編〕
- 第 55 号 (1982. 12) 教師教育カリキュラムの研究(2) 教師教育プロジェクト〔編〕

- 第56号(1983.3) 日本の理工系大学教育の現状と将来像
—全国大学教員意見調査結果の概要—
…………高等科学技術教育研究プロジェクト〔編〕
- 第57号(1983.8) 大学教育とカリキュラム —第11回(1982年度)「研究員集会」の記録—
…………大学教育研究センター〔編〕
- 第58号(1983.11) 高等教育に関する統計資料
—理工系分野を中心にして— 前川 力
- 第59号(1984.10) 大学における教育と研究の接点を求めて
—第12回(1983年度)『研究員集会』の記録—
…………大学教育研究センター〔編〕
- 第60号(1985.1) 外国大学における日本研究 新堀通也〔編〕

大 学 研 究 ノ ー ト 通巻61号 1985年3月発行

発 行 広島大学 大学教育研究センター 広島市中区東千田町1丁目1-89
印 刷 株式会社ニシキプリント 広島市西区商工センター7丁目5-33
TEL (082)241-1221 (内線706)
TEL (082)277-6954 (代)

**Official Government Documents on the Organization of Special
and Professional Education in the Early Meiji Era**
edited by Nobuhiro Miyoshi

CONTENT

Preface	
Contents	
Prologue	1
1 The New Meiji Governments' (Shinseifu) Policy for Special and Professional Educations	5
(1) Complications in Plans for Establishing Daigakko	5
(2) Reorganization of Medical Schools (Igakusho) by the Former Shogunate	8
(3) Reorganization of Special Schools (Kaizeisho) by the Former Shogunate	21
(4) Reorganization of Local Western-style Schools	26
2 The Ministry of Education's (Mombusho) Policy on Special and Professional Education	32
(1) Trial and Error in Educational Policy	32
(2) The Addition of Two Sections in the Educational Code (Gakusei Nihen) of 1872 and Educational Rules of Special and Professional Schools	39
(3) Tokyo Daigaku (The Imperial University) as an Institute for Special and Professional Education	47
3 Administration of Special and Professional Education by Several Major Ministries	60
(1) Engineering Education—Ministry of Public Works—Kobusho	60
(2) Agricultural and Industrial Education—Kaitakushi	72
(3) Legal Education—The Ministry of Justice—Shihosho	83
(4) Accounting and Financing—Ministry of Finance—Okurasho	85
(5) Agricultural Education—Ministry of the Interior—Naimusho	88

NOTES ON HIGHER EDUCATION

No.61 (March 1985)

Official Government Documents on the Organization of Special and Professional Education in the Early Meiji Era

Edited by Nobuhiro Miyoshi

RESEARCH INSTITUTE FOR HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY Hiroshima, Japan

ISSN 0287-6612